

平成16年(ワ)第14236号 損害賠償請求事件

原告 三井 マリ子

被告 豊中市 外1名

原告最終準備書面

2007年6月6日

大阪地方裁判所第5民事部 合議2B係 御中

原告訴訟代理人

弁護士 寺 沢 勝 子

弁護士 川 西 渥 子

弁護士 大 野 町 子

弁護士 渡 辺 和 恵

弁護士 石 田 法 子

弁護士 宮 地 光 子

弁護士 長 岡 麻 寿 恵

弁護士 紀 藤 正 樹

弁護士 越 尾 邦 仁

弁護士 島 尾 恵 理

弁護士 乗 井 弥 生

弁護士 溝 上 絢 子

弁護士 中 平 史

目 次

第 1	原告と被告財団の雇用契約	2
1	当然更新の合意のある雇用契約	2
2	期間の定めとその更新、解雇制限法理の適用	2
3	原告の募集・採用手続	3
(1)	募集・採用手続は比較的簡易なものではなかった	3
(2)	常勤館長の採用の場合との比較	4
ア	2003年(平成15)年および2004年(平成16)年の場合	4
イ	2007(平成19)年の場合	5
(3)	募集、採用にあたっての館長の位置づけ	6
4	原告と被告財団間の雇用契約は短期的有期契約ではなく、当然更新を前提としていた	6
(1)	雇用通知書及び就業規則	6
(2)	更新手続は形式的なものであった	7
(3)	当然更新を示す言動	9
(4)	被告財団においては他に雇い止めの前例がない	10
(5)	被告財団自身が当然更新を認めていた	10
(6)	原告の労働条件からも当然更新を前提とするものである	11
5	館長職の寄付行為、事務局組織・事務分掌規則による位置づけ	11
(1)	寄付行為	11
(2)	事務局組織・事務分掌規則は館長常勤化以降も変更がない	12
6	すてっぷの基本理念、基本的機能と館長としての原告の採用	13
7	すてっぷ館長は「設立時から立ち上げ段階の一時的なもの」ではない	13
(1)	被告らの主張	13
(2)	乙3	14
(3)	非常勤館長を置く期間は設立時から立ち上げ段階の一時的なものと考えられていたことはない	14

8	原告の館長としての実際の仕事からも、すてっぷ館長は「設立時から立ち上げ段階の一時的なもの」ではなくまた、単なる「象徴」や「看板」ではない	15
9	他の女性センターの館長	16
第2	館長としての実績	16
1	実績	16
2	原告による上記事業の継続性と雇用契約の当然更新	21
3	原告の上記活動は「設立から立ち上げ段階の一時的なもの」ではない	23
4	原告の実績と指揮監督業務	24
第3	地方自治行政の通常のある方からは到底考えられない組織体制の変更	24
1	指定管理者制度の導入と中・長期的組織、職員体制のある方	24
(1)	もともとの考え方と実施時期	25
(2)	指定管理者制度の導入と財団の中・長期的組織、職員体制のある方	26
ア	地方自治法の改正と指定管理者制度の導入	26
イ	財団の統合と財団の中・長期的組織・職員体制のある方	26
(ア)	2004(平成16)年8月の被告市の市民に対する説明会	26
(イ)	被告財団のある方検討部会の設置	28
(ウ)	乙32(本郷陳述書追加分)について	29
a	指定管理者制度の導入が全く予測できないことなどありえない	29
b	財団統合問題	31
c	「財団のある方検討」「国際交流センターのすてっぷへの移転」	32
(3)	組織体制変更の実施が2004(平成16)年度必要不可欠との被告らの主張に対して(指定管理者制度との関連で)	34
ア	時期の経過	34
イ	2004(平成16)年度からの組織体制の変更は必要不可欠ではおよそない	35
2	「財政の悪化」、「補助金の予算要求の具体化」との主張に対して	37
(1)	「財政の悪化」についての被告らの主張とその理由がないこと	37

ア	被告らの主張	37
イ	財政とは関係がなかった	37
	(7) 被告らの主張とその矛盾	37
	(イ) 人件費の検討はしていない	38
	(ウ) 財政は関係がない	39
ウ	財政は2004(平成16)年度実施が必要不可欠であるとする理由にはならない	40
(2)	通常ではありえない補助金予算要求の具体化としての職員体制の変更	40
ア	被告らの主張	40
イ	通常ではありえない補助金の予算要求	40
	(7) 予算に関する定め	40
	(イ) とりあえず2003(平成15)年度のままで	42
	(ウ) 予算要求に関する被告豊中市の主張とそのおかしさ	43
	a 「考え方」「方向性」だけで	43
	b 被告市の主張する「一般的予算要求事務」からもありえない	44
	c 「懸案事項」にもない	45
ウ	豊中市財務規則第5条、6条違反	46
(3)	予算確保の目処は10月中旬ついていたから財政当局への説明は形だけ	48
ア	組織変更に伴う予算確保の目処は10月中旬にはついていた	48
イ	乙22の本郷陳述書(41~43頁)の予算要求説明書の流れ	49
ウ	財政課への『考え方』説明前に「組織変更に伴う予算確保の目処」もつき候補者打診も始まっていた	50
エ	乙8にもない事業課長のプロパー化	51
3	「平成16年4月実施が必要不可欠」とする被告らの理由はない	52
4	市長が決める館長人事	56
	(1) 市議会の予算審議で問題となるのは「どなたが館長か」	57
	(2) 被告市では「男女共同参画審議会の人選」さえも市議会で問題になる	57

(3)	「それで当たれ」との市長の了承のもとで候補者に打診	58
ア	「それで当たれという了承のもとに打診しました。」	58
イ	「市の方のトップの判断です。」と本郷が発言	59
ウ	2003(平成15)年10月20日は何の日か	59
5	組織体制の強化には「なっていない」本件組織・職員体制の変更	60
(1)	桂館長の証言	60
(2)	「仕組み」から	61
(3)	バックラッシュ勢力の思うつぼ	61
6	原告の実績からも非常勤館長職廃止による雇止め、常勤館長不採用は理由がない	61
第4	原告排除の真のねらいーバックラッシュー	62
1	被告豊中市並びに同財団の男女平等に対するバックラッシュ勢力への屈服	62
(1)	真の男女平等を実現するための世界的取組み	62
(2)	日本でのとり組みー男女共同参画社会基本法の制定、条例化	65
(3)	バックラッシュ勢力の全国的動きと豊中市への攻撃	66
ア	男女平等推進施策に対して	66
(ア)	教育関係	67
(イ)	「ジェンダー」ないし「ジェンダーフリー」の使用に関して	68
(ウ)	男女共同参画推進条例に関して	69
(エ)	その他の圧力、攻撃	70
イ	豊中市におけるバックラッシュ攻撃	71
(ア)	すてっぷ貸室申込みをめぐって	71
(イ)	チラシ等による攻撃	74
(ウ)	市議会等での攻撃	75
(エ)	すてっぷ、すてっぷ館長三井マリ子に対する攻撃	76
(オ)	すてっぷの図書に関する攻撃	78
(カ)	豊中市男女共同参画推進条例制定へ向けての攻撃	79

2	本件雇止めおよび採用拒否はバックラッシュ勢力との密約によるものであり、違法である	81
(1)	バックラッシュ勢力を裁判では「市民の声」と言い繕う被告ら	81
ア	バックラッシュが問題とされていることは認めた被告	81
イ	「市民のさまざまな意見や考え方」との被告らの言い繕い方	81
ウ	単なる「市民ではない」と危機感を抱いていた被告ら	81
エ	「市民のさまざまな意見」に一転	83
オ	北川悟司議員の質問について	84
(2)	バックラッシュ勢力の攻撃により条例案上程を断念した被告豊中市	85
ア	条例案上程断念は「準備不足だった」からとの裁判での言	85
イ	「バックラッシュの力が大きかった」	85
ウ	条例案上程断念後の理事会発言とその改ざん	86
エ	北川悟司氏について	88
(3)	被告豊中市トップとバックラッシュ勢力との密約	91
ア	条例案上程直前に余裕の記念撮影	91
イ	6月ごろからの被告らの態度	92
ウ	市議会副議長が口にした悪質な噂への市の対応	93
エ	被告豊中市とバックラッシュ勢力との密約と密約後の条例案可決までの状況	94
(4)	ファックス事件の意味するもの — 行政対暴力は行政の姿勢を腐らせる	97
ア	豊中市男女共同参画推進条例成立後の反応	97
イ	市役所会議室で恫喝行為	97
ウ	民主主義を腐らせる行政対暴力	98
エ	催告書、電話による不当な要求	99
オ	始末書	99
(5)	まとめ	100
第5	もうひとつの狙い	101

第 6	組織体制の変更に名を借りた原告排除	103
1	組織体制変更の経過について	103
2	密約の実行策としての組織変更案	138
(1)	組織変更と原告の解雇	138
(2)	山本第 1 次試案	139
(3)	山本第 2 次試案	140
ア	首切り準備のために作成された第 2 次試案	140
イ	第 2 次試案の特徴	141
ウ	複数存在する第 2 次試案	142
エ	提出されなかった 18 頁ものの第 2 次試案	144
オ	B-4 案	145
(4)	B-4 案つき第 2 次試案の作成日、提出日	148
(5)	8 月 30 日は条例案の議会对策で超多忙時	148
(6)	乙 8	150
ア	決定までの被告市での協議	150
イ	決定された組織変更は、非常勤館長職廃止による原告排除と事務局長プロパー化	151
(7)	乙 8 作成の目的	151
(1)	乙 8 の内容	151
a	非常勤館長職廃止による原告排除	151
b	事務局長プロパー化	152
ウ	実際どうなったのか	154
(7)	形の上では常勤館長プロパー化	154
(1)	実際はどうだったのか	155
(ウ)	乙 13、乙 14 は事務局長	155
エ	乙 8 の整備計画表のおかしさ	156
オ	原告排除をどういう形でするかだけが問題だった	158

(7) 手続きの異常性	158
ア 密かにとられた手続き	158
イ 被告財団を無視して進められた	159
ウ 秘密主義と周到性	160
(8) 組織体制強化にはならない組織変更案の実施	160
3 原告排除の意図に支配された組織体制の変更と不公正な選考過程	161
(1) 原告排除の意図に支配された組織体制の変更の経過	161
ア 被告豊中市とバックラッシュ勢力との連動した動き	161
イ 原告に対する情報からの徹底した排除	163
ウ 原告に対する裏切りを自認する山本事務局長	166
エ 桂に対する事実上の採用決定	167
(2) 原告排除の意図に支配された不公正な選考過程	169
ア 財団職員採用要綱違反	170
イ 本郷が選考委員の1人であること自体で、選考委員会は不公正である	171
(ア) 選考委員の選任に影響力を行使しうること	172
(イ) 理事にはすでに先入観をもたせていた	175
(ウ) 面接後の意見交換で、影響力を行使しうること	176
ウ 吉井報告書(丙34)は原告への偏見に満ちたものである	176
エ 桂が原告より常勤館長にふさわしいとする合理的な理由は見当たらない	180
(3) 結論	185
第7 被告豊中市の責任	185
1 すてっぷの人事を掌握する被告豊中市	185
2 原告排除にあたって、被告豊中市が果たした役割	186
(1) 原告排除にあたって中心的役割を果たしたのは被告豊中市	186
(2) 組織変更案作成も被告豊中市主導	187
(3) 候補者の選任も被告豊中市が主導	188
(4) 候補者への打診も被告豊中市が主導	190

(5) 形式的な選考手続きも被告豊中市が主導	192
第8 原告の蒙った損害	193

第1 原告と被告の財団雇用契約

1 当然更新の合意のある雇用契約

被告らは、原告との雇用契約は「期間満了により平成16年3月31日をもって当然に終了した。」と主張する。

しかし、本件雇用契約は当然更新の合意のある契約であり、期間の満了毎に当然更新を重ねてあたかも期間の定めのない契約と実質的に異なる状態にあったものである。

2 期間の定めとその更新、解雇制限法理の適用

(1) 最高裁東芝臨時工判決

一応期間が定められている契約であっても、当然更新さるべき労働契約であって、期間の満了毎に当然更新を重ねてあたかも期間の定めのない契約と実質的に異なる状態で存在している場合には雇止めの意思表示は実質において解雇の意思表示にあたり、そうである以上、解雇に関する法理を類推すべきであるとするのは、最高裁1974（昭和49）年7月22日、東芝臨時工判決により確立した判例となっている。

(2) 最高裁日立メディコ判決

雇用関係がある程度の継続が期待されており、契約が更新されている場合に契約期間満了によって雇止めするにあたっては解雇に関する法理が類推されるが、終身雇用の本工を解雇する場合とは合理的な差異があるべきであるとする、最高裁日立メディコ判決が1986（昭和61）年12月4日に出されているが、これも、雇用関係がある程度の継続が期待されており、契約が更新されている場合に契約期間満了によって雇止めするにあたっては解雇に関する法理が類推される点ではかわりはない。

- (3) このように、一応期間が定められている契約であっても、その実質によって解雇制限法理が適用されることは確立した判例であり、被告らの主張するような就業規則や雇用通知書の記載のみによるべきではなく、その実質によるべきである。

上記の2つの最高裁判決およびその後の判例に従い、本件について述べると以下のとおりであり、原告と被告財団との雇用契約は当然更新の合意のある雇用契約であり、期間の定めのない契約と実質的に異なる状態にあった。

3 原告の募集・採用手続

- (1) 募集・採用手続は比較的簡易なものではなかった

被告豊中市は被告財団（仮称）館長募集要項を2000（平成12）年5月1日、被告財団設立発起人会職員採用選考委員会名で作成、被告財団（仮称）設立発起人会事務局を豊中市役所人権文化部女性政策課内においた。

館長募集要綱は職種を館長とし、応募資格を「男女共同参画社会の実現について活動の実績があるとともに行動力や情熱があり、積極的に取り組む意欲のある人」とし、職務内容を「財団が行う事業の企画・立案及び実施の総括、財団が実施する講座等の講師」として、全国公募した。

選考は、1次選考を小論文により、1次選考の通過者の中から2次選考として面接を行うとされた。

全国公募の方法としては被告財団によれば、「平成12年5月頃から民間情報誌等に館長募集記事を掲載し、市内公共施設、全国の女性センター等に館長募集のちらしを置くなどして広く広報活動をした。」とされているところであり、被告豊中市は費用も時間もかけ全国公募をしたのである。

原告はこれに応募して「男女共同参画社会の実現をめざして『すてっぷからの出発』」と題する小論文を館長採用選考申込書とともに2000（平成12）年5月21日提出した。

60名以上が応募した中から10名が2次選考の面接を受けることになり、原告は2000（平成12）年7月23日面接を受け、同年7月28日、同年9月1日付で採用するとの採用通知書を受け取った。

2000（平成12）年9月1日、原告は被告財団より辞令交付を受け被告財団に雇用された。

原告はこのように全国公募により約60名の応募者の中から第1次論文選考、第2次面接選考を経て被告財団に採用されたものであり、原告と被告財団の雇用契約は「比較的簡易な採用手続きで締結された短期的有期契約」（前記日立メディコ最高裁判決、面接において健康状態、経歴、趣味、家族構成を聞くのみで採用を決定するという簡易な方法をとっていた。）ではない。

勿論、館長の応募資格は「男女共同参画社会の実現について活動の実績があるとともに行動力や情熱があり、積極的に取り組む意欲のある人」として被告豊中市は全国公募をしたのである。

(2) 常勤館長の採用の場合との比較

ア 2003年（平成15）年および2004年（平成16）年の場合

これについては第6で詳述するが、手続きが簡易であるかどうかに限って述べると、被告豊中市が候補者リストをつくって当たり、2003（平成15）年12月11日に、被告豊中市の本郷部長が機構図の事務局長のところを指して「ここを見て頂きたい。」と言い、同年12月16日に訴外桂が被告豊中市を訪れて受諾するの意思表示をし、採用が決定されている。

訴外桂および原告は履歴書を提出しただけで、論文選考は行われることなく同年2月22日に形式的な面接が行われただけである。

高橋理事長陳述書（丙24）14頁では「書類審査と面接試験が実施されました。」とあり、吉井理事陳述書（丙34）1頁では「事務局から選考対象者2人の履歴書、応募動機などの資料」が配られたとされているが、原告も訴外桂も出したのは履歴書のみである。（桂尋問7頁）

原告、訴外桂の2人とも応募動機は提出しておらず、他に「などの資料」の提出はしていない。

丙34・1頁では更に、「メモを残していないので正確には覚えていませんが、選考基準には専門性とか意欲、指導力、管理能力など職責上必要とされる資質、能力が何項目か挙げられていたと思います。委員の間で誰がどういう側面から質問をするか、およその打合せをして面接に入りました。」と書かれている。

丙24は選考委員ではない高橋理事長の陳述書であるから、書類審査が行われたかどうかは自らは分からないことである。

丙17の選考実施要領によれば、「3 書類審査」と書かれ「選考基準に基づき、応募書類を参考に意見交換しながら候補者を評価」と書かれているが、丙34・1頁によると、「委員の間で誰がどういう側面から質問をするか、およその打合せをして面接に入りました。」というのであり書類審査は行われておらず、面接での質問についておよその打合せをただけである。

イ 2007（平成19）年の場合

常勤館長として2004（平成16）年4月1日から採用さ

れた訴外桂は2007(平成19)年3月31日に退職したが、その後、今日に至るも、常勤館長の採用については不明なままである。

(3) 募集、採用にあたっての館長の位置づけ

前記のとおり館長募集要綱は館長の応募資格を「男女共同参画社会の実現について活動の実績があるとともに行動力や情熱があり、積極的に取り組む意欲のある人」としている。

被告財団が準備書面で主張するような「設立時から立ち上げ段階の一時的なもの」「看板役」「動く広告塔」として募集したものではない。原告のみならず、他の応募者も面接にあたってこのような話を聞いたことはない。

募集にあたってのみならず、採用面接においてもその後も、本件訴訟において、被告らの準備書面を見るまでは、被告らからも「非常勤館長を置く期間としては設立時から立ち上げ段階の一時的なもの」であるなどということは原告は一度も聞いていない。

4 原告と被告財団間の雇用契約は短期的有期契約ではなく、当然更新を前提としていた

(1) 雇用通知書及び就業規則

館長募集要項には「採用時期及び期間」として、「被告財団の設立時から平成13年3月31日まで(就業規則等の基準により更新される場合があります)。 」と記載されている。

すてっぷは2000(平成12)年11月開設予定とされ、11月17日にオープンした。原告の館長としての仕事の内容からも、全国公募で採用した事実からも、すてっぷ開設の準備からかわった館長がすてっぷオープンからわずか4ヶ月後の2001(平成13)年3月31日で雇用期間が到来し終了することはあ

りえず、当然更新の合意のもとに原告は被告財団に採用されたのである。

原告は2001（平成13）年4月1日付雇用通知書を受け取ったがこれには雇用期間が2001（平成13）年4月1日から2002（平成14）年3月31日と記載されているものの「なお任命権者から別段の意思表示がない限り、雇用期間が延長された場合でも下記労働条件に変更はありません」と記載されている。これは2002（平成14）年4月1日付の雇用通知書も、2003（平成15）年4月1日付の雇用通知書についても同じである。このように雇用通知書には雇用期間が延長された場合の労働条件を記載しているのである。

(2) 更新手続きは形式的なものであった

被告財団の館長就業規則は第3条で「館長の雇用期間は1年以内とする」と定め第4条で「前条の雇用期間が満了した館長については、そのものの能力及び経験等を考慮し、業務の効率的な運営を確保するため必要があると認められる場合はその雇用期間を更新することができる。」と定めている。

実際には、2001（平成13）年からの3回の更新とも被告豊中市の人権文化部長が1～2月頃すてっぷに来館し、原告に対し「来年も続けていただけのしょうか。ぜひお願いします」といわれるだけであり、原告が「続けられない」など特段の意思表示をしない限り当然更新されてきた。

館長の任免権者である被告財団理事長は「今まで3年間で一度も館長と面談したことがありません。」（高橋尋問尋問31頁）としており、すてっぷオープンから約1ヶ月後に原告と非公式の話をした。（丙24・1頁、高橋尋問3頁、25頁）位にすぎない。

被告財団は準備書面2で「事務局長が館長の業務執行状況を理

事長に報告する。そこで、理事長が次年度の館長雇用を確認し、被告豊中市の人権文化部長が、被告財団の理事として、被告財団の雇用契約更新の意向を原告に伝えたいうえで、更新についての原告の意向を確認するというものであった。」と主張する。

しかし、事務局組織・事務分掌規則によれば、館長の職責は、「所属員を指揮監督する」ことにあり、事務局長の職責は「館長を補佐する」ことにある。従って、「館長を補佐する」職責の事務局長が、自分を「指揮監督」をする職責にある「館長の業務執行状況を理事長に報告し」、この報告に基づいて、実際にはすてっぷに来ることはまれであり、原告とは3年間に1回面談しただけである理事長が次年度の館長雇用を確認することはありえない。

しかも、その検討の内容は「すてっぷの存在感を高めるという立ち上げ段階の配置目的に添う実績が認められた」かどうかというものであり、これは「能力及び経験等」ではない。

被告財団の主張によれば、原告は知名度がもともと高かったから採用したというものであり、「象徴」「看板」「広告塔」はそれがあることによって宣伝効果が発生するものであり、これが配置目的であるというのであるから、何かをすることはもともと配置目的ではなかったことになる。そうすると、業務執行状況や「能力及び経験等」とは矛盾するのであり、事務局長は理事長に報告などしていなかったのである。

マネジメントなどについては、理事長は「実質的に事務局長がすべて行っておりましたので、それで時間的にも制約があるというので、そのことを考えておりませんでした。」（高橋尋問19頁）と言っており、原告の能力および経験とは関係なく、非常勤館長であるという時間的制約があるのでマネジメントなどにつ

いては、考えてもいなかったのであり、報告を受けて検討などしていなかったのである。

理事長は「私の職責は事務局長の報告と豊中市の報告に最大の信頼を置いて行っているものと。その後は年2回の理事会でしか判断できないというスタートから始まっておりました。」（高橋尋問33頁）「すべて任免権の最終の責任は、理事長と市長にある。」

（高橋尋問55頁）としており、理事長が検討し決定したことはない。

結局、実際の更新手続きは3回とも被告豊中市の人権文化部長が「お願いします」と言いに来るだけで形式的なものであり、「能力や経験」について審査がなされることはなかった。

(3) 当然更新を示す言動

原告は被告豊中市からも、被告財団からも、すてっぷ館長の役割および期間について「設立時から立ち上げ段階の一時的なもの」とあるとか、単なる「象徴的存在」「看板役」「動く広告塔」などと聞かされたことはなかった。

逆に、原告は被告豊中市の男女共同参画推進の責任者であった斉藤陽助役（当時）から2001（平成13）年11月、すてっぷにおいて「少なくとも4年は頑張ってください」と言われた。更に、2002（平成14）年10月11日、同助役は被告豊中市助役室において原告に対して「最低4年はいてもらわにゃーあかん、とみんなに言っといた。」と言っていたものであり、雇用期間は1年以内との規定ではあるものの当然更新するとの発言を繰り返していたのである。

実際にも、原告はすてっぷ館長としての業務のため、住所は東京都であったが、2002（平成14）年4月、豊中市にアパートを賃借し、長期にわたってすてっぷ館長としての仕事ができる

環境を整えたのである。

従って、「単に期間が満了したと言うだけでは雇止めを行わず、(原告も) またこれを期待、信頼し、このような相互関係のもとに労働契約関係が存続維持されてきた」(東芝臨時工最高裁判決) のである。

(4) 被告財団においては他に雇止めの前例がない

被告財団の職員は嘱託職員(館長、パートタイム職員、臨時職員)及び被告豊中市からの派遣職員ならびに情報主任及び相談主任については被告財団のプロパーの職員で構成されていた。

このうち嘱託職員の雇用期間は嘱託職員就業規則4条により「1年以内とする」と規定されている。この規定は館長就業規則3条と同じである。

しかし、原告以外の嘱託職員の雇用期間は更新されてきており、原告以外にこれまで雇止めされた嘱託職員はいない。

(5) 被告財団自身が当然更新を認めていた

被告豊中市から派遣されてきていた被告財団の山本事務局長は、「現行の非正規職員の就業規則は、1年ごとの雇用更新を繰り返し定年に達する60歳まで雇用が可能な規定である。」(甲9・2頁目の〔課題3〕非正規職員の位置づけ)としている。

同様の規定を置く館長就業規則についても同じであり、1年ごとの雇用更新を繰り返すこと、すなわち当然更新を前提とした規定を置いているのである。

このため、被告財団の山本事務局長は、「民間法人である財団では、5年を超えて雇用し続けた場合、1年毎の採用形式をとっても労基法上は『期間の定めのない雇用』とみなされ、雇用者としての地位が正規職員と同様になる」とし、更新上限回数を定めて「雇用期間を制限するか否か」としている。(甲9・2頁目の

〔課題3〕非正規職員の位置づけ)

このように「1年毎の採用形式」は採用形式であって、1年ごとの雇用更新を繰り返していくものであるから、「雇用期間を制限する」必要があるとしているのである。

これは山本試案ではあるが、被告豊中市および被告財団の嘱託職員就業規則および館長就業規則についての認識に基づいているのであり、被告財団自身が当然更新を認めていることにほかならない。

被告財団はこの山本試案について、甲9・2頁目の〔課題3〕非正規職員の位置づけ以外の項目はこれに基づいて被告豊中市と事務レベルでの検討を行ったとしているもので、この項目のみが例外などと言うことはありえない。

(6) 原告の労働条件からも当然更新を前提とするものである

館長就業規則第11条では年次有給休暇について1年度目以降はもとより、4年度目以降の規定を置き、6年度目、8年度目以降の休暇日数は11日と定めている。

これは、館長就業規則上も8年度目以降を予定していることを示すものにほかならず、原告、被告財団の雇用契約は当然更新の合意のある契約である。

5 館長職の寄付行為、事務局組織・事務分掌規則による位置づけ

(1) 寄付行為

すてっぷ館長は寄付行為第34条2項に定める職員であり、寄付行為の変更をしなければ廃止できない職である。

すてっぷ館長は被告らが主張するような「設立時から立ち上げ段階の一時的なもの」や、単なる「象徴」や「看板」、「広告塔」などではなく、寄付行為第34条2項に定める職員であり、寄付

行為の変更をしなければ廃止できない職であり、かつこれを被告らも知っていたのである。

(2) 事務局組織・事務分掌規則は館長常勤化以降も変更がない

事務局組織・事務分掌規則第5条は丙1のとおりであり以下のとおりである。

第5条 館長、事務局長、事務局次長、課長、課長補佐、主任の職責は次のとおりとする。

(1) 館長 財団事務局を代表し、理事長の命を受け、所轄の事務を掌理するとともに、所属員を指揮監督する

2 館長の職務は、財団の目的を推進するための啓発、広報活動及び財団事業の企画、立案、実施を統括する。

被告財団は、「上記目的を達成するために立案された館長募集要綱案において非常勤館長募集にあたっての職務内容を『財団が行う事業の企画・立案及び実施の統括。財団が実施する講座等の講師』に限定した。」(被告財団準備書面2・6頁)とする。

しかし、被告財団は館長を常勤化した後も、この事務局組織・事務分掌規則を変更していない。

これは、館長職は事務局組織・事務分掌規則5条に規定するとおりであって非常勤館長であるか、常勤館長であるかによって館長の職務内容は異ならず、同じであるということである。

つまり、事務局組織・事務分掌規則の規定からも、すてっぶ館長は常勤化した2004(平成16)年4月1日以降もその職務内容は変わらず、従ってすてっぶ館長は「設立時から立ち上げ段階の一時的なもの」ではなく、単なる「象徴」や「看板」ではな

いことが分かる。

館長が事務局長と兼務になったことによって、従来、事務局長が行ってきた日常的な管理監督業務をも館長が行うようになったのは兼務であるから当然のことである。

6 すてっぷの基本理念、基本的機能と館長としての原告の採用

すてっぷ館長は「『(仮称) 豊中市女性センター』の基本構想について(提言)」(丙3-2)のとおり、その姿勢が「女性センター全体のあり方に特に大きい影響力を及ぼす点を考慮して、広くジェンダー問題に見識の高い人材を求める」必要があるものであり、被告豊中市は全国公募をし、原告が採用された。

すなわち、丙3-2の提言によれば、「女性と男性の構造的な関係、すなわち文化の変革、ひいては社会システムの改革なくしては実現できない」「ジェンダー問題解決に向けて積極性ある運営システム」の一貫としてすてっぷ館長に原告が採用された。

これは短期に実現できるようなことでは決してない。

原告は継続的にすてっぷの基本理念、基本的機能を実現するために館長として採用されたのである。

7 すてっぷ館長は「設立時から立ち上げ段階の一時的なもの」ではない

(1) 被告らの主張

被告らは、すてっぷ館長について「象徴的存在である非常勤館長を置く期間としては設立時から立ち上げ段階の一時的なものと考えられていた。」と主張し、2002(平成14)年8月19日の山本試案(丙6)をあげ、非常勤館長を「すてっぷの看板役」であったと主張する。

しかし、被告らは他の箇所では「本件センターの象徴的存在を兼ね、事業展開の先導的役割を果たすものという位置づけをした。」とも主張している。

これによれば、単に「象徴的存在」「看板的役割」だけではなく、これを「兼ね」「事業展開の先導的役割を果たす」としており、実際の事業展開を行い事業展開に当たって「先導的役割を果たす」ものと位置づけられていたと主張しているのであり、前記とは矛盾する。

武井証人は「先導的な役割というふうに思っております。」（武井尋問 25 頁）と証言している。

(2) 乙 3

乙 3 は「館長（事務局長）の公募について」と題する書面であるが、ここでの「看板役」とは公募にするかどうかの検討段階での、被告豊中市にとって、公募にすると「男女共同参画行政への市の姿勢のアピール」「開かれた行政のイメージアップ」「好ましい市（市長）のアピール」ができるとするものであって、館長職の職務や位置づけについてのものではない。

しかも、被告豊中市および市長がどう見られるかのみが問題とされており、丙 3 - 2 の提言にみられる、すてっぷの基本理念、基本的機能を実現するという視点を欠いている。

原告は丙 3 - 2 の提言に基づいてすてっぷ館長として採用されたのであって、被告豊中市の「男女共同参画行政への市の姿勢のアピール」「開かれた行政のイメージアップ」「好ましい市（市長）のアピール」のために採用されたのではない。

(3) 非常勤館長を置く期間は設立時から立ち上げ段階の一時的なものと考えられていたことはない

ア すてっぷ館長は寄付行為第 3 4 条 2 項に明記する職員であり、

従って、寄付行為の変更をしなければ館長職は廃止できないことはその規定上明白であってこれは非常勤館長であるか常勤館長であるかによって異なることはない。

イ 丙1の事務局組織・事務分掌規則第5条の規定およびこれが現在に至るも改定されていない事実からも、非常勤館長を置く期間が設立時から立ち上げ段階の一時的なものと考えられていたことはない。

ウ 山本第1次試案および、山本第2次試案の不自然さと乙8との違いについては第6の2で述べるが、山本試案のいずれにしてもA案では2008(平成20)年度以降も含めた最終体制であっても館長は非常勤嘱託となっている。

このように、非常勤館長を置く期間が設立時から立ち上げ段階の一時的なものと考えられていたことはないのである。

従って、原告はすてっぷ館長として、すてっぷの基本理念を実現する役割を担うものとして採用され、実際にも担ってきたのであり、すてっぷ館長は「設立時から立ち上げ段階の一時的なもの」ではなくまた、単なる「象徴」や「看板」ではない。

8 原告の館長としての実際の仕事からも、すてっぷ館長は「設立時から立ち上げ段階の一時的なもの」ではなくまた、単なる「象徴」や「看板」ではない。

これは第2に述べるとおりである。

かえって、訴外桂前常勤館長の証言によれば、常勤館長になって「財団の事業あるいは男女共同参画の仕事をさせてもらえる仕組みになっていない。」のでしていないと言うのである。(桂尋問31頁)

9 他の女性センターの館長

2005(平成17)年6月現在、全国の女性センター等いわゆる女性関連施設において館長が非常勤職員である施設が73館あり約45%が非常勤館長が組織のトップにいて運営されている。

従って、館長が非常勤職員であるからと言って、非常勤館長が被告財団の主張するような「設立時から立ち上げ段階の一時的なもの」ではないことがわかる。

第2 館長としての実績

館長の職務について、被告財団がその「事務局組織・事務分掌規則」において「財団の目的を推進するための啓発、広報活動及び財団事業の企画、立案、実施を統括する」と定めていること(丙1・第5条2項)、この規則を受けて被告財団が、館長の職務を「財団が行う事業の企画・立案及び実施の統括。財団が実施する講座等の講師」として館長を公募したこと(甲6「館長募集要項」)は、前述のとおりである。

原告は、就任以来、このような館長の職務を積極的にこなし、以下のように優れた実績を上げてきた。

1 実績

(1) すてっぷ出前講座

原告は、市内の団体やグループの求めに応じて地域の中にならば出張して講演を行う、「館長出前講座」を行ってきた(甲111・112)。

原告が行ってきた「出前講座」は、女性問題に取り組む団体等だけを対象とするのではなく、自治会や老人会、学校、私企業等、広汎な市民を対象としてきた(甲113)。「出前講座」は、日常、女性問題に接したり、これを意識することの少ない様々な草の根

の市民に対し、女性問題に関心を持ってもらう活動として重要なものであり、原告は、講座の参加者に関心を持ってもらえるようその内容に様々な工夫を凝らしてきた。

例えば、教育研究会での講座では、女性の権利に関する先進国である北欧諸国における男女平等教育を取り上げ（甲 1 1 6）、老人会では、高齢者にも女性問題に関心を持ってもらえるように、漢字ワークショップやことわざにおける女性問題を取り上げ（甲 1 1 7）、国際交流NPOの会合では、北欧諸国の生活と女性の地位を紹介し（甲 1 1 8）、自治会の集まりでは源氏物語を題材に語った（甲 1 1 9）。

原告のこのような取り組みは、市民からの反響を呼び、リピーターもいたり、多数の感想が寄せられただけではなく（甲 1 2 4 ないし 1 2 8）（原告本人尋問 10 頁）、すてっぷの評議員会においても、評議員から「出前講座は好評であるとうかがっています」と取り上げられた（甲 1 4 3・4 頁）。

(2) ジェンダー問題講座

このような出前講座の一方で、原告は、2000（平成12）年11月から、「すてっぷ」内で開催するジェンダー問題基礎講座を企画し、実施してきた。この講座では、ファッション、インターネット、スポーツ、PTAなど身近なテーマをジェンダーの視点で考えるというもので、原告は企画運営だけではなく、自ら講師を3回、司会を5回務めた。この講座については、原告は徐々に若手職員に企画のイニシアティブを譲り、サポート役に回った。即ち原告は、若手職員の育成という管理的な業務も意識しつつ館長業務を遂行していたのである（甲 7 0・2 2 頁）。

(3) 講座「世界のフェミニズム」

更に、原告は2002（平成14）年には「世界のフェミニズム

講座」の企画に着手し、同年秋には3回シリーズでこれを運営し、司会も務めた。この講座は「地球規模で考えよう パート1」の続編として行われたもので、世界の女性たちと日本の女性たちの共通課題を掘り起こして、身の回りの問題がいかに関世界共通のテーマであるかを考えるもので、継続的に開催を予定していた（前同21頁）。

(4) 英語でエンパワーメント

また原告は、上記のような講座だけではなく、市民の関心や要求を満たしつつ、併せて女性問題への関心を惹起する企画を考え、実施した。それが「英語でエンパワーメント」講座であり、ネイティブとの英会話及びインターネットを使用しての英語訓練という、市民の外国語習得への要求を充たす形に結びつけた女性問題講座であり、意欲的な試みであった（前同20頁、甲130）。もちろん、既成のテキストはないから、原告自ら、英語教育の専門家としての知識を生かして、手作りでテキストならびに指導要領を作成した（甲131ないし136）。この講座は、インターネットの訓練ができるし、ネイティブの英語に触れることができる、と人気は上々で、毎年継続開催されていた。

(5) 「北欧の風をあなたに 全4回シリーズ」

2001（平成13）年5月には、原告はノルウェーで研究した自らのつながりを生かし、ノルウェーの女性起業家や駐日ノルウェー外交官等を講師に招いて、「北欧の風をあなたに 全4回シリーズ」を企画、実施した（前同18頁、甲130）。準備にかかる費用は予算が計上されていなかったため原告が自腹を切り、講師の来日費用はノルウェー政府に負担してもらう等の折衝も行った。

(6) スカンジナビア政府観光局との共催セミナー

原告は、2001(平成13)年5月、スカンジナビア政府観光局との共催で、「スカンジナビアからのメッセージ～女性の視点で語る～」を企画、開催した。スカンジナビア政府観光局とのつながりも、原告の努力によるものであり、このセミナーも女性誌などに広く報道され、注目された。

(7) ノルウェー初の女性の党首講演、男女平等オンブッド講演

2003(平成15)年5月には、原告は、ノルウェーから同国初の女性の政党党首であり同国で初めてクオータ制を政党に導入したオスロ大学名誉教授を招聘して講演を企画、運営した。世界的にも著名な講師であったため、関西のみならず中国・四国地方、関東地方からも多くの聴衆がすてっぷに集まった。また、同年11月には同じくノルウェーから現職の男女平等オンブッドを招き、男女平等の国家的監視機関という、日本では未設の、女性の人権擁護と権利推進のための制度について、関心を高めた。こうした海外要人の講演会では、予算節約のため、原告が常に通訳を務めた。

(8) 学校や企業とのタイアップ

原告は、上記のような講座や講演の企画・運営だけではなく、豊中市という地域における諸団体とのタイアップによる、女性の権利向上のための教育、研修の実施構想に取り組んできた。

原告は、学校への出前講座等を通じて教員との協議を重ね、学校における男女平等教育の実施のために、すてっぷが副教材作りに協力するという構想を実現しようとしていた。実際にその構想は2004(平成16)年にはスタートしかけていたのである。

また原告は、企業での講演を通じて得られたネットワークから、地元企業の人事担当者らと、企業内でジェンダーについての研修・学習を実施してもらうことの計画を検討し、これも2004

(平成16)年度から始めることになっていた(本人尋問11頁)。

(9) 女性議員との懇談会、市民との協力

原告は、すてっぷの目的や活動の理解を得るためにすてっぷの企画について豊中市議会議員に招待状を特別に送付するなどしていたが、更に、女性議員が党派を超えて男女平等推進について話し合う基盤作りを行うべく、女性議員の懇談会企画に協力し、実際に第1回目開催にこぎつけた。

また原告は、すてっぷ開設に向けて力を発揮した市民が「ゆうふーりの会」を立ち上げてすてっぷに再度関心を持ち、協力・支援し合えるパートナーシップを構築するため下支えを行った(本人尋問13頁)。

(10) ポスター展

原告は、2001(平成13)年6月には「北欧・EUポスター展」を企画し、実施した。これは、原告が16年間集めてきた各国の女性運動のポスター約100枚をパネル化し、解説付きで展示したもので、そのポスターの翻訳、解説も原告が行った(甲48)。ポスターという視覚に訴えて男女共同参画への理解を深めてもらうことと、施設としてのすてっぷをその目的にかなった雰囲気・環境に整えることを目的とした斬新な企画であった。イメージの持つ力は大きく、10代から70代まで幅広い層の市民に感動や驚きを与えたことが、その人たち自身がつづった感想文によって明らかである(甲153)。

北欧諸国が中心であったため、他のEU諸国のポスターも観たいとの市民の声を受け、各国のポスターを収集して内容を充実させながら継続的にポスター展を行っていた。各国へのポスター収集の折衝も原告が行い、2002(平成14)年1月にはイタリアに、2003(平成15)年夏にはフランスへ、自費で行きポスタ

一を収集してきた。ポスター展は、すてっぷ1周年、2周年記念事業での展示を含め計10回実施され、原告はすてっぷの企画のために尽力してきたのである。

(11) 映画「ダナーとその娘たち」

視覚とイメージの力、という点では、映画も大きな力を発揮する。原告は、DVシェルターへの市民の関心を高めるべく、2002(平成14)年12月「デンマーク初のシェルターができるまで～王妃が残したメッセージ」と題する会を企画し、自ら監督の自宅に行って買い求めた、ドキュメンタリー映画「ダナーとその娘たち」を、すてっぷで上映した。上映の反響は大きく、正式に上映活動をするために上映権を買い取る募金活動のプランが浮上するまでになった。

2 原告による上記事業の継続性と雇用契約の当然更新

上記のような、原告によるすてっぷの各種事業は、2004(平成16)年以降も継続的に行われていくことが予定されていた。

すてっぷにおける出前講座を始めとする、ジェンダー問題、フェミニズム問題に関する上記各講座も、継続的に行われ、予定されていた。このような講座は、継続することによって初めて、関心を高め積極的に関わる市民を増やし、更にはすてっぷと市民の協力関係を築いていくことができる。とりわけ、出前講座では、原告は、豊中市地域の中の各種市民の集まりに自ら出向いて行くことによって、市民とのネットワークを構築しつつあった。実際にも、上記企業や学校との連携事業の計画が、原告の出前講座や原告の講演活動等による市民とのつながりの中から生まれ、原告は2004(平成16)年以降の事業として計画もしていたのである(甲33)。

また、上記「英語でエンパワーメント」の講座についても、英語

やインターネットの修得とフェミニズムの学習を組み合わせたユニークなものであるが、基本となる英語の学習・習得は短期でできるものではなく、一定の期間が必要である。教材の調査や作成、更に実際の講座を通じての教材や教授方法の改善など、パイロット期間を過ぎて、2004(平成16)年度から2期目に入り、原告は4期くらいまでの継続を予定していた(甲33)。

また原告は、「女と健康フェスティバル」や「女たちの映像祭」など市民主催の新企画開催を継続的に支援し、女性の抑圧を跳ね返すブックレットの発行を市民と企画するなど、すてっぷ利用者である女性市民が参加する事業も計画していた(甲33)。国際的な講師を招聘した講演会についても、共催・後援先等との長期的連携・協力や継続的友好関係が期待されていたのであり、ノルウェーを始めとする上記北欧諸国との交流も、継続的発展的な取り組みが予定されていた。

また上記ドキュメンタリー映画についても、上映権獲得によって継続的に上映活動ができるようにという声や翻訳字幕をつけることを希望する市民の要望が多く、計画実現をめざす市民サイドから募金活動など、更に進んだ取り組みが予定されていたことは上述のとおりである。

地域の学校や企業との連携、地元議員との懇談等については、その継続の必要性は言うに及ばない。

また、ポスター展については、すてっぷをその目的に合致した雰囲気のある施設とするために継続的に取り組んでいたものであるところ、市民からも、「すてっぷに来た人たちにもっと見てほしいので、目だった場所へも展示されたらいかがか」「今までも何回かこのポスター展を見たことがあったが、今回説明も聞けてよかった」「大変よかった。次回も楽しみにしている」「たくさんの人に見

てほしい。もう少し宣伝されたら」「とても興味があるので第2弾もやってほしい」「最初はアートの印象だが、解説を読みなるほどと思った。いろんな国のポスターを見てみたい」など、継続開催を求める感想が多数寄せられていた(甲153)。ポスター展の目的は、アートの雰囲気の中で、市民自身に性差別の問題を意識し、考えてもらうことにある。市民から寄せられた感想(「日常生活のなかで、あたり前になっている性差別がはっきりと読み取れた。男女平等への理論をもっと広い人たちへ伝えるものとして、目をみはる思いで見せてもらった」甲153)にあるように、日常生活の中にあたり前に存在している性差別を変えていくためには、それに気づいてもらう取り組みもまた、日常生活の中で、継続的に取り組まなければならない。

そうであればこそ、原告は2003(平成15)年夏にもフランスへ渡航して、ポスター展の継続開催のために自費でポスターを収集していた。もとより原告は、2004(平成16)年で雇用契約が打ち切られるとは、予想だにしていなかったのである。

以上のとおり、館長としての原告の上記業務は、その性質上も実際上も継続性が予定されていたものであり、業務の内容上からも、原告の雇用契約は当然更新されることが合意されていた。

3 原告の上記活動は「設立から立ち上げ段階の一時的なもの」ではない

上記のとおり、原告が2000(平成12)年9月にすてっぷ館長に就任して以降、館長として従事してきたその実績は、極めて多様で、水準の高いものであるのみならず、市民とのネットワークの構築を始め、地域に根ざした、日常的な息の長い、継続的な取り組みが予定されているものであった。原告は、時には自費を負担してま

で、すてっぷのこのような多彩な活動に取り組んできた。

これらの原告の諸活動は、その性格上も、決して被告らが主張するような「設立から立ち上げ段階の一時的なもの」等ではなく、日常的な息の長い取り組みが予定されており、実際にもそのように取り組まれ、現に発展しつつあったのである。

4 原告の実績と指揮監督業務

また、被告らは「マネジメントや職員の指揮監督という常勤館長の職務内容については、非常勤館長としての原告に何の実績も認められない」等と主張する。

しかし、館長の職務内容が、その事務局組織・事務分掌規則に規定するとおりであって、常勤館長であるか非常勤館長であるかによって異なること、「マネジメント」自体、館長の職務内容とされていないことは、前述のとおりである。

そして、上述のとおり、原告は一定の企画については自分が立ち上げた後は若手の職員に企画のイニシアティブを譲り、自らはサポート役に徹する等して、若手職員の成長を促すなど、大いに「指揮監督」力を発揮した。そもそも、上記1に述べたような多彩な業務を企画、遂行するにあたっては、当然ながら原告1人ではできないのであって、職員がすてっぷの業務を円滑に遂行できるよう、指揮監督して初めて、これらの企画や取り組みが成功するのである。原告が館長としての上記の実績そのものが、所属員の指揮監督業務の実績を意味している。

第3 地方自治行政の通常のある方からは到底考えられない組織体制の変更

1 指定管理者制度の導入と中・長期的組織、職員体制のある方

(1) もともとの考え方と実施時期

被告財団は準備書面1の6頁において「被告財団にとっては、中・長期的展望のもとでの組織運営、事業方針の策定こそが当時の重要課題であった。」と主張する。

丙6の山本第1次試案では、手法として「最終目標年次を明確にした年次計画に基づき整備をはかる」とする長期計画の案である。

丙25（山本陳述書）3頁でも、「中・長期にわたり財団事業の発展につながる職員体制のあり方を考えていく時期」であったとしている。

中・長期的展望のもとでの組織、職員体制のあり方については、甲71-1・7頁のとおり、山本事務局長は2003（平成15）年5月13日の評議員会で「今後の組織、職員体制のあり方としましては、発足して2年半が経ち当初の構想時には見えなかった組織の課題も出てきており、賃金体系も含めて市と協議をはじめたところであります。」と「市と協議をはじめたところ」として

いる。
そして、「秋頃を目処に発足3年を期に理事・評議員の意見交換会の開催を検討しています。」としている。なお、「この意見交換会は、組織変更についてのものでなく、評議員と理事との顔合せ」（山本尋問60頁）であるとするが発言内容、この発言がなされた経緯からも単なる顔合せではない。

このように、被告財団としては、2003（平成15）年5月13日には、組織、職員体制のあり方について「市と協議をはじめたところ」で、2003（平成15）年秋頃を目処に財団の役割、組織、職員体制のあり方について「理事・評議員の意見交換会の開催を検討しています。」というのである。

2003(平成15)年5月13日には、まさにこれから、組織、職員体制のあり方について検討をはじめ、事務局長と被告市のみで決めてしまうのではなく、理事・評議員の意見交換会をしながら、長期計画で組織、職員体制のあり方について検討していくとするものであった。

また、上記、被告財団の言う「中・長期的」とは、本郷証人によれば、「5年から10年」とであると言う。(本郷尋問44頁)

つまり、2003(平成15)年5月13日には、5年から10年の展望を持った被告財団の組織、職員体制のあり方の検討について被告市と協議を始めたとしているのである。

(2) 指定管理者制度の導入と財団の中・長期的組織、職員体制のあり方

ア 地方自治法の改正と指定管理者制度の導入

2003(平成15)年6月13日、地方自治法の改正が公布され、同法224条の2によって指定管理者制度が導入されることとなった。

この地方自治法改正の施行は2003(平成15)年9月2日である。

指定管理者制度の導入はまさに、被告財団のような組織にとって、今後、どうなるのかがかかっている問題であり、2003(平成15)年6月に公布され、2003(平成15)年9月2日には施行されているのであるから、中・長期的展望を持った組織・職員体制のあり方の検討をするのに、指定管理者制度の導入が検討に入らないことは地方自治体の被告市および被告財団のような組織においては通常はありえない。

イ 財団の統合と財団の中・長期的組織・職員体制のあり方

(ア) 2004(平成16)年8月の被告市の市民に対する説明会

原告を雇止めした同じ年である、2004(平成16)年8月に被告市が開催した市民に対する説明会では、国際交流財団、被告財団、人権文化まちづくり協会の3団体統合を基本とするが、両財団先発統合、同時実現が困難な場合、国際交流センターのすてっぷへの優先移転を検討するとされていた。その市民への説明会では、被告財団と国際交流財団が解散をして両財団を統合した新法人を設立するとの説明がなされていた(本郷尋問45、46頁、甲72-4・7頁)。

甲72-4・7頁では「主務官庁である大阪府の意向としては、新たな財団の設立を許可する状況ではなく」とあり、本郷証人によれば、「大阪府に相談には行っていません。状況としてはそういう状況にあるとというその情報に基づいて」として、大阪府に具体的打診まではしていないとしている。

この「3団体統合および国際交流センターの移転の先行」はまさに指定管理者制度の導入に対応したものであり、市民説明会での計画表では、それぞれの目標年次と指定管理者制度の導入が対応して記載されていた。

指定管理者制度の導入に対応して、被告財団と国際交流財団が解散をして両財団を統合した新法人を設立するという被告財団の大きな組織体制の変更について市民説明会を被告市が持ったのであるが、「主務官庁である大阪府の意向としては、新たな財団の設立を許可する状況ではな」かったために、被告財団の解散、新法人設立の方向はなくなったと言うのである。

乙32・2頁では「2004(平成16)年7月22日に財団理事会説明会、2004(平成16)年8月には市民説明会を開催したが、財団統合については財団理事会の理解が得られる可能性が低い等の理由により、2004(平成16)年9月段階で

財団統合は再建項目としないことを決定したのである。」としているが、これは甲 7 2 - 4 ・ 7 頁の被告財団の評議員会での被告市による説明には反している。

つまり、甲 7 2 - 4 ・ 7 頁では「主務官庁である大阪府の意向としては、新たな財団の設立を許可する状況ではな」かったことおよび「人権ということであれば、子どもとか障害者の人権も整理をする必要があるという意見がありまして、3 団体の統合については行財政再建改革にはあげないということが決まりました。」としている。

(イ) 被告財団のあり方検討部会の設置

2 0 0 5 (平成 1 7) 年 3 月 2 9 日の被告財団理事会において、「被告財団のあり方検討部会」を立ちあげることとなり、被告財団のあり方検討部会では、2 0 1 1 (平成 2 3) 年までの被告財団の人事組織体制の見直しを含めて検討することとなった (甲 7 2 - 5 ・ 7 頁、本郷尋問 4 7 頁)。

乙 3 2 ・ 2 頁では「その時点 (2 0 0 4 (平成 1 6) 年 9 月) からそれに代わって『財団のあり方検討』と『国際交流センターのすてっぷへの移転』を行財政再建計画項目とすることになった。」とする。

被告財団は中・長期的展望をもって、2 0 0 4 (平成 1 6) 年 4 月 1 日から被告財団の組織体制の変更を行ったとするが、その 4 ヶ月後の 8 月に市民説明会を開き、被告財団と国際交流財団が解散をして両財団を統合した新法人を設立するとの説明をしたものの、「大阪府の意向としては、新たな財団の設立を許可する状況ではな」かったなどのために、これをやめ、2 0 0 4 (平成 1 6) 年 9 月からそれに代わって「財団のあり方検討」と「国際交流センターのすてっぷへの移転」を検討するこ

ととし、2005(平成17)年5月に「被告財団のあり方検討部会」を立ちあげるとしたのである。

更に、市民説明会で先行して行うとされていた、国際交流センターのすてっぷ6階への移転は2005(平成17)年3月には「市長の指示で確定している。」(甲72-5・7頁)としている。

(ウ) 乙32(本郷陳述書追加分)について

a 指定管理者制度の導入が全く予測できないことなどありえない

乙32号証では「乙第8号証を検討・作成した平成15年10月上旬当時に財団統合問題や指定管理者制度の導入は予測できなかったし、こうした動きを踏まえた組織変更計画案を検討することは不可能なことであった。」(1頁下から6行目以下)「財団統合問題や指定管理者制度の導入は、事務レベルとして財団組織変更計画案作成段階で全く予測できなかった。」(4頁下から5行目以下)とする。

しかしながら、指定管理者制度を定めた地方自治法の改正の公布は、2003(平成15)年6月13日であり、施行は2003(平成15)年9月2日である。

なお、改正法の経過措置が3年あり、2006(平成18)年9月1日をもって従来の管理委託による運営ができなくなる定めであったこと、指定管理者については原則公募であるところから5年後には公募となることは乙32・3頁のとおりである。しかし、被告市は改正法の経過措置の3年の間には公募とせずに、更に5年後に公募としたというものであり、改正法の範囲で行ったことである。従って、「乙第8号証を検討・作成した平成15年10月上旬当時に指定管理

者制度の導入は予測できなかった。」「全く予測できなかった。」ことではないし、地方自治体の幹部職員が改正法が公布、施行されているのにこれを「予測できなかった。」などと言うことなどおおよそありえない。

改正法によれば、3年の猶予期間内に、被告財団が管理運営をしている「公の施設」について被告市の直営とするのか、被告財団を指定管理者として指定する条例改正ないし条例制定を行うのか、その段階で指定管理者を公募するのかを決めなければならなかった。本件のように被告財団を指定管理者と指定した場合には指定されてから5年後に公募することになる。つまり、5年間先送りして公募することになるのである。

本郷氏は「市が指定管理者制度導入に関する豊中市全体の指針を策定するべく全庁的な調査・検討、研究会を開始したのは、平成16年11月である。」「平成16年7月22日の財団理事会において、指定管理者制度の一般的な概略を説明した。」「平成17年5月に指針が確定して初めて制度導入の是非等具体的な検討に着手できたのである。」「平成17年12月議会で被告財団がすてっぷの指定管理者として指定することが議決された。」とする（3頁）。本郷氏は被告市の方針、すなわち、2006（平成18）年9月1日までに、すてっぷを含む関連施設について被告市の直営にはせず、指定管理者の公募はせず、財団を指定管理者とすることが2005（平成17）年5月に決まったと言うにすぎない。

被告市は「我々としては全くそういうことについては想定外の問題として、すてっぷの将来だけを考えていたということです。」（本郷尋問50頁）とする。

しかし、被告財団の主張する「最終目標年次を明確にした年次計画に基づき整備をはかる」長期計画の組織・職員体制のあり方の検討をするのに、すでに法改正がなされている指定管理者制度の導入が検討に入らないことは、地方自治法の適用を受ける地方自治体の被告市および被告財団のような組織においては通常はありえない。

逆に、法改正がなされ、3年後の指定管理者制度についての被告市の方針が決まらないうちに、被告財団の組織・職員体制を変更することは通常はありえない。指定管理者制度についての被告市の方針が決まらないうちにでも非常勤館長廃止による原告排除だけはやってしまわねばならない事情が生じたと言うことである。

b 財団統合問題

財団統合問題については「総務部門を一元化するなどの効率的な運営が可能となるよう統合することによって法人組織の基盤強化を図ろうとしたものである。」「このことは、財団の事務局新体制の事業部門に影響を与えるものではなく、勿論、中・長期的な将来展望に基づく事業・運営に支障が生じるものではない。」(3、4頁)とする。

財団の事業部門(事業課長以下)は別であるかもしれないが、総務部門を一元化するというのであり、被告財団と国際交流協会、人権文化まちづくり協会(これは法人化していない)の統合された財団にあっては効率的な運営という点では事務局長は1人ということになる。

通常の地方自治体の下にある被告財団のような組織にあっては、「財団統合問題」は事務レベルでは少なくとも2年位かけて検討し、主務官庁である大阪府の意向をも聞きなが

ら行われるものである。

また、主務官庁に「新たな財団の設立を許可する状況ではない」と言われることは他の地方自治体の事例を見れば予め予測できることでもあり、結局、多くの場合、被告財団と国際交流協会の2つのうちの1つを残し法人の名称を変えるなどして3つを統合し総務部門を一元化するなどの方法が取られるのである。他の自治体における事例を必要とあらば挙げることもできる。

被告市は「主務官庁である大阪府の意向としては、新たな財団の設立を許可する状況ではな」かったことおよび「人権ということであれば、子どもとか障害者の人権も整理をする必要があるという意見があり」3団体の統合はされないことになったとしている。(甲72-4・7頁) こと前記のとおりである。

「財団統合問題」について指定管理者制度の導入に対応してスケジュール案をも示して、被告市は2004(平成16)年8月に市民説明会を行っており、2003(平成15)年には「予測できなかった。」ことは普通では考えられない。

c 「財団のあり方検討」「国際交流センターのすてっぷへの移転」

乙32・2頁では財団統合をしないこととした2004(平成16)年9月に、「財団のあり方検討」「国際交流センターのすてっぷへの移転」を項目とすることにしたとする。

結局、財団の統合はしないことになったが、指定管理者制度の導入に対応して「財団のあり方検討」を開始し「国際交流センターのすてっぷへの移転」がされることになった。(移転は2005(平成17)年3月には市長が決定したとして

いること前記のとおりである。)

また、この「財団のあり方検討」では「2011年までの人事組織体制の見直しを含めて検討」している。(本郷尋問47頁)

すなわち、2003(平成15)年には財団統合という形をとるかどうかまでは予測できたとはまでは言えないにしても、指定管理者制度の導入に対応した「財団のあり方検討」等が始まること、これには、「2011年までの人事組織体制の見直し」が含まれているのであり、これらのことは当然に予測できたのである。(2011(平成23)年は指定管理者を公募とする最終年である。)

甲72-5・9~11頁では2004(平成16)年度第2回理事会で指定管理者制度について、「当面5年間は公募によらなくてもよいということだが」「当財団の場合、指定管理者を随意契約で指定する場合、事業部門と管理部門を一体で契約をするのか。」「指定管理者制度が導入されて一番表面に出ている問題としては役人の天下りが建前として挙げられるわけですが。」「指定管理者制度が適用されていく中で市からの派遣職員はどうなるのか。」などの質問がされている。

少なくとも、原告を雇止めした2004(平成16)年3月31日から1年後の理事会で指定管理者制度の議論がされ、人選を含め「財団のあり方検討部会」が設置されることになったのであり、2003(平成15)年に被告市が指定管理者制度の導入を「予測できなかった。」ことなどありえない。

被告市には指定管理者制度の導入を予測してもなおかつ、指定管理者制度の導入や中・長期的展望を持った「財団のあり方検討」とは離れて、非常勤館長職廃止による原告排除を

行わねばならない事情があったのである。

- (3) 組織体制変更の実施が2004(平成16)年度必要不可欠との被告らの主張に対して(指定管理者制度との関連で)

ア 時期の経過

- (ア) 2003(平成15)年5月13日 山本事務局長発言(評議員会)

「組織、職員体制のあり方について」「市と協議をはじめたところ」

「秋頃を目処に理事、評議員の意見交換会を持つことを検討」

- (イ) 2003(平成15)年5月25日 山本事務局長丙21の被告財団の「職員体制の整備について」を作成(9枚もの)

- (ウ) 2003(平成15)年6月9日 山本事務局長、被告財団の運営会議に甲9(丙21・9枚のうちの3枚のみ、別紙のとおりとされているが整備計画案なし)を配付

- (エ) 2003(平成15)年6月13日 改正地方自治法公布(指定管理者制度の導入)

2003(平成15)年9月2日 改正地方自治法施行

- (オ) 2003(平成15)年8月下旬 山本事務局長乙20を被告市に提出

- (カ) 2003(平成15)年8月下旬から10月上旬 山本事務局長と武井で協議

- (キ) 2003(平成15)年10月15日 被告市の武井乙8を作成、被告市は非常勤館長職の廃止による原告排除を内容とする組織変更を決定

- (ク) 2004(平成16)年3月31日 原告雇止め

- (ケ) 2004(平成16)年7月22日 財団理事会で指定管理者制度の説明

- (コ) 2004(平成16)年8月 被告市による3団体統合の市民説明会
- (カ) 2004(平成16)年9月 3団体統合はやめ、「財団のあり方検討」「国際交流センターのすてっぷへの移転」へ
- (キ) 2005(平成17)年3月 財団のあり方検討部会設置、国際交流センターのすてっぷへの移転決まる

イ 2004(平成16)年度からの組織体制の変更は必要不可欠ではおよそない

被告らは「被告財団の体制強化のためには、2004(平成16)年度からの組織体制の変更が不可欠の条件であった。」(被告財団準備書面2・12頁)「大幅な組織変更をすることが必要不可欠であり、その組織変更案は被告財団の懸案事項として長期にわたって検討されてきたこと明らかである。」(同16頁)と主張する。

既に述べたように、2003(平成15)年5月13日、山本事務局長は評議員会で、「組織、職員体制のあり方について」「市と協議をはじめたところ」「秋頃を目処に理事、評議員の意見交換会を持つことを検討」すると言っており、これから検討をしていくと言っていた。

そして、2003(平成15)年6月13日、指定管理者制度の導入を定める改正地方自治法が公布され、2003(平成15)年9月2日施行された。

被告財団、すてっぷは、改正地方自治法の対象となる。

被告財団の組織、職員体制のあり方についての検討は指定管理者制度の導入を定める改正地方自治法を抜きにはありえない。

指定管理者制度の導入に対応する動きは原告排除のすぐ後の2004(平成16)年7月22日に始まっており、2004(平

成16)年9月に「財団のあり方検討」「国際交流センターのすてっぷへの移転」の方向性を被告市は出している。

つまり、少なくとも2004(平成16)年度から被告財団の組織、職員体制のあり方を含む、被告財団のあり方についての検討が始まっているのである。

2003(平成15)年の秋頃には未だ指定管理者制度について被告市の方針が決まっていなかったのであれば、被告財団にとっては大きな動き、変化が予測できる時期である。2003(平成15)年秋には、山本事務局長の言う、理事、評議員の意見交換会に止め、指定管理者制度について被告市の方針が決まるのを待って、実際にも被告市が行ったように2004(平成16)年7月以降、これらを視野に入れた中・長期的展望のもとでの組織、職員体制のあり方の検討を始めるのが通常である。

2004(平成16)年度から検討を開始することはありえても、被告財団の主張する「平成16年度に大幅な組織変更をすることが必要不可欠」などと言うことはない。

乙8は2003(平成15)年10月15日に被告市の武井によって作成されたものであるが、ここに記載されているのは、「非常勤館長職を16年度から廃止する」「事務局長職、館長職を一本化し、組織運営の全体統括者として位置づけ」であり、「現館長」についてのものである。

要するに、ここで決められたのは非常勤館長職を2004(平成16)年度から廃止して原告を被告財団から排除することだけである。

2003(平成15)年5月13日以降、特別のことがあって、およそ通常ではありえない非常勤館長職を2004(平成16)年度から廃止して原告を被告財団から排除することだけが決めら

れたのである。

2 「財政の悪化」、「補助金の予算要求の具体化」との主張に対して

(1) 「財政の悪化」についての被告らの主張とその理由がないこと

ア 被告らの主張

被告市は、組織体制の変更を2004(平成16)年度に実施することは必要不可欠であった理由として「財政悪化のため、プロパー職員の増員は先送りできない。」を2番目にあげる。(被告準備書面1・15頁)また、「市の財政悪化の影響で1年先送りすればプロパー化の予算措置が極めて困難であった。」(被告準備書面1・17頁)とする。

被告財団も「豊中市の財政悪化の影響でプロパー化の予算措置は極めて困難であった。」(被告財団準備書面3・12頁等)と主張する。

イ 財政とは関係がなかった

(ア) 被告らの主張とその矛盾

被告らは、別のところでは以下のとおりの主張をしている。

すなわち、「予算的(人件費)には派遣職員より常勤プロパーの方が低くなるので財政課の承認が得やすい」(被告豊中市第1準備書面15頁、第2準備書面9頁)。

「派遣職員を減員して常勤プロパーを雇用する方が被告財団の人件費を削減することができるので、上記体制整備案は予算の観点からしても財政改革を迫られている被告市の了承を得やすいものであった。」(被告財団第2準備書面15頁)、

被告らの主張では「派遣職員より常勤プロパーの方が低くなる」と言うのであるから、被告らの主張によっても、派遣

職員を減員し、常勤プロパーに替えることの方が「予算の観点からしても財政改革を迫られている被告市の上承を得やすい」のであって、「財政悪化のためプロパー職員の増員は先送りできない」ことにはならず、派遣職員の減数という財政改革上の方針にも合致している。

従って、被告らの主張によっても、「財政」は2004(平成16)年度実施を不可欠とする理由にはならない。

(イ) 人件費の検討はしていない

(1) イ (ア)のとおり被告らは「財政」に関して「人件費」を挙げている。ところが、本郷証人は人件費は検討していないと以下のとおり述べている。

答 「具体的人件費までは、この乙20では検討しておりません。」

問 「人件費は検討していない。」

答 「はい。」 (本郷尋問54頁)

2003(平成15)年8月下旬から10月上旬まで、山本事務局長と2人で検討をしてきた武井証人は以下のとおり答えている。

問 「人件費等の財政的な面は検討しなかったということではよろしいですか。」

答 「その時ははっきりとはしておりませんが、財政面では、でも頭の中で計算は大体できておりました。」

問 「はっきりした検討はしていないけど、頭の中でこれくらいかなと思った、ということですか。」

答 「はい」 (武井尋問29頁)

このように、人件費等の財政的な面は検討していなかった

と証言しているのである。

(ウ) 財政は関係がない

2005(平成17)年度第1回評議員会(甲73-1)5頁の被告財団の答弁は以下のとおりである。

佐野評議員 「最後に、決算のことを聞きたいのですが、館長と事務局長が兼任することによって人件費がどれだけ節約できたのか教えてください。」

上田課長 「今回の組織変更は、財政変更のために館長と事務局長を兼任したではありません。」

このように「財政」とは関係がないと被告財団課長が答弁している。

議長 「従前の非常勤館長と事務局長との人件費と現在の常勤館長兼事務局長の人件費の差額はどうかというのを聞きたいのだと思うのですが。」

上田課長 「今、具体的な数字は持っていません。」

佐野評議員 「是非聞きたいと思いますので、後ほどでも構いませんので教えてください。」

結局、評議員会終了後、解散前に被告財団事務局から情報提供がされたが、「兼務をして複雑になっているので、一部の役職分だけの差額は算出不能」との回答をしている。つまり、資料を探したものの、「従前の非常勤館長と事務局長との人件費と現在の常勤館長兼事務局長の人件費の差額」を考えたこともなかったもので、「算出不能」と回答をした。(従前の非常勤館長と事務局長との人件費と現在の常勤館長兼事務局長の人件費の差額との問いに対する答えが算出不能である訳はな

いの)にこのように回答したのである。)

これは、組織変更を実行した翌年度の評議員会で問われても答えられなかったと言うことにほかならず、事前に検討しなかったばかりか、事後的にも「館長と事務局長が兼任することによって人件費がどれだけ節約できたのか」については算出したこともなかったのである。

結局、人件費の比較はなされておらず、「財政」とは関係がないのである。

ウ 財政は2004(平成16)年度実施が必要不可欠であるとする理由にはならない。

このように、被告らの主張によっても、人件費を検討していないとの証言によっても、評議員会における財団課長の発言によっても、被告らの主張する「財政悪化のためプロパー職員の増員は先送りできない」ことはなく、財政は、組織体制の変更の2004(平成16)年度実施が必要不可欠であるとする理由にはならない。

(2) 通常ではありえない補助金予算要求の具体化としての職員体制の変更

ア 被告らの主張

被告豊中市は概略「平成15年10月上旬頃から平成16年度の財団職員体制を含む補助金を予算要求するためその具体化について協議し、平成15年10月中旬頃には市派遣は総務課2人体制とし、市派遣の事務局長を常勤プロパーとし非常勤館長を廃止することになった。」と主張する(第1準備書面15頁、第2準備書面8、9頁)。

イ 通常ではありえない補助金の予算要求

(ア) 予算に関する定め

地方自治法第211条1項は「普通公共団体の長は、毎会計年度予算を調整し、年度開始前に、議会の議決を経なければならない。その場合において、普通公共団体の長は、遅くとも年度開始前、・・・その他の市および町村にあつては二十日までに当該予算を議会に提出するようにしなければならない。」と定め、2項は「普通公共団体の長は、予算を議会に提出するときは、政令で定める予算に関する説明書をあわせて提出しなければならない。」と定めている。

地方自治法施行令第144条は「1項 地方自治法第211条2項に規定する政令で定める予算に関する説明書は次のとおりとする。1号 歳入、歳出予算の各項の内容を明らかにした歳入、歳出予算事項別明細書および給与費の内訳を明らかにした給与費明細書」と定めている。

これを受けて定められた豊中市財務規則第5条は「各部等の長は、前項第2項の通知に基づき、その所管に属する事務事業に係る翌年度の歳入歳出の見積りについて、歳入歳出予算見積書を作成し、別に定める期日までに財務部長に提出しなければならない。」と定め、同条2項は「各部等の長は、次の各号に掲げる行為をしようとしているとき又はしているときは、当該各号に定める書類を前項の書類と併せて提出しなければならない。(5)号「施行令第144条第1項第1号の規定による給与費の内訳を明らかにするものの作成 給与費見積書」と定めている。

また、第6条では「財務部長は、前条の見積に関する書類が提出された時は、これを精査し、予算編成方針に基づき必要な調査を行い、これに意見を付して市長の査定を受けなければならない。」と定めている。

(イ) とりあえず2003(平成15)年度のままで

ところが、被告豊中市の第3準備書面3～4頁、被告財団の第3準備書面2～4頁によれば、2004(平成16)年度の予算要求説明書は2003(平成15)年11月5日頃に被告財団から被告豊中市に提出された。これが乙11号証である。

乙12号証は2003(平成15)年12月9日頃に被告財団から被告豊中市に提出され、甲34号証が2003(平成15)年12月19日頃に被告財団から被告豊中市に提出された。

被告らは「2004年度の予算要求説明書では取り敢えず、現行、平成15年度の人員体制での要求を行うこととし被告豊中市も了解した。」とする。

これに対する説明として被告市は、「被告財団理事会で正式承認を得るのはしばらく先のことであり、また、この段階では組織変更に伴う具体的人件費を算出できないため」「当初要求段階では要求金額が固まらないため」とする。

甲34は被告らの主張によっても、2003(平成15)年12月19日頃に被告財団から被告豊中市に提出されたものであり、市派遣の事務局長と非常勤館長職の給与、賃金を記載した予算要求説明書である。

2003(平成15)年12月19日は2003(平成15)年10月15日からは2ヶ月も経過しており、「当初要求段階」ではない。

この間にどのような「財政当局との折衝」を進めてきたというのか、「財政当局との折衝」は行いようがない。

豊中市財務規則第6条は「財務部長は、前条の見積に関する書類が提出された時は、これを精査し」とあるが、財務部長は何を精査するのか、「現行、平成15年度の人員体制での要求」

では精査のしようがないし、「予算編成方針に基づき必要な調査を行い、これに意見を付して市長の査定を受ける」ことも通常ではできない。

常勤プロパーの事務局長の候補者には被告豊中市で人権文化部リストをつくり2003(平成15)年11月から当たっているが、常勤プロパーの事務局長の給与手当などの概算の算定をしないで候補者に当たることもありえない。

結局、「財政当局との折衝」はしていないのである。

(り) 予算要求に関する被告豊中市の主張とそのおかしさ

a 「考え方」「方向性」だけで

被告豊中市によると、『『財政当局に、予算要求するためその具体化を協議して決めた』のが『考え方』、『方向性』を示す乙第8号証である。』（被告豊中市第4準備書面9頁、12頁ほか）とする。

そして、財政当局に、「考え方」の理解をもとめたとし、「財政当局に『考え方』の理解を得なければ、その後の予算額の折衝に進めないのが一般的である。」（同8頁等）とする。

被告市は、第3準備書面において2004(平成16)年1月15日の内示までに被告財団が作成して被告豊中市に提出した予算要求説明書は乙11、12、甲34以外にはないとしている（4頁）。

乙11は2003(平成15)年11月2日の作成で同年11月7日の部長ヒアリング用のものであり、乙12は12月8日現在についての甲34は2003(平成15)年12月18日づけであって、いずれも非常勤館長がいて、賃金の支払いがなされる内容である。

一方、乙8には金額の記載はなく、被告市は「財政当局に、

予算要求するためその具体化を協議して決めた」と主張するのであるが、具体化したはずの給与費の内訳を明らかにした給与費見積書を記載した予算要求説明書は内示が出るまでに提出されていない。

結局、被告豊中市の主張によれば、財政当局に乙8で「考え方」を示しただけで、「その後の予算額の折衝」抜きに2004(平成16)年1月15日の内示が出たということになり、通常ありえないことである。

b 被告市の主張する「一般的予算要求事務」からもありえない

被告市の第4準備書面5頁、6頁では「一般的に予算要求事務とは、要求時に全てが把握できているものばかりでなく、一定の方向性の中で見積りして要求していくことも多くみられ、その中で財政当局と折衝を重ね、査定案として完成されていくものである。」と主張する。

また、被告豊中市第3準備書面4頁では「当初要求段階では要求金額が固まらないため、財政当局に制度の考え方を説明し、予算折衝を重ねながら、助役懸案、市長査定といったプロセスを経て予算要求額が確定していくことになる。」と主張している。

これは、「要求時に全てが把握できているものばかりでない」ので、「財政当局に制度の考え方」を説明し、「財政当局と折衝を重ね、査定案として完成されていく」と言うものである。

しかし、今回行われたのは、被告市の主張によっても、金額が書いてない乙8で「考え方」「方向性」を説明し、とりあえず2003(平成15)年度のままの乙11、12号証、甲34の予算要求説明書を出し、本来被告市の主張によって

もなされるはずの、財政当局との「その後の予算額の折衝」抜きに2004(平成16)年1月15日の内示が出たと言うことである。これは、被告市の主張する「一般的予算要求事務」からもありえない。

c 「懸案事項」にもない

通常 of 地方自治体の予算要求事務においては、財務当局とは別の予算要求の方法がありうるとしたら市長、助役の「懸案事項」である。

被告豊中市第3準備書面4頁では「当初要求段階では要求金額が固まらないため、財政当局に制度の考え方を説明し、予算折衝を重ねながら、助役懸案、市長査定といったプロセスを経て予算要求額が確定していくことになる。」と主張していること前記のとおりである。

そこで、原告は「懸案事項」の提出を求めていたのであるが、被告市は第6準備書面2頁で「『懸案事項』にはあげていないのでない。」とする。

その理由として「本件の財団事務局組織体制変更計画は懸案となっていた重要事項ではあるが、懸案事項提出に先立って、2003(平成15)年10月20日頃には順次助役、市長に説明し(10月30日に財団理事長に説明した内容と同じく『事務局体制変更の必要性と、非常勤館長職は廃止し、館長職と事務局長職を一本化してプロパー職員を充て職名は、国際交流センターと同様に事務局長とする旨の体制変更案』を説明)その方向性について了承を得ていたため、文化部としては懸案事項にはあげていない。」とする。

つまり、被告市が前記のように主張する「プロセスを経て予算要求額が確定していく」のであるが、今回はこれに反し

て「プロセスを経ずに予算要求額が確定した。」というのである。「懸案事項」にあげるまでもなく決まっていたということである。

ウ 豊中市財務規則第5条、6条違反

豊中市財務規則は被告豊中市が独自に規定しているものではあるが、第1条で定めるとおり、「法令に定めるもののほか、市の財務に関して必要な事項」を定めているものであり、地方自治法、地方自治法施行令に基づいて規定されている。

地方自治法第211条1項、2項の規定は普通公共団体の長の予算の調整、議会の議決について定め、同施行令で予算に関する説明書について定めていることはその規定上明らかである。

そして、この説明書は、「歳入、歳出予算事項別明細書および給与費の内訳を明らかにした給与費明細書」と定め、給与費については特に「給与費の内訳を明らかにした給与費明細書」と定めている。

この定めによる予算の調整について豊中市財務規則は第2節予算の編成の4条から8条で規定している。

地方公共団体の財政は国民・市民の税金によっているので、地方自治法、地方自治法施行令、豊中市財務規則が規定されているのであり、予算の編成は編成過程も含め適正に行われなければならない。これは補助金であっても同じである。

規則第5条は各部等の長が財務部長に提出しなければならない見積書について規定しており、施行令に「給与費の内訳を明らかにした給与費明細書」と定めているところから5条2項5号において、給与費の内訳を明らかにした給与費見積書を併せて提出しなければならないと定めている。

施行令に定める「給与費の内訳を明らかにした給与費明細書」

が被告豊中市の特別職・一般職のものであっても、実際にはこれまで予算編成を適正にするため、補助金についても「給与費の内訳を明らかにした給与費見積書」が記載された予算要求説明書が被告財団から被告豊中市に提出されてきた。

被告豊中市は第4準備書面7頁において「被告財団が被告豊中市に提出する『予算要求説明書』は人権文化部における資料」にすぎないかのような記載をしているが、被告豊中市の第3準備書面によれば、「給与費の内訳を明らかにした給与費見積書」を記載した予算要求説明書が被告財団から被告豊中市に提出されてきた。

すなわち、豊中市財務規則5条に従って、2004(平成16)年度より前には、被告豊中市の人権文化部長を通して被告財団から被告豊中市の財務部長に提出されてきたのである。

被告豊中市証拠説明書では人権文化部の内部資料とするのは乙13、14のみである。

被告らは「財政当局に、予算要求するためにその具体化を協議して決めた」と主張しているにも関わらず、乙8で「考え方」「方向性」のみを財政当局に示しただけで、財政当局とは何らの予算折衝も行わずに、更に、被告市が主張していた「懸案事項」にも含めずに、2004(平成16)年1月15日には被告豊中市の補助金の内示がなされたのである。これでは何のために豊中市財務規則が定められているのか分からない。

また、これまでに被告市および被告財団がとっていた予算要求および予算要求説明書の財務当局への提出および被告市が主張する通常の「プロセス」とも異なっている。

被告らの2004(平成16)年度の予算要求についての行為は地方自治法第211条、地方自治法施行令、これを受けて定

められた豊中市財務規則第5条、6条によらずに、これを全く無視して行われたものであり、少なくとも豊中市財務規則第5条、6条に違反する。

(3) 予算確保の目処は10月中旬ついていたから財政当局への説明は形だけ

ア 組織変更に伴う予算確保の目処は10月中旬にはついていた
被告財団は第1準備書面17頁において「組織変更に伴う予算確保の目処もつき、組織変更にあたって、常勤館長（常勤事務局長の誤りと思われる）の採用が必要となるため、被告豊中市人権文化部長本郷らは、事務局レベルの準備行為として内諾が得られれば理事会で承認されるとの見込みで、予め候補者打診をしていたものである。」と主張する。

これによると、被告財団の主張する「組織変更に伴う予算確保の目処もついた」のは、少なくとも2003（平成15）年11月初めに「候補者打診を」始めるより前と言うことになる。

乙22号証14頁では、「この頃（10月中旬頃）常勤プロパー事務局長候補者のリストづくりも武井課長、米田主幹、山本事務局長が行っている。」とし、同14、15頁では「10月20日頃であったと思うが」「市長から事務レベル案の方向で進めても良い旨の了承を得た。」「候補者の一覧表を市長にも示して了承を得ている。」としている。

すなわち、被告らの主張によれば、2003（平成15）年10月中旬頃には「組織変更に伴う予算確保の目処もついた」ので、「常勤プロパー事務局長候補者のリストづくり」を行い、10月20日頃に「常勤事務局長の候補者の一覧表を市長にも示して了承を得て」、2003（平成15）年11月初めに「候補者打診を」始めたのである。

イ 乙22の本郷陳述書（41～43頁）の予算要求説明書の流れ

乙22の本郷陳述書（42頁）は予算要求説明書の流れについて記載する。これによると2003（平成15）年11月2日作成、被告市への提出は11月5日頃の乙11は、2003（平成15）年11月7日の部長ヒアリング用のものである。

この42頁の①の部長ヒアリングは記載のとおり人権文化部の部長すなわち、本郷部長のヒアリングであり人権文化部内部のものである。

次に、②で「各部からの要求書を受けた被告市財政課では、財政課長ヒアリングを行い、財団事務局職員、男女共同参画推進課長、部の総務課長等が出席し、財政課長が要求の元になる考え方を重点的に説明を受ける。」とする。

本件についても「今回の組織変更計画案についても、財団の従来の組織変更であるため、この段階で財政課に『考え方』を十分理解してもらえるよう、男女共同参画推進課長らが説明している。」としている。

つまり、乙22号証の本郷陳述書42頁によれば、2003（平成15）年11月7日の人権文化部の部長のヒアリングより後に「財政課に『考え方』を十分理解してもらえるよう、男女共同参画推進課長らが説明している。」と言うのである。乙8は「財政課に財団の予算を要求するために作成した資料」であるとする（本郷尋問8頁）。作成者は被告市の武井課長であり作成日は2003（平成15）年10月15日である。

乙22・13頁によると「乙第8号証作成の直接目的が平成16年度の被告財団の予算要求説明資料の一環であり、財団からの要求を受けて正式に男女共同参画推進課が財政課に予算

要求内容について説明する立場にあるため、その資料を自ら作成したものである。」とする。

つまり、乙11と併せて乙8を示して「財政課に『考え方』を説明した。」のである。

43頁でも「被告豊中市が繰り返し、説明しているように『組織変更の考え方の理解を得なければ、その後の予算額の折衝に進めない』からまず、最初に財政当局に考え方を説明し……」とする。

本郷証人は「(乙8を示しての説明は) 財政課長のヒアリングのときに説明していますから、11月の中旬ごろであったと思います。」としている(本郷尋問36頁)。

ウ 財政課への『考え方』説明前に「組織変更に伴う予算確保の目処」もつき候補者打診も始まっていた

アのとおり、被告らの主張によれば、2003(平成15)年10月中旬頃には「組織変更に伴う予算確保の目処もついた」ので、「常勤プロパー事務局長候補者のリストづくり」を行い、10月20日頃に「常勤事務局長の候補者の一覧表を市長にも示して了承を得て」、2003(平成15)年11月初めに「候補者打診を」始めている。

乙8、乙11を示して「財政課に組織変更の『考え方』を説明」したのは2003(平成15)年11月中旬だと言うのであるから、既に「組織変更に伴う予算確保の目処もつき」、「常勤プロパー事務局長候補者の候補者打診」が始まってからだということなる。

本郷証人は「本件については、10月20日に市長の説明で了解を得ていますから、もう方向性が出ていますから。」(本郷尋問37頁)とも言っている。

被告市は第4準備書面19頁では「財団のスタッフが協議検討し、積み上げてきた計画を財団事務局が予算として男女共同参画課に要求し、これを基礎に双方が協議して財政当局に要求し、最終的に市が補助金として確定する。こうしたプロセスは原告も館長として参画しているので知らないはずはない。」と主張する。

しかし、通常のプロセスはそうであるかも知れないが、本件に関しては、予算要求のプロセスも含む通常のプロセスは全くとられず、財政部・課とは関係なく既に「組織変更に伴う予算確保の目処」がついていたというのであって、これが豊中市財務規則第5条、6条違反でなくて何であろうか。

およそ地方自治法も豊中市財務規則も無視されており、財政当局への補助金の予算要求については形だけの手続きが踏まれたにすぎず、本件、組織体制に名を借りた原告排除については、市長が決めたのである。

エ 乙8にもない事業課長のプロパー化

乙8では、2004(平成16)年度には事業課長は「(市派遣)」とされ、2005(平成17)年度にプロパー化とされている。

これは市派遣の減数目標が2005(平成17)年度とされている被告市の行財政改革の方針とも一致している。

しかし、被告市の担当職員らは、市派遣の事業課長については全く検討もしておらず、当たってもいない。

乙8は「財政課に財団の予算を要求するために作成した資料」にすぎず、それを財政課に示して説明するより前に「組織変更に伴う予算確保の目処」はついていたことイ、ウのとおりである。

乙22・21頁では「事業課長のプロパー化について、予算要求の当初段階では取り敢えずの課題としていたが、・・・平成15年12月16日に桂さんが来庁され、事務局長候補としての内諾回答があったので、市長に、この報告をすると共に、事業課長のプロパー化予算確保についても必要性を説明することとした。」「平成15年12月17日、部長は・・・市長・助役に説明し、財政当局に事業課長プロパー化予算要求することの了承を得た。」とする。

2003(平成15)年12月16日か17日かは明確でないが、2005(平成17)年度とされていた事業課長のプロパー化については、「市長・助役に説明し了承を得た。」のである。

3 「平成16年4月実施が必要不可欠」とする被告らの理由はない

(1) 「組織体制の変更は平成16年4月実施が必要不可欠」とする被告らの理由は以下のとおりである

- ① 派遣職員の事務局長が市に復帰する時期
- ② 財政悪化のためプロパー職員の増員は先送りできない
- ③ 男女共同参画計画運用開始の時期である
- ④ 行革の方針により派遣職員の体制見直しが必要

(2) 上記の①から④は、いずれも理由がない

②については既に2で述べたとおりである。

ア ① 派遣職員の事務局長が市に復帰する時期に対して

(ア) 山本事務局長の延長は2006(平成18)年3月31日までできる

派遣職員の山本事務局長が市に復帰する時期は2004(平成16)年4月1日であることを被告らは理由とする。

公益法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法

律 3 条 2 項では市からの派遣は 3 年から 5 年に延長できる規定となっている。

従って、「派遣職員の山本事務局長が市に復帰する時期は平成 16 年 4 月 1 日である」と言うことにはならず、2006 (平成 18) 年 3 月 31 日まで延長することができる。

本郷は山本に延長の打診はしたと言うものの「時期は忘れしました。」とする (本郷尋問 43 頁)。

武井は「部長から多分夏ごろに山本さんにそういう打診をしたというのは聞きました。」(武井尋問 29 頁) とする。

山本は「仮に 1 年延長するとなると、もう 1 人の派遣職員と同時に帰ってくる必要が出てくる。2 人一遍に戻ってくるので、それは 2 人が交代するとなると、ますます引継ぎとか財団の運営に支障が出るとだから延長はできない。」と言って断ったとする (本郷尋問 43 頁)。

これは「仮に 1 年延長する」場合には「2 人一遍に戻ってくる」と言うのであり、山本について 2 年延長し、もう 1 人は延長しなければ「2 人一遍に戻ってくる」ことにはならないのであって、理由にはならない。

(イ) 他に事務局長を派遣できる

市派遣の人数の減数の目標は 2005 (平成 17) 年であり、他に事務局長を市から派遣することも充分できる。

当時の被告市には、課長級および課長級への昇進条件を満たす課長補佐級の職員は男女併せて数十人いた。男女共同参画基本法の趣旨からみて、事務局長が女性職員に限られる必要はないので数十人が適任者候補といえる。仮に女性職員に限っても、10 人近くの適任者が在籍していた。(甲 70・65 頁)

本郷は「他の市派遣を平成 15 年夏頃に検討したが打診はし

ていない。」(本郷尋問44頁)と言っている。

武井は、市派遣の事務局長について「それ以後になりますんで乙第8号証を作るころだったと思いますけれども、適任者が派遣でいるかどうかという探すと言いますかねそういうことは私も機会あるごとに気にはしていましたので気を付けていました。」とか「見たということはあります。」などと曖昧なことを言い、「打診はしていません。」と言っている(武井尋問30頁)。

「気をつけた」「見た」というにすぎず、具体的に検討して打診したことはない。

ところで、武井は、他の市派遣の事務局長について乙8を作る頃に「気をつけた」「見た」とするが、乙8は事務局長プロパー案であるのでこの頃に事務局長の市派遣について「気をつけた」「見た」ことなどありえない。

結局、全く検討も、打診もしていないのである。

- (ウ) 被告らがトップに挙げる、「①平成16年4月に派遣職員の事務局長が任期満了で市に復帰するが来年度の派遣は困難である」については、まず、「平成16年4月に派遣職員の事務局長が任期満了で市に復帰する」かどうかについては派遣職員の事務局長の任期の1年あるいは2年の延長は可能であった。

更に、「来年度の派遣は困難である」との点については、実際には「気をつけた」「見た」というにすぎず、具体的に検討して打診したことはないのであって、2004(平成16)年度実施が必要不可欠であったという理由にはならない。

- イ ③男女共同参画計画運用開始の時期であるに対して

桂前常勤館長の証言によれば、常勤館長兼事務局長が男女共

同参画の仕事をしたのは2004(平成16)年4月、5月の2ヶ月のみである。

「現在、財団の事業あるいは男女共同参画の仕事はさしてもらっていないということなんですか。」との問いに対しては「しないといけないと思うんですが、なかなかそういう仕組みにはなっていない状況だと思います。」と答えている(桂尋問31頁)。

このように、桂前常勤館長は2004(平成16)年4月、5月の2ヶ月間を除いて、「男女共同参画の仕事はさしてもらっていない」と言うのであるから、男女共同参画計画運用開始の時期が2004(平成16)年4月であっても、「男女共同参画計画運用」どころか、男女共同参画の仕事自体をさせてもらえない仕組みに被告らはしてしまったのである。

これは仕組みの問題であって、館長の資質等の問題ではない。

従って、③の「男女共同参画計画運用開始の時期である」ことは非常勤館長職廃止の理由にはならない。

ウ ④行革の方針により派遣職員の体制見直しが必要について

被告市は市派遣職員の減数目標を2005(平成17)年度としており(本郷尋問43頁)、乙8では、そもそも2004(平成16)年度は市派遣職員の減数をしていない。

従って、これはおよそ非常勤館長職を2004(平成16)年度に廃止しなければならない理由にはならない。

(3) 指定管理者制度導入を前にした2004(平成16)年度実施はおよそありえない

指定管理者制度導入については前記のとおりであり、このような大きな変化を前にし、かつ、乙32の本郷陳述書(追加分)によれば、被告市としては、2006(平成18)年9月1日までの

3年の間に、すてっぷを被告市の直営にするのか、被告財団を指定管理者とするのか、指定管理者を公募するのかについての方針を決めていない段階である2003(平成15)年度にあっては、少なくとも2004(平成16)年度ないし2006(平成18)年度までは従来どおりとし、組織・職員体制は動かさないと言うのが特別の事情がない限り普通である。

実際のところ、2005(平成17)年度から、被告財団のあり方についての検討が始まったことは前記のとおりである。

更に、被告らによれば、非常勤館長は「首を切りやすい」(被告市の文言によれば「雇用関係が解消しやすい」乙3)というものであり、市からの派遣職員は雇用関係にはかかわらず、被告市に戻せばすむことである。

大きな変化を前にした状況においては、仮に組織・職員体制を動かしたとしても、柔軟に対応できる組織・職員体制をとっておくことが通常である。

すなわち、柔軟に対応できると被告らが考えている非常勤職員(期間の定めのある職員)を置き、何時でも市に戻せる市からの派遣職員の活用、ないしは指定管理者制度の狙いとも指摘されている、役人の天下り先の確保すなわち、市職員の再任用の活用をしていくのが通常である。

ところが、被告市は2003(平成15)年に非常勤館長職廃止による原告排除を決めてしまったのである。

これは、まったく通常ではない。まさに被告らには特別の事情があったからこそ、非常勤館長職を廃止し、2004(平成16)年3月31日に原告を排除したということにほかならない。

4 市長が決める館長人事

(1) 市議会の予算審議で問題となるのは「どなたが館長か」

2004(平成16)年2月1日の被告財団の理事会において、本郷氏は「館長人事は市長の意向も働くわけですが。正直言いますと、市長が議会に提出するのに、どなたが館長か、市長が了承していない方を議会に上程するというのは、今後の議会運営からも色々問題が出ます。」と言っている(甲46・37頁)。

本郷尋問52頁によれば、この「市長が議会に提出する」と言うのは「財団の補助金についての予算案を議会に提出する」ということである。

つまり、2004(平成16)年度の財団の補助金の予算審議において「どなたが館長か、市長が了承していない方」のままでは、つまり原告が館長のみで、予算案を「議会に上程するというのは、今後の議会運営からも色々問題が出ます。」と本郷は「正直に言っている」のである。

前記2において、補助金の予算要求の通常のプロセスがとられず、11月中旬の財政課のヒアリングより前の2003(平成15)年10月中旬には既に、予算確保の目処がついていた「通常ではありえない」事実を指摘してきたが、市議会の予算審議で問題となるのは、補助金の額ではなく「どなたが館長か」であるのであれば、予算額抜きに原告排除のみが進行するのもありうることである。

結局、「市長が了承していない方」である原告が館長のみで、予算案を「議会に上程するというのは、今後の議会運営からも色々問題が出る。」から、非常勤館長職を廃止して原告を排除したのであり、常勤館長についても、もともと、原告を採用することは想定外であったのである。

(2) 被告市では「男女共同参画審議会の人選」さえも市議会での問題になる

甲 80 - 1・11 頁のとおり、2003(平成15)年9月24日の被告市の総務常任委員会において、喜多委員が男女共同参画推進条例第23条の男女共同参画審議会の人選について「この審議会におきましても、やはり思想的な偏りが懸念されますので、少なくとも議会の議員が委員に入るべきではないかということ要望するとともに、他の人選に当たりましても公正、中立な人選をくれぐれもお願いしたいと思います。」としている。

本郷尋問53頁でも、市議会でも男女共同参画審議会の人選についても問題とされることを認めている。

条例第23条では男女共同参画審議会は15人以内で組織するとされており(甲12)、このような15人の男女共同参画審議会メンバーでさえも「思想的な偏りが懸念されますので・・・公正、中立な人選を」と議会で指摘される状況なのである。

被告らは、2004(平成16)年度実施が必要不可欠とする理由の1つに、「③ 男女共同参画計画運用開始の時期である」を挙げていること前記のとおりである。

これは結局のところ、男女共同参画推進条例が施行され「男女共同参画計画運用開始の時期である」2004(平成16)年4月1日からは、「思想的な偏りが懸念され」と喜多委員が評価し、「市長が了承していない方」である原告が館長では困るので、2004(平成16)年度に原告排除を実施することが必要不可欠だったと言うことである。

(3) 「それで当たれ」との市長の了承のもとで候補者に打診

ア 「それで当たれという了承のもとに打診しました。」

甲46・37頁(2004(平成16)年2月1日の理事会、理事懇談会)で本郷は「市長と理事長に10人位リストアップしたものを挙げております。それで当たれという了承のもとに打診し

ました。」と言っている。

乙22・14頁では、「この頃（10月中旬頃）に常勤プロパー事務局長候補者リストづくりを武井課長、米田主幹、山本事務局長が行っている。」とし、14、15頁では「平成15年10月20日頃であったと思うが」「候補者の一覧表を市長にも示して了承を得ている。」としている。なお、尋問9頁では「平成15年10月20日に」としているので「20日頃」ではない。

すなわち、2003（平成15）年10月20日に、「（10人位リストアップした）候補者の一覧表を市長にも示して了承を得て」「それで当たれという了承のもとに打診し」たのである。

被告市の本郷は、2003（平成15）年10月30日に被告財団の高橋理事長に対しても事務局長候補者のリストを見せたとするが、（甲71-4・40頁では「12月だったと思います」と言い）、高橋尋問6頁では「よく覚えていない。」とし、35頁では「2回目の11月13日には大体見たように思います。1回目の方が断られたときだと思います。」と答えている。

「それで当たれ」と言ったのは市長なのである。

イ 「市の方のトップの判断です。」と本郷が発言

甲46・13頁（2004（平成16）年2月1日の理事会）で本郷は「計画変更ができないというのが市の方のトップの判断です。」と述べている。

これはもともと、非常勤館長職の廃止による原告排除が「市の方のトップの判断」であるから「計画変更ができないというのが市の方のトップの判断です。」ということになるのである。

原告に対しても非常勤館長職の廃止による原告雇止めは「トップの意向」であると説明している。

ウ 2003（平成15）年10月20日は何の日か

非常勤館長職の廃止による原告排除は2003(平成15)年5月中旬には決まっていたことは第4、第6で述べるが、このように、「それで当たれ」との市長の了承のもとで候補者打診を実行することになったのが2003(平成15)年10月20日なのである。

そうでなければ、2003(平成15)年10月中旬に「予算確保の目処がつき」「常勤プロパー事務局長候補者リストづくり」が行われることなどありえない。

5 組織体制の強化には「なっていない」本件組織・職員体制の変更
(1) 桂館長の証言

桂尋問30～31頁では、常勤館長兼事務局長が男女共同参画の仕事をしたのは2004(平成16)年4月、5月の2ヶ月のみであるとしている。

そして「現在、財団の事業あるいは男女共同参画の仕事はさしてもらっていないということなんですか。」との問いに対しては「しないといけないと思うんですが、なかなかそういう仕組みにはなっていない状況だと思います。」と答えている(桂尋問31頁)。

「そうすると、組織体制の強化のために今回の組織変更を行ったというふうに豊中市などは御主張なんですが、強化になっているのでしょうか。」との問いに対しては「考えられた当時はそう思われたのかもしれないですが、今、実態を言えばなっていないと思います。」(桂尋問31～32頁)としている。

つまり、本件組織・職員体制の変更は、組織体制の強化には「なっていない」と実際に常勤館長兼事務局長職にある本人が言っているのである。

しかも、これは「仕組み」によるものであると言う。

(2) 「仕組み」から

甲 8 5 号証（一村市議会議員「陳述書」）3 頁では「私は、男女共同参画の仕事がしたかったのですが、今はなんでやっているんだらうって思う毎日です。」としており、尋問では「しないとイケないと思うんですが、なかなかそういう仕組みにはなっていない」と述べている。

甲 8 5 号証のもとになった面談は 2 0 0 5（平成 1 7）年 1 1 月 1 日に行われたものである。

桂証人は「私にはその予算とか、それから実際に働く職員の方たちというのは直接にはかかわらないわけですよ、この職制からいくと。だから事業を直接行うというのは非常に難しくなりましたね。」（桂尋問 3 1 頁）とも言うっており、桂常勤館長兼事務局長は予算も職員もつかず、仕組みとして、手をもがれ、足を奪われ、「男女共同参画の仕事」をさせてもらえなかったのである。

(3) バックラッシュ勢力の思うつぼ

桂常勤館長兼事務局長は「男女共同参画の仕事がしたかった」のにできないままに、2 0 0 7（平成 1 9）年 3 月 3 1 日づけで退職、現在も後任は選任されていない。

原告排除による男女共同参画行政の弱体化こそ、バックラッシュ勢力の狙ったものであった。このために男女共同参画推進条例に反対の立場を表明しながら、議会採決においては賛成したのである。

これについては第 4、第 6 のとおりである。

6 原告の実績からも非常勤館長職廃止による雇止め、常勤館長不採用は理由がない

原告のすてっぷにおける実績は第2のとおりである。

原告の男女平等に向けてのすてっぷでの仕事は未だその緒についたばかりであり、甲33・2頁以下で原告は具体的に事業の継続の必要性について挙げて、組織体制の計画変更を申し出ていた。

しかるに、これに対する被告市の答えは、前記「計画変更ができないというのが市の方のトップの判断です。」であった。

市のトップの判断で行われた組織体制の変更は組織体制の強化には「なっていない」と当該仕事をしている桂常勤館長兼事務局長が証言しているところであり、「男女共同参画の仕事をさせてもらえなかった」のではなく、第2のとおり実際に男女共同参画推進をしてきた原告の実績からも非常勤館長職廃止による雇止め、常勤館長不採用には理由がない。

第4 原告排除の真のねらいーバックラッシュー

1 被告豊中市並びに同財団の男女平等に対するバックラッシュ勢力への屈服

被告らによる原告排除は、真の男女平等を嫌い、これを阻もうとするバックラッシュ勢力の組織的、集中的攻撃があり、被告らがこれに屈服した結果である。

以下、訴状、原告準備書面で詳細に述べたところであるが、1970年代から世界的規模でとり組まれた男女平等の展開を重ねて概観し、他方、ジェンダーないしジェンダーフリー概念をことさらねじ曲げて、男女平等の推進を阻もうとする日本各地の動き、及びこの動きが豊中市においても例外ではなく、それに屈服した結果が本件であることを指摘する。

(1) 真の男女平等を実現するための世界的取組み

1975年国連提唱の「国際婦人年」をきっかけに、政治、経

済、労働、教育、家庭等あらゆる分野で、真の男女平等を実現する取組みが始まった。

国際婦人年では、男女平等の達成のため、家庭や社会の中で、両性に伝統的に割り当てられて来た機能や役割を変えていく必要性を強調し、そのための世界行動計画を採択し、1976年から1985年までを「国連婦人の10年」として、その実行を世界に呼びかけた。また、1979年には、「女子に対するあらゆる形態の差別撤廃条約」が国連第34回総会で採択されている。条約の特徴は、「男は仕事、女は家庭・育児」が本質だとするこれまでの固定化された性別役割分担の意識や慣行を解消していくことが、男女間の真の、かつ完全な平等の達成につながるとしたこと、そしてそのための施策を各国政府に義務づけたことである。

具体的措置としては、女性に対する差別を禁止する制裁を含む立法上の措置、差別となる既存の法律、規則、慣習、慣行の見直し、廃止のための措置、男女の事実上の平等を促進するための暫定的な特別措置、母性保護をはかるための特別措置、両性のいずれかの劣等性もしくは優越性の観念、または男女の定型化された役割にもとづく偏見、慣習などの撤廃を実現するため、男女の社会的・文化的行動様式を変えていくこと、子どもの養育における男女の共同責任を実現するための措置など、あらゆる分野で女性に対する差別をなくし、そのための徹底した手段をとることを明記した。

その後、第2回（1980年デンマーク）、第3回（1985年ナイロビ）にわたって世界女性会議が開かれ、世界行動計画と条約の実施状況について総点検が行われている。特に注目されることは、第3回世界女性会議で採択された「ナイロビ将来戦略」

である。そこでは、男女平等の阻害要因として、性差別撤廃のための不完全なとり組み、男女間の生理的違いによって正当化しようとする不平等な取扱い、保守的な要素に深く根ざした性差別撤廃に対する抵抗などをとり上げ、これを厳しく指摘していることである。

また1995年には、第4回世界女性会議が北京で開催された。この会議では、これまでの世界女性会議やそこで採択された男女平等に関する国際文書、宣言などとその実施状況や成果などを検証するとともに、21世紀に向けて更なる発展のため、ジェンダーの視点と女性たちのエンパワーメントが強調され、それを実行していくための「行動綱領」が採択されている。

これまでも述べたが、ジェンダーとは「社会的文化的に形成された性」で、「生物学的性」であるセックスと区別される。日本では90年代後半から行政を中心にジェンダーにとらわれないことを「ジェンダーフリー」という表現で呼ぶようになり、次第に広く使用されるようになった。

本件でバックラッシュ勢力が攻撃する「ジェンダー」、「ジェンダーにとらわれない」概念は、こうした幾度びにもわたる世界女性会議で用いられ、ことに「行動綱領」では、性差別撤廃のための基本概念となっている。例をあげると、次のようなものがある。

「多くの国では、女性と男性の実績や活動の違いが、不変の生物学的差異よりも、社会的に作られたジェンダー役割（gender roles）の結果であることが理解されていない。」（行動綱領28）

「出版社、監督官庁、保護者団体などと連携し、あらゆる教育レベルに、詳細な勧告を出し、ジェンダーが固定化（gender-based stereotypes）されていない教育課程、教科書、補助教材を開発する。」（同85、a）

「あらゆるレベルの教育に、ジェンダーの視点（gender dimension）を組みこんだ人権教育プログラムを開発する。」（同 85、j）

「ジェンダーに敏感な（gender-sensitive）健康計画を女性、地域団体と協力して立案、実施する。」（同 106、c）

「政策決定を行う地位について透明な基準をもうけ、選出機構がジェンダーバランス（gender-balanced）をもつよう保証する。」（197、b）

「家族、雇用、社会保障、税制、教育の機会均等、…に関して、法的な改革にジェンダーの視点（gender perspectives）を促進させる。」（同 208、d）

「ジェンダーの平等（gender equality）と、家庭における固定観念にとらわれない男女の役割（non-stereotyped gender roles）を強調し、…家族的責任の平等な分担を促進する。」（同 245、d）

以上のように、ジェンダーの概念は、性差別を撤廃するため、ほぼすべての分野にわたって用いられ、その後の国連関係機関の公式文書にも公式用語として使用されている（甲 99・1 頁参照）。

(2) 日本での取り組み－男女共同参画社会基本法の制定、条例化

わが国では 1977（昭和 52）年国内行動計画を策定し、女性に対する偏見や固定的な男女の役割分担意識が根強いことをふまえて、法制上の女性の地位向上、あらゆる分野への女性の参加の促進、雇用における条件整備を図ることなどを盛り込んだ施策を実行していった。なかでも、国籍法の父系優先血統主義を父母両系血統主義へ改めたこと、女子のみに家庭科が必修されていた教育課程の見直し、男女雇用機会均等法の制定などが特徴的である。上記「女子に対するあらゆる形態の差別撤廃条約」はこれらの法

整備を経て、1985(昭和60)年批准されている。

また、各自治体においても独自の行動計画が策定され、その実現に向け、さまざまな取り組みがされてきた。

さらに、1999(平成11)年には、男女共同参画社会基本法が制定された。

基本法は、つぎの5点を基本理念としている。①男女が性別による差別的取扱いをうけないこと(3条)、②社会制度・慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響を中立的なものとするよう配慮する(4条)、③国・自治体、または民間団体の政策・方針の立案、決定への男女共同参画(5条)、④家庭生活と他の活動の両立(6条)、⑤国際協調(7条)などである。

これに基づき翌年には、男女共同参画基本計画が作られ実行に移された。各自治体においても、男女共同参画条例が次々に制定されていった。豊中市においても、2002(平成14)年3月豊中市女性問題審議会が、「豊中市における男女共同参画社会の実現をめざす総合行政のあり方について」という答申(甲11)をまとめ、条例の必要性を市に提言した。これに従って、2003(平成15)年10月10日「豊中市男女共同参画推進条例」(甲12)が制定されるに至っている。

(3) バックラッシュ勢力の全国的動きと豊中市への攻撃

ア 男女平等推進施策に対して

真の男女平等を推進するための諸政策に対して、2001(平成13)年以降バックラッシュと呼ばれる攻撃が本格化した。ことに、地方議会で男女参画基本条例の制定が進む過程で激しい攻撃が繰り返されてきた。

バックラッシュの実態は訴状(28頁以下)及び甲99(伊田広行作成の意見書)、山口智美の意見書(甲151)で説明

したとおりであるが、そのねらいは、女性差別撤廃条約や男女共同参画社会基本法の趣旨に相反し、社会的文化的につくり出された男女の特性を、生まれながらの特性であるかのように強調し、社会に厳然と存在する男女不平等や男女差別を「特性」の名のもとに覆い隠そうとするところにある。バックラッシュ勢力は、メディア、研究団体、宗教団体、市民の会など、さまざまな組織、団体とつながり、教育委員会や学校にクレームをつけたり、講師を非難したり、国会や地方議会へ陳情したり、あるいは国会や地方議会で議員の質問を通して、教育現場や行政に介入し、あるいは大々的な宣伝活動などを行ってきた。

その手法の特徴は、攻撃する事項について自分たちに都合のよい言葉を抜き出し、それをねじ曲げ、あるいはすりかえて使って、世論操作をすることである。

その間違った主張は、例えば、男女共同参画、ジェンダーフリーは、フリーセックスを奨励し、性秩序を破壊する（甲14）、鯉のぼりやひな祭りなど日本の伝統行事や美風をこわす、トイレ・風呂・更衣室の男女共用化をすすめている、男女混合名簿は健康診断のとき不便である（甲44参照）、男も女もない「中性人間」を作る、専業主婦を認めない、母性を否定する、家庭を崩壊させる、マルクス主義、共産主義の陰謀だ、等々である。

日本各地におけるバックラッシュ攻撃の代表的な例をあげると、次のようなものがある（以下甲99参照）。

(ア) 教育関係

2002（平成14）年5月、中学生向けの性教育の冊子『思春期のためのラブ&ボディBOOK』について、国会で山谷えり子衆議院議員は、「セックスをあおっている」と、性教育への不当な批判を行った。これに関して産経新聞は、“中

学生にピルのおすすめ!?” というタイトルで厚生労働省の見解に真っ向から対立する記事を書いて教育現場を批判。これに連動するように、「三重県のいのちを尊重する会」が三重県教育委員会に上記冊子の使用中止を申し入れ、各地でも同様の批判陳情が続出した。

冊子『思春期のためのラブ&ボディ BOOK』は、厚生労働省の提言をもとに、財団法人母子衛生研究会が作成したものである。当冊子は、こうした不当な圧力にあって、結局、絶版、回収される事態になった。この件は、学校においてなされていた科学的な性教育を、ゆきすぎ、過激という修辭をつけて、排斥・排除していく全国的動きの導火線となったものである。

2003(平成15)年には、新潟県の小学校長が「男女混合名簿は共産主義思想に基づいている」として、男女別名簿に変更した。鹿児島県議会では、「ジェンダーフリー教育」への反対の陳情を採択している(甲41~43)。また香川県議会では、「一部の教育現場などにおいて、男女共同参画に名を借りて、男女の区別や役割を機械的・画一的に解消・排除しようとするとり組みがあり、これは長年つちかわれてきた良識的な価値観や伝統文化の破壊につながる」とした決議を採択している(2005(平成17)年12月)。

2005(平成17)年には、自民党が「過激な性教育・ジェンダーフリー教育実態調査プロジェクトチーム」を結成、又、中山文部科学大臣がジェンダーフリー教育批判を行っている。

(イ)「ジェンダー」ないし「ジェンダーフリー」の使用に関して

石川県議会で、「男女共同参画推進条例を、ジェンダーフ

リーと称する過激な思想運動により利用されてはならない。」という請願を採択している（2003（平成15）年10月）。徳島県議会でも、「男女の区別を一切排除しようとする立場は誤りとする真の男女共同参画社会の実現を求める決議」を採択。同じころ、東京都荒川区議会で区長が、「形式的、機械的平等論の行く末は、家庭の崩壊、性道徳の乱れ、教育の無力化、伝統文化の否定につながり、ひいては日本社会の崩壊を招きかねない。」など、荒唐無稽、無知丸出しの極論を展開して、多くの人たちのひんしゆくを招いた。同様に、東京都知事は施策方針講演で、ジェンダーフリー論は、極端でグロテスクであるとし、反対していく旨を発言（2003（平成15）年）。

2004（平成16）年、福田官房長官がジェンダーフリーについて否定的な発言をし、産経新聞はこれに飛びついて報道を行い、読売新聞も「ジェンダー、誤った認識の是正は当然だ」を掲載した。

2006（平成18）年になると、遂に内閣府は、ジェンダーフリー使用は不適切であるとの見解、通知を出すに至っている。

(ウ) 男女共同参画推進条例に関して

2002（平成14）年6月山口県宇部市では、市の審議会が練り上げた男女共同参画推進条例案を、女性差別撤廃条約や男女共同参画基本法の趣旨に反して、「男らしさ、女らしさを一方的に否定することなく男女の特性を認め合い……」という文言を挿入、「個人の尊重が重んぜられること」という表現を削除し、ことさら男女の特性や従来の固定的な男女の役割分担を前提にした内容が盛り込まれた。この条例は、

真の男女平等を阻もうとするバックラッシュ勢力のモデルとなったものである。

千葉県では、条例案の中の、性および出産・育児について「自らの意思で決定できるように」という文言をめぐる一部議員が削除を求め、知事と対した結果、2003(平成15)年遂に廃案に追い込まれた。

その他、大阪府、滋賀県などでも条例制定に関して反男女平等勢力からの圧力が強く、大阪府条例でも「男女が互いの違いを認め合い」という文言をあえて挿入し、男女の自然的性差や従来の伝統的役割や機能の違いにこだわり続けた。

(エ) その他の圧力、攻撃

福井県生活学習館(男女共同参画センターに相当)では、2006(平成18)年、ジェンダーフリー関連の図書約150冊を引き上げている。いわば焚書である。

講師はずし事件も発生している。東京都国分寺市が2005(平成17)年3月、連続学習会を企画し、上野千鶴子教授(東京大学社会学)を講師に招いたところ、同教授はジェンダーフリーの言葉や概念に触れる可能性があるとして、東京都教育委員会がこれを拒否、講座は中止となった。

千葉県船橋市では、2004(平成16)年、女性センター利用者を「最低な夫らとの不遇な生活＝社会＝『男性社会』のせいにする気の毒オバサンたち」「同世代の女性に比べ容貌も共通して醜い」「市に寄生して市民を欺く」などと誹謗中傷した文章を自身のホームページで流し、女性センターや女性センター利用者の攻撃を続ける議員(「教育再生地方議員百人と市民の会」[理事長北川悟司]の会員)も現れた。(甲154、155)

以上のとおり、日本の各地で男平等の推進に対するバックラッシュの動きは激しく、豊中市でのバックラッシュもこれら全国的な動きと軌を一にしたものである。

イ 豊中市におけるバックラッシュ攻撃

豊中市におけるバックラッシュの動きは、市長が男女共同参画推進条例制定の意向を表明した直後の2002（平成14）年7月頃から、条例制定が決定された2003（平成15）年10月頃までに集中している。以下、その実態を指摘する。

(ア) すてっぷ貸室申込みをめぐって

まず、バックラッシュ攻撃は、すてっぷの貸室申込みから始まった。

「とよなか男女共同参画推進センター条例」（豊中市条例19号）（甲1）では、すてっぷの事業の一つに施設の提供がある。これには、①「目的使用」、即ち男女共同参画の推進に関する会議、研修、催し等のためのもの（第3条1項6号）と、②それ以外の「一般利用」で、すてっぷの設置目的を達成する事業に支障がなく、市長の承認を得た場合の使用がある（3条2項）。

2002（平成14）年4月8日男性増木氏重夫氏が「ジェンダーフリーの危険性を学ぶ」という会合名で貸室の申入れをしてきた。これに対し、すてっぷは会合のタイトルから見て、すてっぷの設立目的に反すると判断して目的外使用であるとして使用を断った。

増木氏重夫氏は、「教育再生地方議員百人と市民の会」や「教育オンブッド豊中」の事務局長を務める人物であり、北川悟司市会議員（当時）は前者の理事長である。その「教育

再生地方議員百人と市民の会」の住所は、増木氏重夫氏が代表を勤めるNPO法人「マスキ情報デスク MASUKI, INFO, DESK」ならびに「学習塾『英智塾』(E I C H I ゼミナール)」と住所・ファックス番号が同じである。

その後増木氏重夫氏は、豊中市女性政策課（現在は男女共同参画推進課）に抗議して「貸せないなら文書で回答せよ」と求めた。その結果、市は一般使用として認めるに至っている（甲16）。

この許可について被告豊中市は、「ジェンダーフリーについてよく知らないので勉強するためとの趣旨の文書提出があったことから……」、一般使用として認めたと弁明をしている（被告豊中市第1準備書面6頁）。しかし、ジェンダーフリーをよく知らないのに「ジェンダーフリーの危険性」というタイトルをつけることはありえず、またかねてから「教育オンブッド豊中」（「教育オンブズマン豊中」と名乗る場合もあった）名で被告豊中市の教育に無理難題を要求してきた彼の活動を知らない幹部はいないことから、その活動がすてっぷの設立、運営趣旨に反することを被告豊中市は明らかに認識していたし、さらに文書さえ提出すればどのような会合でも使用できることとなり、容認できるものではない。市は、自ら定めた規則にあえて違反したものである。

これは、被告豊中市のバックラッシュ攻撃への最初の譲歩であった。

さらに、その10日後の7月18日には、同様の趣旨で、今度は女性I本Y子が貸室の申込みをしている。この女性は、豊中ジャンプサークルと名乗っていたが、チラシの発信元によると、前記増木氏重夫氏の住所となっていた。その後も、

「豊中教育改革市民の会」と名乗る男性 I 本 Y 夫が、「男女共同参画社会をめざす家庭教育講演会」というテーマで申込みをし、「使用目的」に適合するものとして許可されている。しかし実際は、男女平等推進の趣旨に反し、母親による子育てを説き、保育や介護の社会化をすすめる北欧の施策を強く批判する内容のものであった。

また同年 9 月 24 日には、「救う会・大阪」の名称で増木氏と名乗る女性が、「拉致された有本恵子さんらの人権を考える勉強会」の名で申込みがなされた。この「救う会・大阪」の代表は前記の増木氏重夫氏である。また、この会の住所・ファックス番号は、前記の「教育オンブッド豊中」と同じであった。

この使用は、当初「一般使用」であったが、被告豊中市の指示によって、後日「目的使用」に変更された。この点について豊中市は、一般使用と判断したが、その後増木氏重夫氏が「目的使用」の適用を求めたため、提出された企画書の内容から、強制結婚等女性の人権にかかわる内容と判断されたため目的使用に変更した、と弁明している（被告豊中市第 1 準備書面 7 頁）。

この間、すてっぷの貸室使用に関して北川悟司議員は、2002（平成 14）年 8 月 2 日の総務常任委員会で、増木氏重夫氏、I 本 Y 夫らの前記貸室申込みを取り上げ、「すてっぷの貸室申込み業務の基本的な考え方が、目的使用の方にこだわり過ぎていないかどうか、一度職員意識を点検していただきたい。」と発言し、すてっぷを非難している。

なお、こうした事態を憂慮した原告は、館長としてすてっぷ職員会議で問題を指摘するとともに、2002（平成 14）

年11月17日付文書でも、貸室の判断基準について、すてっぷの設立趣旨に立ち返ることが必要であることを提案している（甲51）。

(イ) チラシ等による攻撃

貸室使用に関する攻撃と同時期、バックラッシュ勢力の常套手段であるチラシやビラによる宣伝活動が執拗に繰り返された。

チラシ（甲13）は、「男女共同参画社会を考える市民の会」の作成となっているが、その内容は、ジェンダーフリーは、ひな祭り、鯉のぼりを否定、ジェンダーフリー教育のすさまじさを知っているか、ジェンダーフリー運動は、「男性」「女性」「親子」「家族」「家庭」を崩壊させる、などとして攻撃するものである。

また同時期、同市民の会が豊中市内でばらまいたチラシ（甲14）には、「ジェンダーフリーは、女性の敵だ！」「フリーセックスを奨励し、性秩序を破壊する」などと書かれ、さらに、「館長三井マリ子さんは、男女共同参画社会についての市民の質問に答えない！逃げている！」など、原告を名指しで攻撃している。

さらに、同市民の会は「教育オンブズマン北摂」共催として、2003（平成15）年2月15日開催する講演会に、明星大学教授高橋史郎を講師として呼び、「ちょっと待って！『男女共同参画社会』の第1弾として「子どもがあぶない！ジェンダフリーの正体」というテーマを予定し、ジェンダー攻撃を行った（甲49）。また第2弾として、同年2月24日には、衆議院議員の山谷えり子を講師として、『男女共同参画社会』って、本当に女性が幸せになるの」というテーマ

で講演会を開催している（甲４９）。

２月２４日講演用のチラシには、ジェンダーフリーとは「たとえば男の子は黒、女の子は赤といった色の決めつけ、または女の子らしく男の子らしく育ててほしいと願う『ひな祭り』や端午の節句の『武者人形』や『鯉のぼり』などはダメとしている」「男女の同質化・中性化を進めようとする考え方です」などという誤ったことが書かれている（甲１５６）。

高橋史郎教授、山谷えり子議員の両名とも、反ジェンダー、反男女共同参画推進の急先鋒をいく代表的な人物である。

(ウ) 市議会等での攻撃

２００２（平成１４）年７月２５日市議会臨時会で市長が豊中市における条例制定の意向を表明したが、この臨時会で、北川悟司議員は、ジェンダーないしジェンダーフリーの概念をねじ曲げ、これを攻撃するとともに、豊中市の条例も宇部市条例を見習うべきだとする発言を行っている。

「宇部市の条例は、男らしさ・女らしさ、専業主婦、家族の役割など、伝統と文化及び地域的特性を背景とした基本理念を定めたもので共感する。豊中市の条例も、このようにすべきである。」「ジェンダーフリー思想は新しいものではなく、２０世紀初めロシア革命後のソ連で、レーニン時代に展開された新しい社会システムである。女性は家庭から出て労働し、生まれた子どもは社会で育てる。その結果、父親の分からない子どもが激増し、父母の愛をうけない子どもが成長し、犯罪が激化、増加した、社会は乱れに乱れた。」、などというものである。

また、同年８月２日総務部常任委員会でも北川議員は、前記貸室問題と合わせ、ジェンダー、条例に触れ、ジェンダー

フリー運動は、その背後に日本の革命を目指す勢力または日本の健全な文化と秩序を崩そうという勢力が隠れており、革命戦略の一環である、などなどデマを繰り返した。

なお、北川議員は、豊中市におけるバックラッシュ攻撃の中心人物であり、市議会内での男女共同参画推進条例反対派議員の中心的存在であった。また北川議員は、前記増木氏重夫氏らとは日常活動や選挙運動において極めて近い関係にあり（甲157）、バックラッシュ攻撃をすすめている全国組織「教育再生地方議員百人と市民の会」の理事長である。また市議会の会派では与党「新政とよなか」に属し、男女共同参画行政を審議決定する総務常任委員会の委員である。

(エ) すてっぷ、すてっぷ館長三井マリ子に対する攻撃

チラシ（甲14）で、直接原告が攻撃対象とされたことは前述したが、そのほか次のようなものがある。

2002（平成14）年10月26日、大阪市内でバックラッシュ勢力が主催した「男女共同参画社会を考える市民の集い」で、北川悟司議員は、「すてっぷが、ジェンダーフリーの拠点になっている。」「豊中市はこういった財団の運営にですね、1億円以上の年間経費を出しておるわけですね。・・・公金でもってこういうような活動を許すことは果たして公としてよいことかどうかということ、昨日、問い詰めたわけです。」などといった発言をしている（甲70・30頁）。

また同年11月21日すてっぷで原告が講演をした後、参加者の2人の女性から、原告は、「結婚しているか」「子どもを育てたことがあるか」など講演とは関係のない質問をあびせかけられ、原告がそれらの問いに誠実に対応した後も、事務室まで追いかけて来てしつこく質問をあびせるという嫌

がらせがあった。さらに後日、増木氏重夫氏が豊中市に「すてっぷから館長は会えないと返事がきた。市から会うように指導しろ」などという電話で難癖をつけてきた（甲16）。

同年12月6日、すてっぷに実名を明らかにせず、オンブズマンを名乗る男性から、「館長は三井か」「館長の任期はいつまでか」と執拗に聞く電話があった（甲93）。原告をすてっぷから排除しようとするバックラッシュ勢力の意図が窺われるものである。

2003（平成15）年8月29日より以前には、モラロジー会館における北川悟司議員が主催する会において、「すてっぷの館長は、講演会で、専業主婦は知能指数が低い人がすることで、専業主婦しかやる能力がないからだ、と言った」と、ある女性が多数の聴衆の前で言った。

これは、同年6月24日アルファというグループが開催を申し込んだ館長出前講座（甲57）で、豊中市内のジオコミュニティで行われた際に館長がそのような発言をしたというものである。

この講座は、山本瑞枝事務局長（豊中市派遣職員）も同席しており、全く根も葉もない原告への誹謗中傷であった。しかし、山本事務局長は、その噂は事実無根だとはっきりと否定しなかった（甲46・35頁）。この件は豊中市の男女共同参画推進条例の9月上程を前にして、広く流布されていった。噂は大町祐次豊中市議会副議長から、人権文化部長、男女共同参画課長、人権文化まちづくり推進部長、男女共同参画推進課長補佐等に伝えられている。この誹謗中傷を、「教育オンブッド豊中」はホームページで、「平成15年6月24日。ジオ緑地集会場。講演会実施（実行委員会に参加）。

ステップ館長三井まり子氏・・・『主婦はIQが低い』という同氏の発言に一同激怒！」などと記載して、広く流している（甲147）。

さらに、『別冊宝島 男女平等バカ』（2006（平成18）年1月2日発行、甲60）では、北川議員が語ったとして次のように書いている。「三井氏の主張に批判的な市内の女性グループが彼女を講師に招いて出張講座を要請したのですが、その席上、三井氏は“専業主婦はIQが低い”と発言したのだそうです。本人は否定していましたが、のちにこれが市議会でも取り上げられ問題化しました。」

もちろん、市議会で問題になったことなどなかった（本郷尋問 60頁）。悪質な流言飛語を、マスメディアを使ってさらに流すのもバックラッシュ攻撃の手法の一つであり、三井館長排除を求めての強力な嫌がらせの一環であった。

(オ) すてっぷの図書に関する攻撃

福井県の図書撤去措置事件について前述したが、豊中市でも同様の攻撃が発生した。

2002（平成14）年10月25日、総務常任委員会で北川悟司議員は、すてっぷの蔵書に言及し、「フリーセックス、シングルマザー、夫婦別姓、離婚などを勧め、専業主婦をバカにして働く女がえらいという、ジェンダー関係の本や従軍慰安婦の本などが多く、偏っている。選定者は誰か、多額の補助金を出しているのだから、市がチェックすべきだ」などと発言した。

さらに同年12月18日同議員は市議会定例会において、「ジェンダーフリー」関係の図書を即刻にすてっぷ、学校図書館の蔵書から廃棄するようにと迫り、「ジェンダーフリー」

思想は学校教育を浸食しているなどと批判した。

(カ) 豊中市男女共同参画推進条例制定へ向けての攻撃

豊中市は、当初2003(平成15)年3月の定例議会に条例案の上程を予定していたが、これを断念して翌2003(平成15)年9月にもちこした。当初の上程が延期されたことについて、豊中市は男女共同参画についてさまざまな意見や要望が出されていることから審議が長期化して継続審議となり、議員の任期満了により自動廃案になる可能性もあると判断されたことによる、とのべている(被告豊中市第1準備書面8頁)。

しかし、2003(平成15)年2月20日市と市民との条例制定をめぐる懇談会の記録(甲56)によると、延期の理由として、市側から「バックラッシュの力が大きかった」との説明があったと書かれている。前述した全国的なバックラッシュの動きと、これに連動した豊中市の一部議員を中心とするバックラッシュ勢力の組織的、集中的な攻撃が背景にあったのである。

以下条例制定に向けた攻撃は、後に詳述するが、ここでいくつかあげることとする。

2002(平成14)年10月26日の「男女共同参画社会を考える市民の集い」(ジェンダーフリーを考える大阪女性の会主催)において、来賓として登壇した北川悟司議員は、「豊中市は来年3月条例が制定されるが、宇部市の条例は良い手本である。変な意味での条例制定を断固阻止することで、力いっぱい闘う」などといった発言をしている(甲70・36頁)。

2003(平成15)年2月14日『男女共同参画社会』

を考える豊中市民の会」が、条例制定に当たって、要望書を豊中市に提出している（甲35）。その中身は、男女共同参画の名のもとに、その背景に過激な女性解放論「ジェンダーフリー」の思想が隠されている。それは、男らしさ、女らしさという人間のもって生まれた性の特質を頭から否定するもの、伝統に根ざした日本の良き文化や社会慣習を破壊しようというもの……などとなっている。

「日本会議大阪」なる組織は、2003（平成15）年1月26日、条例制定反対のために、ジェンダーフリー思想に基づいたイデオロギーを一切排除することなどとする、署名の呼びかけを行っている（甲50）。

また上記組織による別な報道では、「各地で進む過激な男女共同推進条例制定の流れを食い止めるため、市民の良識を、自治体、議会へ届けよう。」「『男らしさ、女らしさ』『家庭・家族』『専業主婦』を否定、個人の思想・良心の分野まで行政が立ち入ろうとしている、男女共同参画社会施策に監視の目を」と、書いている（甲39）。

日本会議大阪女性部会の2003（平成15）年2月28日付ホームページには、「北川悟司議員からの情報によると、豊中市の男女共同参画条例案が3月議会で上程見送りに！これは大変な朗報です。」と、上程延期を歓迎している（甲15）。

豊中市議会の与党会派である新政とよなか（北川議員ら所属）の機関誌『新政とよなか、市議会だより』（2003年夏季号）では、「過激な女権拡張（フェミニズム）思想を色濃く反映した危険な条例が続々と制定されている。マルクス主義を背景としたジェンダーフリー思想が大きく支配して

いる」と、これも繰り返し誤った主張、宣伝を行っている。

2 本件雇止めおよび採用拒否はバックラッシュ勢力との密約によるものであり、違法である

(1) バックラッシュ勢力を裁判では「市民の声」と言い繕う被告ら
ア バックラッシュが問題とされていることは認めた被告

被告らは「女性の地位向上、男女平等の推進を阻もうとする勢力の動きが世界的にバックラッシュと呼ばれ、日本においても問題とされることは認める」（被告豊中市第1準備書面5頁）という。

イ 「市民のさまざまな意見や考え方」との被告らの言い繕い方
被告らは、バックラッシュと呼ばれる勢力が問題とされることを認めながら、豊中市男女共同参画推進条例制定の過程で、豊中市においてバックラッシュ勢力から被告らが攻撃を受けたという評価はしないという。被告らは原告が指摘したバックラッシュ勢力からの攻撃とした事実のいくつもを認める（前記書面6～8頁）が、「市民にさまざまな意見や考え方があることから根気強く説明をし、理解を求める」（前記書面6頁）対象だったというのである。

ウ 単なる「市民ではない」と危機感を抱いていた被告ら

被告らはかつて、バックラッシュ勢力は単なる「市民ではない」と明言していた。即ち、バックラッシュ勢力の条例制定に向けた攻撃がされている、危機感を共有してほしいと2000（平成14）年12月当時、被告財団の理事・監事・評議員および条例制定を願う市民に呼びかけをしていた厳然とした事実がある。

【その1】 甲16の発信日2002年12月4日<件名>豊

中市とすてっぷへのバックラッシュ（ある勢力の攻撃）の件と題するファックス送信票がそれである。

被告財団の名で発せられたこの文書には「来年3月の市議会への条例議案提出に向け準備を進めています。こうした中、夏頃からバックラッシュの動きが見え始め、現在ではかなり顕著になっています。「市民」を名乗っていますが、特定のグループに属したきわめて組織的活動と考えられます。」とある。つまり、きわめて組織的な活動をする特定のグループであると認識していたのである。この文書については被告豊中市も同一認識であった（当時豊中市女性政策課長であった武井尋問43頁、「文書の内容について異議を言ったことはない」）。

【その2】甲54 発信日2002年12月5日の〈件名〉男女共同参画社会をつくる市民交流会への参加のお願いと題するファックス送信票がそれである。

被告財団(事務局長山本瑞枝)の名で引き続いて発せられたこの文書には、前記文書(甲16)と同一の文言に続いて「バックラッシュの動きが顕著になっており、強い危機感を抱いています」「このような(バックラッシュ)内容が「市民」の声にされてしまうと、市が制定をめざしている条例の内容にまで影響が及びかねないと、これまで他市の例をみて憂慮しています」とある。被告豊中市も、「男女共同参画社会をつくる市民交流会(仮称)」の開催の結果これは大変だということで、「男女共同参画社会をつくる豊中連絡会」が発足したことも承知しており、この文書と同一認識にあった(武井尋問44～45頁)。

【その3】上記2002(平成14)年12月当時の「男女共同参画社会をつくる市民交流会(仮称)」で、山本事務局長が配布した「12・9資料(概要)豊中市を対象としたバックラッシ

ユ（ある勢力からの攻撃）に関する動き」（甲93）には、12月6日のバックラッシュ勢力からの不審な電話の会話が明記されている。「館長は三井さんか？」「館長の任期はいつまでか。」などである。その電話の主を山本事務局長は、三井館長宛のメールで「完全な右翼の活動でしょうね。」という評価をしている（甲158）。山本事務局長は、バックラッシュ勢力の活動を、「完全な右翼の活動」と認識していたのである。

エ 「市民のさまざまな意見」に一転

なぜ一転して、バックラッシュ勢力の種々の攻撃の事実を認識し、単なる「市民」からの攻撃ではないと言って危機感を募らせていた被告らが、今「市民のさまざまな意見」とこれを評価する答弁をするのか（甲16添付の概要豊中市を対象としたバックラッシュ《ある勢力からの攻撃》に関する動き、甲932002（平成14）年12月9日市民交流会で配られた資料で同一の表題文書。なおこれらの攻撃の事実及び評価については原告は前記第4 1、(3)イの(ア)～(オ)に既にその主張を詳細に述べている）。

被告らがバックラッシュ勢力に屈し、バックラッシュ勢力（その中心になるのは本件では北川市議会議員と彼の所属ないし関係するグループ）と被告豊中市が上程した男女共同参画推進条例案を市議会で通過させる見返りに、条例推進の先頭に立つであろう原告の首を切ることを約したからに他ならない。

被告らがその主張する「市民にさまざまな意見や考え方があることから根気強く説明し、理解を求めた」結果、条例が可決された形跡は全くない。後に述べるように条例が全員一致で可決された2003（平成15）年10月1日、その採択の直前までバックラッシュ勢力の中心メンバー北川悟司議員は反対討論

をしていたのである（甲 8 1）。被告らはバックラッシュ勢力との取引を隠ぺいするためには、バックラッシュ勢力を「市民」だと強弁するほかないのである。

オ 北川悟司議員の質問について

被告らは「2002（平成14）年7月25日の豊中市議会本会議での北川悟司議員の質問は条例案の内容も明らかにされておらず、議会へも上程されていないのであるから『条例案批判』との原告の主張は誤り」（前記書面7頁）とまで言う。

しかし、提出される条例案は審議会答申に基づくものであることは当然のこと（例、甲16・甲11、答申第2章 男女共同参画社会を目指す条例に盛り込むべき内容についてと題する詳細な内容がある。11頁）であり、北川議員自身が「これまでの豊中市の審議会の答申の取扱い慣例を見ますと、条例案は恐らく女性問題審議会からの答申の内容に沿ったものになるであろうことは容易に想像される」としてこれを前提に質問しているのである（甲75、この日に近接する8月2日の質問）。

又当の7月25日には、北川悟司議員は「山口県宇部市において制定された条例内容は他の大都市と違ったもので、目的、定義、基本理念において答申内容に大きく加筆（注、男らしく、女らしくという旧来の男女役割分担を肯定するので、男女共同参画社会基本法と異質である）され、良識的な条例内容であると高く評価されている。」と質問に立っているのである。

更に北川議員の属する新政とよなか市議会だより（甲59）には、上程前に答申通りの条例には反対することを明示している。被告らの主張はバックラッシュ勢力の議会での発言を殊更にその本質を隠そうとするものである。

更に、前記甲54の被告財団のファックス文にある「このよ

うな内容が市民の声とされてしまうと、市が制定をめざしている条例の内容まで影響が及びかねないと、これまでの他市の例をみて憂慮します。」にある他市とは、北川議員の高く評価する条例を制定した「宇部市」なのである。

被告らは、なぜこのように議論の余地がない事柄をあえて主張するのか。バックラッシュ攻撃への屈服を隠ぺいするために他ならない。

(2) バックラッシュ勢力の攻撃により条例案上程を断念した被告豊中市

ア 条例案上程断念は「準備不足だった」からとの裁判での言

被告豊中市は2002(平成14)年3月の審議会答申を受けて2003(平成15)年3月議会に条例案を上程することを予定していた(甲16その他)。しかし、2003(平成15)年3月議会の条例案上程を被告豊中市は断念した。

当時、被告豊中市の人権文化部次長、後に2003(平成15)年4月人権文化部長となった本郷証人は被告らの主張を代表して「様々な意見や要望が出されていた。議会に説明する間がなかったなど準備不足だったと前任者から聞いている。」と証言し(本郷尋問63～64頁)、その理由とし、バックラッシュ勢力の攻撃によって条例案上程を断念したことを否認した。

イ 「バックラッシュの力が大きかった」

しかし、事実はそうではない。2003(平成15)年2月20日、男女共同参画社会をつくる豊中連絡会(前記1、(3)被告財団のよびかけで結成された市民団体)が、被告豊中市の人権文化部長らと会見している。その場で、市側は断念の理由を「バックラッシュの力が大きかった。統一地方選挙前という時期もあってこちらの判断を超えたものがあつた。」と答弁していた(甲56、

参加者山田千秋氏作成文書)。

甲56作成者である山田千秋氏は、甲87で、次のように陳述している。

当時の人権文化部長は、「条例制定について与党会派（注、バックラッシュ勢力の中心的議員は与党「新政とよなか」と与党「自民党」）からの慎重論が大きくなり、議会状況が変化したため、3月上程を見送るが、9月議会では必ず成立させたい」と答弁した。それに対して市民側がなぜかと質問をしたところ、「『背景にバックラッシュ勢力の力があつた』と市側は明言しました。」（甲87）。

つまり、この大きくなった慎重論こそが、バックラッシュ勢力による条例案上程先送りそのものである。しかるに証人尋問では、本郷証人は甲56を「市民団体がまとめられたもの」として前任者（当時の人権文化部長）から聞いていないと切り捨てた。

山田氏は、さらに「優れた条例案が、こわもての反対勢力によってブレーキがかけられる異常事態に直面した。」と当時の状況を報告し、甲56については「不明朗な圧力によって人権政策が後退することがあってはならない。そこに居合わせた時代の証人として、次代の人達に恥ずかしくないよう胸を張って事実を書き留めた。」と記している。

真実は山田文書にある通り、バックラッシュ勢力の攻撃のために、2003(平成15)年3月の条例案の議会上程を被告豊中市は断念したのである。

ウ 条例案上程断念後の理事会発言とその改ざん

更に、バックラッシュ勢力によって上程を断念したことは被告財団の理事会で明確に被告財団事務局長山本が語っている。それが甲94の2002(平成14)年度第3回理事会会議録である。

終了に当たって議長から米川理事の質問がある旨の発言があり、これに対し山本事務局長は米川理事の反対運動のその後についての質問に対して、「男女共同参画を推進するのと逆の立場」の人びとであると答え、「全国的に基本法の趣旨に則った条例をつくろうとする自治体に圧力をかけていく動きが各地で行われており、豊中市ではいち早く条例制定を表明しており、反対運動の標的になっているのではと考えています。」「そのような状況のなかで条例を3月議会に諮りますと…」と述べているのである（甲94）。山本証人はこの発言をしたことを法廷で認めた（山本尋問73頁）。

ところで、同一の理事会の議事録を原告が情報公開手続で取り寄せたところ、この部分のみがすっぽり抜けていた（甲72）。

ちなみに、被告らは2002（平成14）年から始まったバックラッシュ攻撃を被告財団の理事会、評議員会で度々問題にしてきているにも関わらず、本件以外にもこれ自体を隠ぺいする会議録の改ざんを重ねている。2002（平成14）年度第2回評議員会会議録（原告の当時入手のもの 甲83-1・甲100改ざん部分を赤印したもの、提訴後情報公開手続で入手したもの甲101）および2002（平成14）年度第3回理事会会議録（原告の当時入手したもの甲83-1、甲102改ざん部分赤印で示したもの、提訴後情報公開手続で入手したもの甲103）がそれである。前者を記載部分について（削除部分を除く）対比一覧にしたものが甲104である。

「すてっぷへのバッシング」「強い反対の動き」を消したのは何故か。被告財団および被告豊中市の合意のもと、バックラッシュ攻撃を恐れ、バックラッシュ攻撃の中心人物であった北川議員が2003（平成15）年5月にすてっぷ評議員に就任したこと

などもあって、これら発言部分を議事録から削除したのである。

エ 北川悟司氏について

すてっぷ、ならびに、すてっぷ館長である原告を攻撃していたバックラッシュ勢力の中心人物、北川悟司氏について、以下にまとめることにする。

北川悟司氏は、1995（平成7）年豊中市議会議員選挙に初当選して以来3期連続当選を果たし、2007年（平成19年）4月に落選した。この間、主に豊中市の教育行政と人権行政に対して、攻撃的自説を展開してきた。それと同時に、「教育再生地方議員百人と市民の会」、「新しい歴史教科書をつくる会大阪」「日本会議」などに属して活動してきた。

豊中市政の大枠を決める議決機関である豊中市議会には、4つの常任委員会が設置されている。議会に提出される議案は事前に各委員会に付託され、実質的にはそこで審議され決定される。豊中市では、教育関係行政は文教常任委員会の所管、人権文化行政は総務常任委員会の所管とされている。また、財団法人とよなか男女共同参画推進財団（すてっぷのこと）など市関連の組織における役員には議会選出枠が設けられている。こうした議員の役は、毎年5月の議会で決められている。北川悟司議員の所属は、「広報とよなか」や「豊中市議会ホームページ」によると、次のとおりである。

就任年	市議会の常任委員会	市関連組織における役員
2000年	文教常任委員会委員	とよなか国際交流協会評議員
2001年	文教常任委員会委員	とよなか国際交流協会評議員
2002年	総務常任委員会委員	とよなか国際交流協会評議員
2003年	総務常任委員会委員	とよなか男女共同参画推進財団
2004年	文教常任委員会委員	とよなか男女共同参画推進財団
2005年	文教常任委員会委員	とよなか男女共同参画推進財団

2002(平成14)年3月、豊中市女性問題審議会は、豊中市長に男女共同参画推進条例を制定する必要があると答申した(甲11)。同年4月、2期目の当選をした一色貞輝市長は、市長公約でもあった条例制定の意向を同年7月臨時議会で表明し、条例案は翌2003(平成15)年3月市議会上程予定とされた。豊中市が審議会答申にそった条例を制定すると正式に議会で表明したまさにそのとき、北川議員はその条例案を審議する総務常任委員会の委員に就任した。

北川議員は、早速2002(平成14)年7月臨時議会で、「宇部市の条例は、男らしさ・女らしさ、専業主婦、家庭の役割など、日本の伝統と文化及び地域的特性を背景とした基本理念を定めたもので、共感する。豊中市の条例も、このような内容のものとするべきである。」と述べ、審議会答申に反する主張をした。(原告準備書面2・66頁)。

その後、総務常任委員会では、すてっぷの事業内容について、質問の名のもとに度重なる難癖をつけ、同時並行して、北川議員が深く関わる「教育再生地方議員百人と市民の会」事務局長増木氏重夫氏らが、すてっぷにやってきて嫌がらせを繰り返した(同67頁～78頁)。

さらに、2003(平成15)年5月15日から22日に5月議会が開かれたが、北川議員は、総務常任委員会副委員長に就任すると同時に、すてっぷの役員すなわち「とよなか男女共同参画推進財団評議員」に就任した。

さて、北川議員の議会質問は、文教常任委員会委員の頃から、産経新聞で報道され広く流布されてきたことから、行政幹部、教育委員会関係者で知らない人はほとんどいない。

北川議員は、1999(平成11)年頃から、議会質問の場を使って、市の教育委員会に無理難題をぶつけてきた。豊中市の中学校での歴史教科書を「反日的、自虐的」と批判したり、小・中学校の入学・卒業式における国旗掲揚と国歌斉唱について調査せよと要求したり、国旗国歌に異議を持つ教職員の厳罰処分を求めたり、教職員を強い表現で批判したりしてきた。

こうした議会での北川議員の質問は、節目節目で産経新聞によって広められていった。たとえば、2000(平成12)年11月3日～11月11日、産経新聞は「豊中の教育 文教都市の虚像」と題する連載記事を4段抜きで6回にわたって掲載したが、冒頭を飾ったのは同年10月の文教常任委員会における北川議員の教育現場攻撃だった。また2001(平成13)年3月19日、国旗国歌の徹底と、それに従わない教員への厳格な処分を求めた北川議員による議会発言が、その2日後に産経新聞で報道されるということもあった。

並行して、同議員の仲間・増木氏重夫氏が関与する「教育オンブッド豊中」(教育オンブズマンとも名乗ることあり。代表幹事2001(平成13)年高間敬太郎、2004(平成16)年朝生万理子、事務局長2005(平成17)年増木氏重夫氏、2007(平成19)年前川栄子)という団体は、2001(平成13)年春ご

ろから、学校教育現場への国旗国歌の徹底に関して、豊中市教育委員会に要求を続けてきている（以上は、同会ホームページより）。こうした背景から、2002（平成14）年末、「オンブズマンだ」という男性による不審な電話に関して、「完全な右翼の活動でしょうね。」（甲158）という山本事務局長コメントが出てくるのである。豊中市からの派遣職員であればこそ、当然の感想であった。

以上のような経緯や活動歴を持つ北川悟司議員が2003（平成15）年5月、条例案が直接審議され決定される総務常任委員会副委員長となり、すてっぷの評議員となったのである。

(3) 被告豊中市トップとバックラッシュ勢力との密約

条例案の9月上程を予定して、被告豊中市のトップは、2003（平成15）年5月には、バックラッシュ勢力と条例案に賛成することの見返りに原告の首を切るとの密約を交わしていた

ア 条例案上程直前に余裕の記念撮影

被告豊中市は条例説明のため各議員会派廻りをしたのは、第1回2003（平成15）年6月上旬から下旬、第2回2003（平成15）年7月末と二巡したという（本郷証言など）。

被告豊中市はバックラッシュ勢力が属する市長の与党である新政とよなか（会派）と常日頃から接触を持ってきた。

本件に関わっての一例としては、被告豊中市は4月の改選後の2003（平成15）年7月、新政とよなかのメンバーと人権文化部レベルで政策勉強会として男女共同参画推進条例についての会を実施している（甲59写真の黒板には「男女共同参画推進条例について」とある）。市側から本郷人権文化部長・武井男女共同参画課長・米田男女共同参画主幹・西村友正人権文化部次長兼人権まちづくり推進室長4人の面々が参加し、写真に写っている。

バックラッシュ勢力の中心的議員も交え「新政とよなか」議員団全員も、市側も余裕の記念撮影である。

これについて、本郷人権文化部長は「7月下旬の勉強会の写真は『勉強会の記録として記念写真を撮らせてほしい。』と言われて、断る理由もなかったので撮影に応じた」ものであると供述している（乙25）。

ところが、条例制定の責任部署である人権文化部長本郷はこの写真入りの新政とよなかの市議会だより（甲56）の新聞折り込み配布に驚いたとして、市が「新政とよなか議員団の主張に同調している誤解を受けるのではないかと憂慮して」「今後は誤解を与えるような掲載はしないように」と即刻、新政とよなか議員団幹事長に「抗議申し入れ」をしたという（乙25）。甲56が全戸配布されたのは9月1日以降であり、条例案審議となる9月議会直前であった。しかし、同じ頃、被告豊中市は一方で後述のとおり原告が主婦はIQが低いとの発言をしたとの虚偽の噂に対して一言の申し入れもせず、逆に真実を明らかにしたいとの原告の行動を、「条例案審議前だから」という理由をつけて必死に押さえにかかったのである。

本郷部長の行った新政とよなかへの抗議申し入れとは、密約によってすでに「同調している」、すなわち結論が決まっていたことが表に出ることを「憂慮し」たが故のものでなくて何であろうか。

被告豊中市は条例案可決まで緊張していたというが、7月のこの「記念撮影のこの余裕」からは微塵もその様子が出てこない。この記念撮影はトップレベルでの密約の存在を証するもの以外の何ものでもない。

イ 6月ごろからの被告らの態度

被告豊中市、被告財団は従前バックラッシュ勢力と対峙して条例制定のために男女共同参画社会をつくる連絡会と手を携えてきたところ、トップレベルでの密約後である6月頃からはその態度が変わっている。

(ア) 2003(平成15)年6月3日市役所会議室で条例案に関する話し合いを同会はもち、本郷部長、武井課長、米田主幹が出席したが、その席上、市側は「(同会が選挙期間中にやった)男女共同参画についてのアンケートをしたことで不快感をもつ議員が多かった。」「寝た子を起こすようなことは止めてほしい。」「オフレコだが条例案は金庫に入れたままだ。」と発言し、連絡会の活動に対して、バックラッシュ側を刺激するだけだから行動をおさえるようにと言ったのである(甲88)。

(イ) 更に、同会を発足させた被告財団も、事務局長の山本がメーリングリストに度々投稿していたが、2003(平成15)年6月18日、「皆さまお忙しい中を毎日本当にありがとうございます。バックラッシュの新しい情報です。」「日本会議大阪のHPの更新、最新情報をご覧ください」を最後にその動きを止めた(甲88添付書類1)。山本事務局長も証言でこの事実を認めた。

ウ 市議会副議長が口にした悪質な噂への市の対応

極めつけは、2003(平成15)年9月11日、「三井(原告)が専業主婦はIQが低いと言った」という噂を本郷部長は大町市議会副議長(同議員は新政とよなかに属し、条例に反対する議会質問をしている 甲80-2)に聞いたと言いながら、いつどこからその噂が出ているかも確かめず、刺激してはならないと原告が大町副議長に面談するについての同行要請を拒絶し、法務局(人権擁護委員会)への申立を勧めるとの的のはずれた言動をと

った。

その後更には、本郷部長は原告に大町市議会副議長と会うこと自体を止めよと言ったのである。本郷部長は「大町副議長に言ってもはぐらかされたら、それで後は続きませんから。」「法務局という正式な機関に頼んでやってもらった方が効果が上がる。」とか言う。しかし「すてっぷのイメージをおとしめようという意図があったのでは」（本郷証言調書60～63頁）と真実思っているのであれば端的にその真偽を確かめるのが誰の眼からみても筋であろう。異議を述べない、誹謗中傷を放っておくことはバックラッシュの思うつぼであると考えるのが通常であろう。しかし、被告豊中市はバックラッシュ勢力に対峙することをしなかった。

エ 被告豊中市とバックラッシュ勢力との密約と密約後の条例案可決までの状況

(ア) 被告豊中市は、男女共同参画推進条例案を2003（平成15）年3月制定で進めていたが、バックラッシュ勢力の反対攻勢により上程自体を断念した。これまで、被告豊中市において市が提出した議案が不成立になった事実はない（本郷尋問66頁）し、一旦議会上程を断念した被告市は、半年後の9月議会提出を市民に公約しており、何が何でも9月議会に上程しないわけにはいかなかった。市提案の条例を否決ないし宇部市のように変容させることになれば、被告豊中市は体面がなくなる。

そこで被告豊中市が体面を保つ方法としてとったのが、条例案を通す見返りに、条例を実行するすてっぷの長の原告を首にする、バックラッシュ勢力にとって目障りな原告を首にする（バックラッシュ勢力が反対する条例でも、原告をすてっぷから排除できれば条例の実施も換骨奪胎できる）との一

点で一致することであった。2003(平成15)年5月、被告豊中市トップとバックラッシュ勢力の接触の中でこの密約は交わされた。

(イ) 条例案は市議会与党に所属する議員を含むバックラッシュ勢力の標的になってきた。2003(平成15)年9月、バックラッシュ勢力は密約をとりつけた後も“良識ある男女共同参画条例制定を求めて”との名称で、各会派面会、陳情、新政とよなか福本育馬幹事長に要望書提出、議会議長・副議長に修正案を提出してダメ押しの議会攻撃をかけていた(教育オンブット豊中ホームページより)(甲147、148)。

(ウ) 2003(平成15)年9月16日、男女共同参画推進条例案は議会に上程された。当日、本会議で被告豊中市は本条例案について趣旨説明をした。

a これに対し、条例案に反対する新政とよなかの北川議員らと軌を一にしてきた橋本守正議員は反対意見を述べた。その意見は、本条例案は男女共同参画社会基本法の第5条(注、第5条は「国もしくは地方公共団体における政策立案および決定への共同参画」)に違反しているとして、本条例案に対する明確な反対討論であった(甲79-1)。こう発言し、自席に戻った橋本議員は突如自席からこの条例案は付託される総務常任委員会で十分な審議をしていただきたいと追加発言している。このような発言の仕方は異例のことである。自席に戻った橋本議員は本条例案成立について話がついている(密約が出来ている)のにとバックラッシュ勢力の議員などから注意を受けて、にわかに自席からの発言となったものである(甲79-2)。

b 総務委員会ではバックラッシュ勢力の本条例案反対の討論

が次々と続いている。

9月24日 総務委員会の喜多正顕議員の発言（甲80-1）

9月24日 同委員会での大町裕次議員の発言（甲80-2）

9月24日 同委員会での北川悟司議員の発言（甲80-3）

北川議員はこの発言において、対案を作り、上程された原案と対比した「私の私案」と称する資料を委員会で配布し、討論しているのである（甲80-3・3枚目以下）。ところが、北川議員はこうした反対意見を述べた後、採決の際には賛成の起立をした。喜多議員も大町議員も同様に賛成の起立をし、条例案は無修正で可決された。その後、総務常任委員会に付託されて可決された条例案を全議員が集って開く2003（平成15）年10月1日の本会議でも、北川議員は会派を代表して再び「賛成しがたい」と反対の討論をしている（甲81）。しかし、当本会議でも最終的には賛成に回った。

この不可解な行動に関して、「その議員個人が条例に仮に反対であったとしても、やはり会派として、その条例に賛成という立場をとれば、これは反対意見を述べたとしても、最終的に賛成ということになることもある。」などと本郷部長は証人尋問で述べているが（本郷尋問7頁）、新政とよなかという会派が賛成だとしても、強固に反対を表明する北川議員などの場合は、採決時に退席するほうが一般的である。

- c このように、反対勢力である北川議員らは、採決に当たっては一転して条例案に賛成し、本条例は全員一致で可決された。これは何を意味するか。

条例案賛成、成立の見返りに原告の首を切るとの密約のもと、パフォーマンスとしての反対討論であったことが明白である。

(4) ファックス事件の意味するもの — 行政対暴力は行政の姿勢を腐らせる

ア 豊中市男女共同参画推進条例成立後の反応

2003(平成15)年10月1日、条例は可決成立し、10月10日公布・施行された(甲12)。

教育オンブット豊中と称する増木氏重夫氏製作のホームページ(<http://onbutto3.hp.infoseek.co.jp/>)には、10月1日豊中市議会傍聴席、本会議傍聴、「豊中市男女共同参画推進条例」制定“不本意”との記載がある。なお増木氏は、北川議員が理事長をつとめる「教育再生地方議員百人と市民の会」事務局であり、豊中市議会選挙における北川悟司候補の選対(選挙対策運動体)でもあった。

イ 市役所会議室で恫喝行為

バックラッシュ勢力が不本意であると評価する条例に賛成票を投じ成立させた新政とよなかの北川悟司議員が、その当のバックラッシュ勢力を率いて被告豊中市庁舎の一室で被告ら職員および原告に対して恫喝行為をすとの事件が2003(平成15)年11月15日に起こった。面接と称する糾弾は市役所閉庁日である土曜日、午後7時に始まり10時まで続いた。1年も前の2002(平成14)年12月4日付のファックス文書(甲16)を問題にしたのである。

バックラッシュ勢力に属する市民と称する人物は口々に「三井さんを館長にしている豊中市の責任を問題にしている。」「すてっぷは三井カラーに染まっている。」と言い、北川議員は夜9時半を回った頃「いったいどうなんだ!」「市は帰れよ!」と怒鳴りながら、テーブルをバーンと強打したのである。北川議員はテーブルを叩いたことは認めている(甲45・3枚目)。原告はこの

時のことを「ギクリとして心臓がドキドキ鼓動するのがわかった。」と供述している（甲70・56頁）。

同席した被告財団の事務局長山本も「机を叩いたことは覚えています。」「怖いなと思いました。」「あんまり遭遇する場面ではありません。」「びっくりしました。」と証言している（山本尋問76頁）。北川議員は、人気のない夜の市役所で、自分の支持者を目の前にしてこれ見よがしに行政職員を叱り飛ばし、脅して畏怖させ自分の意を通させようとしたのである。異常事態である。

ウ 民主主義を腐らせる行政対暴力

ところで、行政機関からの暴力団関係の相談件数は警察庁のまとめで2005（平成17）年約2000件、2006（平成18）年約2400件と急増している（甲149）。暴力で行政機関を畏怖させ行政行為を萎縮させることは民主主義社会を崩壊させる最悪の事態である。

北川議員のこの行為は議員の言論活動ではない、行政対暴力事件であった。暴対法施行の1992（平成4）年には警察庁が保護対策実施要綱を作っている。しかし、北川議員が今さら問題にするのは「おかしい」と本郷部長は思ったと言い（本郷尋問67頁）ながら自分は対面せず、原告らを対面させ、被告豊中市はこの恫喝事件を警察に通報するどころか、原告に関係者へのおわび行脚をせよと言い出す始末であった（甲70・57頁）。

被告豊中市がバックラッシュ勢力（北川議員ら）と密約を交わし、屈服したが故に、バックラッシュ勢力を異常に勢いづけ、被告豊中市に三井首切りを公然と要求させるに至ったものである。北川議員はバックラッシュ勢力の“不本意”とする不満を豊中市に直接ぶつけることで、密約の実行を被告豊中市に迫る恰好の舞台を作ったのである。

エ 催告書、電話による不当な要求

バックラッシュ勢力は、1年も前のファックス送信をネタにした恫喝行動をした11月15日だけに止まらず、その後も被告豊中市や財団に不当な要求をし続けた。原告には「刑事告訴、告発を視野に入れ対応を検討している。」などという書面を「催告書」というタイトルで送りつけ、被告財団理事長にも、面談要求の書面を送りつけている。理事長の自宅まで電話をしているのである（甲46・19頁、山本尋問77頁）。

オ 始末書

ファックス事件は2004（平成16）年3月時点まで続き、原告に始末書を書くことを迫る事態にまでなった（甲61）。被告財団は「事務局長が財団関係者への報告文書をファックスという手段で送付したことが不適切」であるとして、山本事務局長および原告に始末書を書くことを求めたのである。

始末書の原本は当の山本事務局長が作成し、原告にその署名を求めたのである。ファックス送信したその手段が外部漏洩となるきっかけを作ったことを問題にするというのは全く的外れの指摘であり、原告から始末書を取り、原告が雇止めされることは止むなしとの状況を補強するための苦肉の策で作った口実に他ならない。

当時、手渡し・郵送に加えて、「財団に対する攻撃が今後ますますエスカレートすることが予想され」、理事・監事・評議員に影響が及びかねないと懸念し、「事態が切迫して」いることから、ファックスを一部使用したにすぎない（甲16）。バックラッシュ勢力および北川議員はファックスでこの文書を入手したというのではない。甲61には「2003年11月12日に事務局長作成の文書を入手している旨告げられ」とあり、ファックスによ

る文書の入手でないことがわかる。現に同人らはファックス送信記録自体を出せとやってきたのである（甲70・57頁）から、ファックスから外部漏洩したものでないことが明らかである。

そもそも外部漏洩のおそれを問題にするならファックスという手段だけが問題ではないことも明らかである。

更に、被告財団が原告に始末書作成を求めるのは「館長として事務処理を正確かつ適切に処理するよう事務職員を指導すべき立場にあった」からだという（甲61・3枚目）。しかし一方で被告財団は、「マネジメントや職員の指揮監督という常勤館長の職務内容については、非常勤館長としての原告に何の実績も認められないのである。事務局長職を兼務する常勤館長と非常勤館長とでは、それぞれに求められる役割や能力が異なるものであって、原告には常勤館長として必要なマネジメントや職員の指揮監督の実績はな」としている（被告財団準備書面1・18頁）。原告には「所属員を指揮監督する」（丙1（1）館長の職責）という館長の職責はなく、これは常勤館長に求められる職務内容だと主張する。

被告財団のこの矛盾は、原告排除の口実探しをしていた姿勢を露呈するものでしかない。

以上の通り被告らは、バックラッシュ勢力に屈服したが故にズルズルとその不当な要求を飲まされ、的外れの事柄をデッチ上げても原告を追いつめる必要に迫られ、原告排除を強めていったのである。

(5) まとめ

以上、本件原告の雇止めは被告らの共同でなした違法行為であり、被告らの主張する被告財団組織強化のための組織改編によるものではない。被告らの主張に理由がないことは別に第6で論述するところであるが、この関係を明確にするために末尾にバックラッシュ

勢力と条例制定の動きの一覧表を添付した。

第5 もうひとつの狙い

- 1 原告をすてっぷ館長職から排しようとしたことについて、被告らにはもうひとつの狙いがあった。

すなわち、被告らは、被告財団の非正規職員らを正規職員化させないために、就業規則を改めて雇用の更新回数に上限を設けてその雇止めを図ろうとしていたが、原告が館長職に在職していれば、これに反対する恐れが大きいと思われたので、原告を館長職から排除しようとした。

- 2 被告財団の嘱託職員就業規則の定めと非正規労働者の状況

- (1) 被告財団の嘱託職員就業規則（甲17）では、嘱託職員の雇用期間は1年（同規則4条）であるが、必要と認められる場合には、これを更新することができる（同5条・4条2項）と定められている。

- (2) ところで、2003（平成15）年当時、被告財団には10人の嘱託職員、3名のパート職員が在職していた（甲10）。内5名の嘱託職員が被告財団設立の時から在職し、雇用期間の更新を重ねてきた。

- (3) ところで、被告らは、民間法人である被告財団の場合、雇用期間の更新を重ねて5年以上職員を雇用している場合は、判例上、「雇用期間の定めない雇用」と見なされ、雇用者としての地位が正規職員と同様になり、安易な雇止めが許されなくなると認識し、山本事務局長の手によってそれが書面にされていた（甲18・2頁、甲9・2頁〔課題3〕（2））。

2005（平成17）年9月には、設立後初採用した職員5

人が5年を超えることになり、被告らはそのような事態にならないように、山本事務局長名で、「嘱託職員就業規則等改正に関する構想」(甲10)が、2003年6月9日の運営会議に提出されている。それによると、嘱託職員の就業規則を、「2004年4月1日」から変更し、「更新回数の制限なし」の現行規定を、「更新回数の上限を4回とする」に制限するとされている。

- (4) 上記非正規労働者は全員女性であり、非正規労働者を不安定な地位、低い労働条件におくことは、女性に対する差別である。

被告の財団の設置目的は豊中市の男女の共同参画社会の実現への寄与(寄付行為3条)であり、すてっぷはその為の事業を行う場として開設された。本来組織内でこのような差別の固定化は図ることは許されるものではない。また、原告は、すてっぷの中での非正規労働者の知恵、熱意、実行力こそがすてっぷの活動を支えてきたものであると評価し、その待遇の改善こそが組織の強化に必要なものと考えていた。

そのような原告が、非正規労働者に対する差別的雇用を固定化するような就業規則の改定に唯々諾々と応じず、これに抵抗するであろうことは容易に推測でき、原告の抵抗を排し、これを強行する為には、原告の排除が、被告らには必要であった。

ちなみに、後任となった桂館長は、山本事務局長との引き継ぎの話し合いの際、「もうすぐ非常勤職員が5年になるので、雇止めを作らなくてはいけない」と言われたと、原告に告げている(甲70-98頁)。

- 3 被告らは、これに対し、次のように反論する。

雇用期間の更新規定はあくまで財団が必要とする場合に可能であるという趣旨であり、当然に更新をくり返す趣旨ではない。又、

就業規則の改正は嘱託職員の位置づけと役割を明確にし、一定期間安定した雇用を確保して、安心して働ける職場、勤労意欲の更なる向上を図るものであって（甲10）、財団の目的、すてっぷの設置目的に反するものではない。2004（平成16）年度以降、就業規則改正を強行しようとした事実はなく、その為に原告を排除しようとしたことはない。

- 4 しかしながら、就業規則改訂の目的が嘱託職員に正規職員と同じ「雇用者としての地位」を得させない為に、雇用期間の更新回数に上限を設け、5年以上の長期雇用はせず、短期雇用に止めるということは明らかであり、安定した雇用に反するものであり、安心して働ける職場とは相反し、勤労意欲が高まるとは到底考えられない。被告らの弁明は、どうひいき目に見ても、絵空事である。

甲10・2項「2. 現行の嘱託職員制度の課題」には「現時点での課題」として、1. 雇用期間（1年間）規定による雇用に対する不安感の解消、2. 正規職員との待遇格差の改善をあげている。更新期間の上限を設けて雇止めを容易にすることが、その課題の実現にどう結びつくのか全く理解不能である。

第6 組織体制の変更に名を借りた原告排除

1 組織体制変更の経過について

被告らは、2003（平成15）年5月に成立したと考えられるバックラッシュ勢力との密約の実行として、組織体制の変更に名を借りて原告を雇止めし、2004（平成16）年2月22日の選考委員会における合否結果を口実にして、原告の採用を違法に拒否したものである。この2003（平成15）年5月以降、2004（平成16）年2月22日までの具体的な経過を、時系列に沿って整理する

と以下のとおりである。

2003(平成15)年5月13日

山本は、この日の評議員会において、「人件費を含めた財政面での自立や対費用効果は今後の考えるべき大きな課題であると認識しています。今後の組織、職員体制のあり方としましては、発足して2年半が経ち、当初の構想時にはみえなかった組織の問題もでてきており、賃金体系も含めて市と協議をはじめたところであります。……このような状況を踏まえ、財団の役割を総合的に検討していきたいです。また秋頃を目処に、発足3年を期に理事・評議員の意見交換会の開催を検討しています。」(甲第71号証の1・7～8頁)と発言している。この発言は、この時期においては、山本も、組織や職員体制のあり方について、理事・評議員の意見交換会を経て決定するものと考え、その時期としては、この年の秋以降を考えていたことが明らかである。この点について、山本は「この意見交換会は、組織変更についてのものではなく、評議員と理事との顔合わせ」(山本尋問60頁)としている。

しかし、甲第71号証の1・7頁のとおり、「組織のあり方にもかかわる。」「理事と評議員との合同の会議を持ってないですか。」などの評議員の意見に答えた発言であって、議論の経過、その内容からも単なる顔合わせではない。

2003(平成15)年5月15日～22日

5月議会で、北川悟司議員がすてっぷ財団評議員に就任。

2003(平成15)年5月下旬

被告市とバックラッシュ勢力との間で原告排除の密約(原告当準

備書面第4)。

2003(平成15)年6月3日

男女共同参画社会をつくる豊中連絡会は、2003(平成15)年4月の市議会議員選挙前、候補者全員に男女共同社会に関するアンケートをし、その結果を広く知らせる活動を行っていた。

選挙後の6月3日夕方、連絡会が条例案に関する話し合いを持ったところ、市側(本郷、武井、米田)の発言は、これまでのトーンとは違って、市側(本郷・武井・米田)は、次のように発言した(甲88・3頁)。

「アンケートをしたことに、不快感を持つ議員が多かった。」

「寝ている子を起こすようなことはやめてほしい。」

「あちら側(市の条例案に反対する市民)と足して2で割って出せという意見もある。」

「中立の議員も含めて(「連絡会」がやってきたことは)過激と映っている。」

2003(平成15)年6月9日

財団運営会議において、山本は、山本第2次試案の意見を聞くため、「職員体制の整備について」(丙21)と「嘱託職員就業規則等改正に関する構想」(甲10)の2つの資料を配布して、内容を説明し、意見交換をしたとしている。しかし嘱託職員の件については、組合関係の議題に関する話は出たが、職員体制の整備についての議論はなされていない。2003(平成15)年6月9日の運営会議の議題にも入っていない(甲36)。重要案件を、議題にせずに議論されること自体、通常では考えられない(原告尋問23頁)。後述するが、2004(平成16)年2月10日付文書で山本は「6月

事務局長私案を資料提示」としているだけである。このことは、資料を提示しただけであり話し合いなどされていなかったことを示している（甲64・別添2）。

この点について山本は「原告は、館長職の常勤化について『館長にどういう人がいいかよね。』と述べていましたし、事業課長の常勤化についても『プロパーは増やしたい。』と肯定的でした。また『(嘱託職員)はいつまでも雇用し続けたいほうがよい』『更新回数の上限は必要』との趣旨の発言をするなど、全般にわたって意見を述べていました。」(丙25・8頁)などと述べているが、原告が、このような発言を行うはずのないことはあまりにも明らかである。もしもこのような発言を原告が行っていたとすれば、それこそ原告は、この時点で組織変更や自らの退職も含めて了解していたことになるが、もしもそれが事実であれば、この後の山本の行動は全く説明のつかないことになる。山本は、その後、同年夏には、原告に「もしも館長が常勤になったらの話ですが、第一義的には三井さんですが、常勤は可能ですか。」と尋ね(丙25・12頁)、同年11月8日には、原告から「常勤化されるような話がトップから出ているらしい、知ってた？」と尋ねられて、再度「第一義的には三井さんです。」と答えている(丙25・13頁)。そして2004(平成16)年1月10日、原告から「あなたは、いつから私を裏切ることになったのか。」と問い詰められた山本は、「私は三井さんを裏切りました。」「私は三井さんにうそをつきました。」とまで認めている(丙25・20頁)。この山本の裏切りとは、原告には全く極秘に、組織変更を進め、館長選定作業を密行させたことを指しているが、もしも原告が、2003(平成15)年6月9日の運営会議で、組織変更を了解し、自らの退職を前提に話をしていたとすれば、山本は何ら原告を裏切ることなく、正々堂々と事を進められたはずである。

しかるに山本が、原告に対して「私は三井さんを裏切りました。」と自白せざるを得なかったこと自体が、原告が組織変更を了解したこともなければ、自らの退職を了解したこともないことを端的に示している。

そして6月9日の運営会議の時の資料として配られた丙21号証は、甲9号証と同じものだが、3枚だけのもので、別紙の計画案は、添付されていなかった。このことは被告財団も、財団準備書面4・9頁で認めている。山本はこの時点では、体制整備計画案A、Bについては、まだ作成していなかったと述べている(丙25・8頁)

そして甲9号証(丙21)には、どこにも非常勤館長職の廃止とは記載されておらず、「館長職を非常勤嘱託から常勤プロパーに変更する。」とされているだけで、原告は、単に山本が個人的に検討しているだけのものと理解していたし、実現可能なものとは思えなかったから、特に不安に感じることもなかったのである原告尋問(23頁～24頁)。

その後の運営会議の中でも、職員体制の整備について議論されたことは一切無かった。これに対し、山本は「6月9日以降は、体制整備の考え方や別紙『職員体制整備案A、B』を運営会議などの一同が会する場で議論していませんが、原告も含めた役職者の意向把握のために、個別の意見聴取を行ないました。」としている(丙25・9頁)そして2003(平成15)年7月ごろ、山本から「三井さんいつまですてっぷに居てくれますか。」と尋ねたところ「4年から5年ね。」と答えたとしている(丙25・11頁)。しかし山本は他方、2004(平成16)年2月1日理事会において「三井さんの人事についての話については入りませんでした。」「6月にそういうふうに課題をなげかけてたたいいかなければいけないという

ことでしたけれども… 具体的なところでの話はずめてはできておりません。」「会議を開いてはしておりません。」と繰り返し述べている（甲46・14頁、15頁）。

もしも真実、山本が、原告も含めた役職者の意向把握のために、個別の意見聴取を行っていたのであれば、前記の理事会の際に、そのことを強調したはずであるが、そのような指摘はなされていない。山本の「原告も含めた役職者の意向把握のために、個別の意見聴取を行ないました。」とか、「三井さんいつまですてっぷに居られますか。」と尋ねたところ「4年から5年ね。」と答えたと主張している（丙25・11頁）点は、山本が本件裁判になってから虚構してきたものであると考えられる。

2003(平成15)年6月11日

山本は、理事長と面談した際、山本第2次試案の3枚を渡して体制整備の考え方を説明としている（丙25・9頁）。

しかし、乙第20号証の計画整備案はBの4案を除いて6月10日にはできていたのに計画整備案A案、B案を理事長にも見せず、「考え方」だけ説明したことになる。

2003(2003(平成15)年6月24日

この日、原告は、山本と一緒に館長出前講座（アルファの会）の企画のために、ジオコミュニティに出向いて講演した。後日、この場が「三井館長は専業主婦云々」の噂の元になった。全く根も葉もない原告への誹謗中傷であった。しかし、同席していた山本は、その噂は事実無根だと否定はしなかった（甲第46号証・35頁）。

2003(平成15)年夏ごろ（7月頃）

原告のパートナーが長野にすることが話題になったなかで、原告は、山本から「もしも館長が常勤になったら話ですが、第一義的には三井さんですが、常勤は可能ですか？」と聞かれた際に、「無理よね。」と答えている。しかし原告が、この時、このように答えたのは、雑談での話だったこと、館長常勤化は、あくまでも山本の試案であって、実現するかどうかわからないこと、また山本試案を首切り案とは理解していなかったため、常勤は無理といっても、自分が職を失うとは思っていなかったため、全く軽い気持ちで答えたに過ぎない（原告尋問 24 頁～26 頁）。

山本は、この時「館長が常勤になった場合、第一義的には三井さんですが、常勤は可能ですか？」と聞いたことは認めている（丙 25・12 頁）。また山本は、その時の様子を、「会議ではない日常会話の中で」と理事宛の文書に書いている（甲 64・別添 2）。一方、山本が原告に聞いた理由は「前々から原告の常勤の可能性を確かめておく必要があると考えていたため」（丙 25・12 頁）であるとし、「候補者の 1 人として考える必要がないからです。」と答えている（山本尋問 13 頁）。しかも山本は「8 月に人権文化部長に伝えました。」（山本尋問 13 頁）としている。これらの山本の動きからすると、山本は、雑談を装って原告の言質を作為的に引き出したことが明らかである。

その後、正式な会議で、常勤についての原告の意思確認は一切行なわれていない。ところが本郷は「私は日常会話でこそ、本音が出たんだなというふうに思いました。」（本郷尋問 69 頁）と、この時の原告の発言を唯一の根拠にして、原告排除を合理化していくのである。

2003(平成15)年8月下旬

山本から、財団職員体制の整備に関して、山本第2次試案・乙20号証(最初の3枚は甲9号証と内容は同じ)が人権文化部に示されたとされている(乙22・8頁、丙25・9頁)

乙20号証は、山本によると「8月30日は私が渡した日付を入れるために、6月10日を消して、手書きで書き入れた分です」としている(山本尋問53頁)。これには、同日作成名義でB-4案が添付されている。

2003(平成15)年10月上旬ごろ

本郷は、2004(平成16)年度の財団職員体制を含む補助金を人権文化部が財政当局に予算要求するための考え方を、山本第2次試案をたたき台に、武井が中心となって山本と協議し、事務レベル案を乙8号証(作成日10月15日)のようにまとめたとしている。

そして乙8号証の基本的考え方は、非常勤館長職の廃止、事務局長として常勤プロパーを採用し、事業課長のプロパー化も必要であるが、現下の財政状況から課題であるとするものである(乙22・11頁)。

2003(平成15)年10月中旬

被告らは、組織変更に伴う予算確保の目処もつき、常勤プロパー事務局長候補者のリストづくりも、この頃に行っているとしている(被告財団第1準備書面17頁、乙第22号証14頁)。

2003(平成15)年10月20日

本郷は、この日、市長に財団が置かれている状況や組織変更の必要性について説明し、事務レベル案の方向で進めてもよいとの了承を得たとしている。常勤プロパー事務局長候補者の一覧表も市長に

示して(乙22・14頁～15頁)、市長から「それで(候補者の一覧表)当たれという了承のもとに打診しました。」としている(甲第46号証37頁)。

しかしながら「市長に財団が置かれている状況や組織変更の必要性について説明し」とあるが、既に2003(平成15)年10月中旬旬に組織変更に伴う予算確保の目処もつき、常勤プロパー事務局長候補者のリストづくりを始めているので、この日は乙8号証の内容の説明と候補者の一覧表を示して「それで当たれ」との指示を受けたのである。

2003(平成15)年10月30日

本郷と武井が、理事長と面談(市役所)。理事長は乙8号証の内容と事務局長候補者の人選を進めることを了解したとしている(丙25・13頁)。

理事長は乙8号証について「こういう基本方向を事務局の統一見解として受け止めた」(丙24・3頁)としているが、しかしながら理事長は、2004(平成16)年2月1日の理事会では、「私が聞いたのは10月30日です。…事務局長とか館長とかそういうことは一切名称は別に、一本化ということは聞きました。…これは館長に相談してください、まず冒頭申し上げました。」(甲71の4・17頁)と発言し、後にまた「10月30日には全体の機構改編をこれから考えていくと。」(同26頁)と述べ、さらにはノートを見て、「10月30日にいらしたときは、この大きな機構改革の方向を示していただきました……館長にすべて一度全部これを相談して下さい。事務局の問題ですと申し上げました。」(同39頁)と同様の発言をしている。理事長が、真に乙8号証を事務局の統一見解と受け止めていたのなら、このような発言は出ないはずで

ある。

またそもそも理事長が、この乙8の組織変更案を正確に知らされていたかどうかもきわめて疑問である。理事長は、2004(平成16)年2月1日の理事会において、前年の10月30日以降の経過を説明した際、2004(平成16)年1月に「館長を置かない、事務局長しか置かないというような、私が知らされている事実と違う要望書が来たので、これはおかしいと思ったんですね。それで10日の日に副理事長にも全部来ていただいて、豊中市と事務局長と話をしました」としている(甲71の4・40頁)。この理事長の発言によれば、2004(平成16)年1月10日まで、理事長は組織変更案を事務局長一本化案だとは理解していなかったことになる。そして後述のとおり、この理解は副理事長も同じである。

またこの日、本郷は、理事長に候補者リストを示して了承を得た(乙22・16頁)としているが、この点についての理事長の記憶はきわめてあいまいである。2004(平成16)年2月1日の理事会においては、「12月だったと思います。そのときに、これから探しますと。3～4人の候補者はあるというふうに言われました」(甲71の4・40頁)と明確に12月と発言しておきながら、本件裁判の尋問においては、この「12月」とあるのは、「10月30日か11月8日のどちらか」さらには「リストは11月13日には大体見たように思う」と(高橋尋問22頁・35頁)と前言を翻し、しかも、リストを見たかどうかについては、「候補者のリストも準備したと言われましたが、各候補者の詳細について特に触れませんでした。私は、そのときリストを見たかどうかの記憶は定かではありません。」とし、このような候補者の詳細についての理事長の無関心を合理化すべく「それは、…重要な人事案件については理事会で協議したうえで行使すべきものであると認識しており、

豊中市と財団事務局が準備した候補者リストに対して、理事長の独断や偏見を挟んだものを理事会に提出すべきでないと考えたから」（丙24・5頁）、「幾ら理事長といってもいろんな考え方が、その理事の相違をすべて集約することはできませんので、候補者選定の過程では自分の意見は挟まないということを考えていた」（高橋尋問34頁）などと、およそ事務局長の任免権を有する理事長の立場とは相容れない理由で、リストに関心を示さなかったことを合理化している。

2003(平成15)年11月8日

職員体制の変更について、原告が市側から初めて聞かされたのは、2003(平成15)年11月8日 夜9時すぎのことである。本郷部長から「次年度から館長と事務局長を一本化するという体制変更案が出ています。正式には理事会にかけて審議することですが、そうなった場合、非常勤館長はなくなるということです。」「トップの意向です。」(甲70・60頁)と言われた。

しかしながらこの時までには、2004(平成16)年3月の非常勤館長の廃止と、4月からの事務局長プロパー化を知っていたのは、被告財団では山本と理事長以外いない(本郷尋問50頁～51頁)。

原告は、この時の案は、常勤館長に一本化する案だと理解していた。そして本郷からは「来年度の更新はできない。」との説明はなかった。原告は「残念です。」とは言ったが、「仕方がない。」というような承認の発言は絶対してない(原告尋問27頁～29頁)。原告はこの時、本郷から「正式には理事会にかけて審議することです。」と説明されており、自らの意に反する組織変更案について、そもそも理事会開催前に「仕方がない。」などと容認する発言をすることはしないのである。

原告がこの時に「仕方がない。」などと、組織変更を了解するような発言をするはずのないことは、この本郷からの通告を受けた後の原告の行動からも明らかである。

原告は、本郷から「トップの意向です。」と言われたので、事務局長が知っているかどうかを知りたいと思い、本郷が帰ったあと、山本に「部長と課長から、組織体制変更の話があった。館長と事務局長を一本化するという案だった。山本さん知っていた？」と聞くと、山本は「第一義的には三井さんにお問い合わせということですよ。」と言った(甲70・61頁)。原告は、この山本の言葉を聞いて「ちょっとほっとしたっていいですか、何かうれしかったといえますか、そういう感じですか。」と述べている(原告尋問29頁)。この「ほっとした」という原告の思いは、館長職を続けることへの強い願望があったからこそであり、そのような原告が、突然、本郷から通告された組織変更案に「仕方がない。」など諦めの言葉を述べるはずがないのである。

そして山本が、この時、このように発言したことは、山本も「二人が退館した後、・・・講師控室に入っていった私に、原告は『知っていた？』と尋ねました。私が『知っています。』と答えると、すぐに続けて『館長はどうするの。』と問われました。上司である原告に面とむかって『あなたではありません。』とは答えづらく、咄嗟に8月の会話を引用して『第一義的には三井さんです。』と言ってしまいました。」とあることから明らかである(丙25・13頁)。

また山本は、11月8日に原告が「残念であるがやむを得ない」旨の回答をしたとし、その根拠として、2004(平成16)年2月1日の臨時理事会において、人権文化部長から、そのことを説明したのに対して、原告からは否定や反論はなかった〔丙25・24頁〕

という点をあげている。しかしながら原告が臨時理事会において、あえて本郷部長の説明に対して訂正を申し入れなかったのは、原告が組織変更案に同意していないことは、原告の2003(平成15)年12月15日付けの本郷あての文書(甲33)によって明らかであるから、わざわざ指摘するまでのことではないと考えていたためである。

2003(平成15)年11月11日

本郷は、この日、本郷と武井が、一人目の候補者に面談打診したが断られたとしている。本郷は、候補者への打診を原告や他の理事にも知らせずに行ったのは、財団職員の任免権は理事長にあり、個人のプライバシーの問題でもあるから慎重な配慮が必要であったためとしている(乙22・18頁)。しかしながら前述のとおり、その任免権者の理事長自身が、候補者リストを見たのかどうか、いつ見たのかすら判然としない。結局のところ、被告市にとっては、財団理事長より市長の意向こそが重要だったのである。

2003(平成15)年11月12日

山本が、2002(平成14)年12月4日、5日に、財団理事、監事、評議員に送ったファックス「豊中市とすてっぷへのバックラッシュ(ある勢力の攻撃)の件」が、バックラッシュ勢力によって初めて問題にされた。ファックスを見た北川議員が、本郷を怒鳴りつけたと、原告は、この日の夜の山本からの電話で知らされた(甲70・55頁)。

2003(平成15)年11月13日

本郷が、理事長自宅を訪問し、原告から雇止めの了承を得たとい

う報告をしたとしている（本郷尋問 14 頁）。また理事長は本郷から「1 人目の候補者に打診したところ、内諾が得られなかったので、2 人目の候補者に当たる予定である」報告を受けたとしている（丙 24・6 頁）。

2003 (平成 15) 年 11 月中旬

本郷は、乙第 8 号証は、2004 (平成 16) 年度の被告財団の予算要求説明資料の一環であるとしている（乙 22・13 頁）。したがって人権文化部は、乙 8 号証、乙第 11 号証により市の財政課に被告財団の組織体制の変更および補助金予算要求について説明を行ったのであるが、本郷は、その時期は、11 月中旬ごろであったとしている（本郷調書 36 頁）。

2003 (平成 15) 年 11 月 15 日

北川議員と関係団体 3 名と、市・財団との交渉が行われた。出席者は、市は武井課長と米田主幹、財団は山本事務局長と原告であった。

関係団体の 3 名は、「すてっぷは三井カラーに染まっている。」「私達は三井さんを館長にしている市の責任を問題にしている。」などと発言した。

そして北川議員が時々、大きな声で口をはさんだ。市・財団側はじっと聞いていた。夜 9 時半を回ったころ、北川議員は「いったいどうなんだ！」「市は帰れよ！」と怒鳴りながらテーブルをバーンと叩いた（甲 70・56 頁）。

2003 (平成 15) 年 11 月 21 日

本郷は、本郷と武井とで、2 人目の候補者と面談したとしている。

しかし12月1日か2日の午前中に断りの電話が入った(乙22・19頁)。

2003(平成15)年11月27日

市民有志が、原告の留任を求める25名の署名がある市長宛要望書を提出している(丙25・19頁、甲88添付書類2)。

2003(平成15)年12月2日

本郷と武井は、市役所で、理事長に「3人目の候補者」に打診することやFAX事件について報告したとしている(丙24・6頁)。しかし、この「3人目の候補者」は、実は3人目ではなく、少なくとも4人目である。3人目は元女性センター職員Dさんであり、米田が電話をとりつぎ、武井が次期館長就任依頼をした。その際Dさんに、武井は「『上にも通しまして。上も承知のことです』と言われた。」と、市長が承諾している点を強調した(甲70・93頁)。このDさんは、原告陳述書では匿名だったが、武井尋問で武井が固有名詞を出している。その際、候補者リストに掲載されていた者だったことを認めた(武井証人尋問調書35頁)。桂に就任を説得する際切羽詰った状況であったことをごまかすため、断られた人数を少なくしたいという計算が働き、「3人目」と事実と違うことを述べているとしか考えられない。

2003(平成15)年12月11日

寝屋川の男女共同参画推進センターに、本郷と武井が来館し、桂に就任要請を行った。桂は「機構図を示されてここを見ていただきたい。」と本郷から言われたとしている。また「候補とは言われて

いない。」と証言した(桂尋問1頁)。

さらに「三井さんは了解されているのですか」との桂の質問に対し、市側は「了解されています。」「三井さんは、常勤は無理なので。」と本郷は答えている(丙36)。

2003(平成15)年12月15日

原告は、甲33号証の申し入れを、本郷部長へ提出した(甲70・61頁)。

原告が、本郷より組織変更案を通告された11月8日から、この甲33の提出まで1ヶ月以上たったのは、そのころの原告の日常の業務が、いくら時間があっても足りないぐらい忙しかったことに加え、この直後にファックス事件が発生して物理的に時間をとられていたことや、精神的にも悩まされたことがある。また本郷から、正式には理事会で決めることであると聞かされていたことから、早晚、理事会が開催されることになると考え、その機会を待ったこともある。しかし理事会開催の動きもなかなか見られなかったことから、原告は自分の考えを文書にして本郷に伝える必要を感じたのである(甲70・61頁)。

2003(平成15)年12月16日

本郷は、原告の申し入れを市長と助役に報告したが、原告の申し入れには応じられないという意見を述べ、それを市長も了承した(丙25・14頁、乙22・20頁)。この点について、本郷は「計画変更ができないというのが市の方のトップの判断です。」と理事会で述べている(甲第46号証13頁)。

この日、桂が豊中市に出向いている。桂は、事務局長は事務が堪能でないと無理ではないか、非常勤の仕事が1年は続くが両立か可

能かという点について、疑問をもっていたが、これらの疑問が良い方向に解かれたので、「それならばお受けします。」(丙36)と答えたとしている。内定ではなく、決まったことと桂は理解したと証言している(桂尋問2頁)。

この時は、武井・米田が応対しているが、12月15日の原告の申入れ内容について、桂に説明していないことは、本郷も認めている(本郷調書73頁)。

2003(平成15)年12月17日

本郷は、市長に桂の内諾を得たことを報告するとともに、事業課長プロパー化の予算要求の了承を市長、助役から得たとしている(乙22・21～22頁)。

そして、事業課長プロパー化の予算要求について市長の了承を得たことを財政当局に報告したとしている(本郷尋問10頁)。

2003(平成15)年12月19日

この日、本郷は、すてっぷを訪れ、原告に「先日はあいまいにしか言えなかったが、今日のはっきり申し上げる。館長は置かないことになった。国際交流協会のように事務局長だけにする。事業課長兼担当主任をプロパーにすることも決まった」(甲70・71頁)と告げた。そして原告が甲33号証で計画の見直しを求めていることについては「トップの意向で見直しは難しい。」と答えた(原告尋問35頁)。

市は、この時、「本郷部長が、原告に計画を見直してほしいというのであれば、他に何かよい案はあるかと原告に質問したら、『私には組織のことがわからない。』などと答えた。」(被告豊中市第1準備書面)としているが、原告はこのような答は全くしていない。

そもそもこの日、原告は、CATV の生放送を控えていて10分程度の時間しかなかったので、部長の話を聞くだけしかできなかった(甲70・71頁)。

この日の本郷の話を聞いて、原告は、事務局長だけにするということは、自分は完全に排除されるということだと思い、不安を強く抱くようになる(原告尋問36頁)。

そして原告は、この後すぐに、山本が、この事務局長一本化案を知っているのかどうか、確かめようと思ったが、なぜか山本は、12月19日～22日まですてつぷに顔を見せなかった(原告尋問36頁)。

2003(平成15)年12月22日

人権文化部より、市職員組合とすてつぷユニオンに事前協議の申入れがなされた(丙25・15頁)。

そしてこの日、本郷部長・武井課長が寝屋川市を訪れ、人ふれあい部長と男女共同参画課長に、桂退職の了解をとりつける(丙36)

その後1月5日に、寝屋川市ふらっとねやがわの所長(兼男女共同参画課長)が「三井さん更迭や。」と発言したことを、寝屋川市ふらっとねやがわの推進委員が聞いている(甲84)。

そして2004(平成16)年1月15日発行の寝屋川市公報には、桂の後任の専門員の募集がされる(甲28)。

またこの日、理事長は、本郷・武井と協議したとしているが、場所は喫茶店であった(高橋尋問38頁)。この席で理事長は、桂の内諾を得たという報告を受けたとしている。しかしながら理事会の決定前に、市が桂の内諾(桂の証言によれば、内諾以上の決定)まで取り付け、理事会が軽視されているにもかかわらず、理事長は「豊中市にあいさつに行かれたかどうか」ということは、豊中市のやるこ

とですから、財団とは関係ないと私は思っておりました。」（高橋尋問40頁）などと述べている。別の箇所では、豊中市と財団の一体性をあくまでも強調しながら、都合の悪い部分では、このように豊中市のやることは、財団とは関係がないなどとおよそ、矛盾した供述を行っている。

この時、理事長は、原告が12月15日に組織変更の見直しを求める書面を本郷に提出したということを知り、原告が4年を主張するのであれば、4年に達するまで、非常勤館長職として予算措置がとれないかと聞いたが、豊中市の予算上の問題で原告の4年延長の主張は受け入れられないと言われたとし、しかし、なおも検討を依頼したとしている（丙24・7頁）。しかし理事長は、12月2日には原告の「申入れ書」について本郷から聞いていないと思われる。なぜなら2月1日の理事会で、データを見ながらきっちり申し上げると前置きして、理事長は「最後に12月に会いましたのは22日です。その時に…いろいろ今後の方向、それからもう臨時理事会を開かなくてはいけない、いろんな要望書のこと…報告も受けました。それで1月10日が来たんです。その時に三井さんが不承不承と変わられたということは聞いています。」（甲71-4・42頁）と発言している。また本郷も、12月22日の中身は、桂受諾に伴う寝屋川への挨拶の報告、臨時理事会開催日程、組合との事前協議の件しか上げていない（乙22・24頁）。原告が組織体制変更を申し入れたことについて本郷が理事長に伝えたのは、翌年1月10日の正副理事長会議においてである。

なお被告市は、この日、理事長から「1月頃に臨時理事会開催」との指示があったとしている（市準備書面2・12頁）。

2003(平成15)年12月24日

この日、理事長は山本と面談し、山本が、組合申入れ文書について説明を行い、理事長が了承したとしている(丙24・7頁)。

2003(平成15)年12月25日

この日、市民有志がすてつぷに、理事長宛要望書を持参している(丙25・19頁、甲88)。

山本は、この日組合に「事務局体制の変更について」(理事長名)という館長廃止、事務局長・事業課長プロパー案を提示した(甲35)。山本は組合に「人選は1月理事会で決定して後の2月から」と説明し、それに対し組合は「職員採用要綱により、事務局長も事業課長も公募に」と要求していた(甲70・75頁)。このことについて山本は認め、「『体制変更案が決まったら2月から人選に入る。』と言ったのは、人事案件に関しては、例え組合相手といえども情報を漏らすわけにはいかなかったからです。」と嘘をついたことの言い訳をしている(丙26・10頁)。

2003(平成15)年12月27日

この日原告は、副理事長宅を訪問した。原告が「来年度から体制変更があり、事務局長しかいなくなるといわれたのでご相談をしたい。」と言うと、副理事長は、「おかしいですね。昨日、別件で市役所に行ったとき、本郷部長が私に『次年度から館長を常勤化したい。』と言ってましたよ。使い分けていますね。」と言った。この副理事長の発言は、2004(平成16)年2月1日の「館長を置かない、事務局長しかおかないというような、私が知らされている事実と違う要望書が来たので、これはおかしいと思ったんですよ。」という理事長の発言とも一致する。

原告が、副理事長宅に持参してなかった組合提示用の文書を、帰

ってから副理事長にファックスしたところ、その時、副理事長は電話で、「三井さんが来たすぐ後で、山本さんが来ましたよ。三井さんから話しを聞いていたのでよかった。」と述べた(原告尋問38頁～40頁)。

この日、山本も、原告と入れ違いに、副理事長宅を訪問した。原告には内密であった。山本は、職員組合に申入れた資料を用いて副理事長に説明し、副理事長は、館長職と事務局長の一本化案に難色を示し「館長職の廃止には寄附行為の変更が必要だが、そこまでして、この時期に急いで理事会を開き体制変更をする必要があるのか。」と述べたとしている(丙25・16頁)。

2003(平成15)年12月28日

この日、理事長は、本郷より電話を受け、上杉副理事長が「寄付行為の変更までして館長職をなくすことはしないほうがいい。」と言っていることを知らされたとしている(丙24・8頁)。

2004(平成16)年1月5日

市民有志が理事長の自宅に館長続投の要望書を送付した(丙25・19頁)。

2004(平成16)年1月10日

ホテルアイボリーにて(高橋尋問41頁)、理事長・副理事長・本郷・山本が出席して、理事長・副理事長会議が行われたとされている。

そしてその結果、事務レベルの提案内容を、下記のとおり一部修正したうえで、体制変更案を臨時理事会に諮ることとしたとされ、臨時理事会開催日は2月1日とされた(丙25・16頁)。しかし

ながら山本の陳述書においても、選考委員会の設置については触れていない(丙25・17頁)。

- ①常勤館長にプロパー職員を配置する。
- ②非常勤館長職を廃止する。
- ③事務局長は常勤館長が兼務する。
- ④事業課長に常勤プロパー職員を配置する。

そして山本は、この会議において、少なくとも4年は留まりたいという原告の要望を尊重し、市民の要望にも配慮して、暫定的に非常勤館長職を継続させ、就任期間4年となる平成16年8月までを期限として原告の雇用を更新することとしたとしている。そして理事長は人権文化部長に、市長に予算の確保を要望してほしい、その上で再度原告に対し体制変更についての理解を求めるように指示したとしている(丙25・18頁)。しかしこの時までには、原告が市に伝えていたのは、組織変更の見直しであって、少なくとも4年は留まりたいとなどという要望などではない。原告が、甲33で、4、5年という言葉を使っているのは、助役の少なくとも4年という言葉を受けてのことであり、4、5年で退職することを了解した趣旨では全くない。

また、この日、原告は、山本を問いただしている(甲31)。

原告から、山本に「あなたは、いつから私を裏切るようになったのか。」と言うと、山本は、最初は否定していたが、途中、30分ひとりにしてほしいと言って、中断した後に、山本は「私は三井さんを裏切りました。」「私は三井さんにうそをつきました。」と認めた。

甲31に記載されているやりとりについては、山本も、その陳述書(丙25・20頁)で内容をほぼ認めている。

山本は「私は原告が非常勤館長の継続を希望していることは知っ

ていましたが、他方、前述したように、体制変更に向けた動きについては、一切原告に知らせるわけにはいかないと判断して行動していましたので、そのことを知った原告からすれば裏切り者に見えるのかも知れないと考えて『三井さんが結果として裏切られたというふうに思われることをしたとは思う。』と答え、再開後にも「私は三井さんを裏切りました。」と発言したとしている（丙25・19頁～20頁）。

また山本は、「私は候補者打診が進められていることを知っておりましたけれど、三井さんには知らせませんでしたので、そのことは三井さんから見れば裏切ったということになるだろうな」（山本尋問71頁）と述べ、また「候補者リストについて知らないと最初にうそを言った」ので「うそを言った」と述べている（同尋問72頁）

このように山本は「うそを言った」「裏切った」ことを認めており、「候補者リストについて知らないと言った」ことであるなどと弁解はしているものの、「体制変更に向けた動きについては、一切原告に知らせるわけにはいかないと判断して行動していた。」ことを「裏切った」ことであると認めている。山本は、これを2003（平成15）年11月12日以降であるかのように言うが（丙25・18頁～19頁）、実際は2003（平成15）年6月9日に一部知らせて以降、一切原告に知らせなかったのである。

2004（平成16）年1月12日

市民有志28名の署名のある要望書が理事全員に送られた（丙25・20頁～21頁）。山本は、この要望書が全員の同意を得て発送されたものでなく、事後承諾を求められた者がいるとしているが、署名者に対して、市から度重なる説得があり、署名者の中で脱落者

が出たことが原因である(甲88)。

2004(平成16)年1月13日

この日、本郷は、10日の正副理事長会議の結果を市長に説明し、「原告の期間延長について予算の確保についての内諾も得た。」としている(本郷尋問24頁)。

2004(平成16)年1月15日

この日、本郷部長と武井課長は、桂と面談し、1月10日の正副理事長会議の結果や2月1日に理事会が開催されることを伝えたとしている(乙22・28頁)。またこの日は、正・副委員長会議の結果、選考委員会が設置されることになったということを桂に説明するために面談したとしている(乙22・28～29頁)。

しかし、桂がこの日のことで記憶しているのは、本郷らから「三井さんは4年は続けたいという意向。そうすると9月までは、三井さんが館長である」と説明され、桂は「むしろうれしい。」と回答したということである。桂の理解ではっきりしているのは「選考委員会を立ち上げないといけないという話は聞いたが、この時だったか、その次のことだったか覚えていない」(桂尋問5頁)ということと、「手順を踏まないといけないといわれていたので、そういうものだと思っていたが、あくまでも形式だと思っていた。」(桂尋問5頁～6頁)ということである

そもそも桂は、「選考」があるということを認識しておらず、選考委員会を立ち上げなければならないと聞いたという理解にとどまっている(桂尋問4頁)。しかも、聞いた日は「そのときだったか、その次(2月9日)だったか」(桂尋問5頁)としている。

そして本郷自身も選考委員会で桂が選考されない可能性について

説明したことはなく「桂しか候補者がいなかったのので、よほど何かない限り大丈夫と思っていた。私の心の中では、桂さんが選考されない可能性は、ほとんどなかった。」と述べている（本郷尋問75頁）。

ところが一方で本郷は「選考委員会が決まったのは、1月10日の正副理事長会議です。それまで我々、選考というのは全く念頭にありませんでした。で、選考委員会が設置されるというふうになったときに、我々は、桂さんがたとえ1人でも、これは不適格ということになれば、選ばれない可能性もありますから、それから私は大変なことになったということで、その時に武井課長と話をして、もし万が一、適任でないというふうに判断が下った場合には、これは何とか仕事をみつけるしかない、これはだれにも言っても済む問題やないというふうに、私は覚悟を決めました。」（本郷尋問76頁）と述べている。しかしながら、本郷が、桂が選ばれない可能性があることを認識していたとは、到底考えられない。もしそうであれば、1月15日の桂との面談において、何よりも先にそのことを伝えなければならないが、本郷は前述のとおり、桂に対して、選考委員会で桂が選考されない可能性について説明したことはなく、なお1月15日の時点においても「桂しか候補者がいなかったのので、よほど何かない限り大丈夫と思っていた。私の心の中では、桂さんが選考されない可能性は、ほとんどなかった。」と述べている。さらに尋問で桂について「選考されない可能性がないということでしたら、選考委員会は単なる形式ですね」と尋ねられて、否定せずに「私は、選考という手続は踏んでもらわないといけないというふうには言ったと思います。」と述べるにとどまっている（本郷尋問76頁）。

なお原告はこの日、理事会の開催日を確認するファックスを山本に

送って、原告は初めて2004(平成16)年2月1日に臨時理事会が開催されるということを知った(甲70・82頁)。山本は、原告が確認するまで、知らせなかった。

またこの日、被告財団の補助金の予算についての内示が、平成15年現行体制のまま出されている。

2004(平成16)年1月19日

この日、本郷部長と武井課長が原告と面談している。本郷は、理事長・副理事長会議の結果内容を説明した後、原告としてどのような決着を図ればある程度納得できるのかを問い、原告は、後日返事をする答えた述べている(乙22・29頁～30頁)。また本郷は、この日、原告が「自分は4～5年勤務するつもりであった。」とか「11月8日に『残念だが仕方ない。』と発言したが、その時はやむを得ないと考えていた。」と言ったなどとしているが、原告は、この日、そのようなことは一切言っていない。当日原告は、高熱とどのどの炎症のためとても体調が悪い状態で聞いていて、この日の、本郷らの話はあまり記憶に残っていない。残っているのは、体制変更はすてっぷの将来を見据えたもので、三井館長個人の思いを越えたものなのだ、今をはずしたら体制変更はできないのだといったこれまでと変らない説明をされていたという印象だけだった(原告 尋問45頁、甲65・3頁)。

また1月10日の理事長・副理事長会議の結果が、丙12号証として作成されているが、この1月19日の面談の際にも、原告は同号証を、本郷部長から見せられてはいない。

原告が丙12号証を初めて見たのは、裁判が始まってからである。原告は、体制変更案の件で、11月8日に初めて本郷部長から説明を受けて以降、12月15日、12月19日にも、本郷部長に会っ

ているが、この経過の中で、体制変更案について、本郷部長から関係の文書をもらったことは、一切ない。すべて口頭であった。

2004(平成16)年1月16日～31日

本郷は、理事会開催前に、ある理事から「1月15日のインターネットですてっぷに関して『豊中市に抗議の要請』の内容が掲載されていたが一体何のことか？」との問い合わせが財団事務局にあったこともあって、山本、武井が、この問題に対する説明と、併せて理事会議案の内容を事前に説明して当日十分に審議してもらえよう、1月16日から1月31日にかけて各理事を訪問説明したとしている(乙22・33頁、丙25・21頁)。

2004(平成16)年1月23日

この日、本郷、武井が原告続投を求める市民たちと、生活情報センターくらしかんで会議を行っているが、席上、本郷が「もうマドンナはいらない。」と発言した(甲88)。

2004(平成16)年1月24日

原告が理事会にかけられる体制変更についての議案(甲30)を入手したのは、理事会の開催1週間前の1月24日であった。原告が、山本に「議案を見せてほしい。」と要求して、初めて入手できたものである。

原告は、この時初めて、館長の常勤化案であることを知った。甲30号証は、2004(平成16)年1月10日付けで作成されたものであるが、山本は、それを2週間たっても原告に知らせず、原告が要求して初めて示した。この時、原告は、情報から隔離されていることに憤りを覚え、山本に「10日に書いているのに、なぜ今ま

で見せなかったの。」と、大勢の職員の前で言っている(甲70・83頁)。

2004(平成16)年1月27日

山本も、事務局全体会議で、原告が、全職員に「自分はきちんとした情報から遠ざけられている。」等と話したとしている(丙25・22頁)。

原告は、この日、本郷部長・武井課長を訪ねた。1月24日に議案を入手して、常勤館長一本化案だと知り、常勤館長に応募しようと考えたからである(原告尋問47頁)。

この日に本郷は、原告が「非常勤館長として少なくとも4年で自分は5年と考えている。」と言ったとしているが、すでに議案を見て、非常勤館長のポストをなくす案だということを知っていた原告が、非常勤館長職を前提とする話をするはずがないのである(原告尋問47頁～48頁)。

2004(平成16)年1月29日

原告は、理事会にむけて、理事長および理事に甲23の書面を送付した。原告が体制変更案について、きわめて不確かな情報しか与えられてこなかったことを指摘するとともに、すてっぷの事務局職体制強化については、私も願うところだと記載して、常勤館長に優先的に採用されることを求めた。

この後、1月31日に臨時理事会開催前の打ち合わせ、2月1日に理事会、2月2日には理事長との打ち合わせがあったが、原告を候補者にするかどうかについては、決定されなかった。理事会でも、意見は出たが決まらず、理事長が、それぞれの理事の意見を聞いて、原告を候補者とする判断したのが2月16日であったという(本

郷尋問 77 頁)。

しかし、桂については、同人を候補者にするかどうかは理事会では全く話題にさえされていないし、候補者とするにあたって各理事からの意見聴取も一切なされていない。そもそも、桂という名前すら理事会では出ていないのである。

2004(平成16)年1月31日

本郷、武井、山本、理事長、副理事長5人で2月1日の臨時理事会開催前の打ち合わせがなされたとしている(乙22・32頁)

またこの日、東京・品川の御殿山ヒルズホテルラフォーレ東京にて、UIゼンセン同盟系参議院議員候補支援のため、全国の同盟系議員が集る会合が開かれた。翌日、新政とよなかの市議が福井県武生市議会議長・玉川喜一郎議員に、「武生にも三井マリ子が行ってるだろ。あれはやめさせなきゃいかん。」などと言っている(甲70・45頁、46頁)。

2004(平成16)年2月1日

評議員会・理事会開催。臨時理事会開催にあたって、理事に事前に配布されたものは、丙13のきわめて簡略な議案書だけであった。丙14の議案参考資料および丙15の図の入った資料などは一切事前には、配布されていない(丙15、丙25・24頁)。

しかも丙14は、甲30(1月24日に原告が受領)と同一であるはずだが、甲30には明記されていた非常勤館長廃止に至る経過説明が削除されるなどの書き換えがなされている(甲70・83頁)。この変更を、財団は認めている(財団第4準備書面・19頁)。

そしてこの日の評議員会において、評議員のなかからも「館長は責任の主体であるのに、次年度の強化体制について話し合う場に、

館長がいなかったのは、違和感を感じます。そこに非常勤である館長ということを考えあわせると、これが身分差別なのかと感じます。……今の館長が非常勤でなければ、そういう話合いのところに居なかったということは、まず考えられないんじゃないかと、例えば出向職員が館長であった場合に、次年度の話合いをする時に外すようなかたちで話合いが行なわれるということは、まず考えられない。」(甲71-3・5頁)などとの疑問が出されていた。

そして理事懇話会で館長兼事務局長を選考すること、選考委員の選任は理事長一任とすること、事業課長はできるだけ早く公募することを決めている(丙25・25頁)。

こうした結論に至るまで、館長選考を公募にするか非公募にするかが話し合われた中で、本郷から候補が1人であることが告げられたり、またその候補の名を聞いたという話が出たが、それに対して「すごくショックなんですけれども…10人の名前がリストに挙がっていて、市長と話してなんとかなんとかかという話だったら、さっき公募にしようか、選考にしようかといっていた話し合いは何だったのかと思ってしまう。」と驚きに満ちた疑問が出された(甲46・38頁)。

2004(平成16)年2月2日

理事長・本郷・武井、山本で協議。山本は、この日、選考委員を決定したとしている(丙25・25頁、26頁)。

そして理事長は、原告の1月29日付「申入れ書」(甲23)に対して、事実誤認があるとする文書を理事に送付することを決定したとしている(丙24・12頁)。

2004(平成16)年2月9日

この日、本郷部長、武井課長、山本事務局長が桂自宅近くの喫茶店で桂と面談している。

山本は、この日「桂さんを常勤館長兼事務局長候補者とすること、採用は選考で行うこと、選考委員は理事の内から5名を理事長が選任すること、今後の採用選考に関する連絡は、私が行うことなど」を話した(丙25・26頁)としている。また本郷部長は、原告の常勤への採用申入れの件は、自分からは桂に話していないが、山本事務局長がそういう話をしたように思う(本郷尋問79頁)としているが、いずれも真実ではない。また本郷は、依然としてこの時点では、「三井さんが候補者になるかどうか分からないから、桂さん一人だけです」という意識は持っていたが、そういう言い方(あなたしかいない)をしたかどうか、私は記憶してない。(本郷尋問80頁)などととぼけているが、これも豊中市にとって決定的に不利な事実を覆い隠そうとしているものである。

この日、桂が「豊中に行くことを保留にします。」「三井さんが残りたいと言っているのに行く気はありません。押しのけていく気はありません。」と言うと、桂は「桂さんしかいない。」と、市側から言われている(桂尋問5頁)。この「桂さんしかいない。」と言ったのが、本郷部長であることは、甲85号証からも明らかである。同号証は、桂が豊中市会議員の一村和幸氏に説明した内容を、同氏が報告したものであるが、桂はその内容の正確性を尋問で認めている(桂尋問8頁)。そして同号証によれば、桂は、本件裁判が始まってから、豊中市が「桂館長は、最初から自分もひょっとしたら選考に落ちるかもしれないと承知していた」という原告への反論を作っているのを知って、「採用前にあれだけ打ち合わせておきながら、なんてひどいことをする。」と怒り、弁護士の方へ行って「それ、

嘘です。直して下さい。部長は『あなたしか居ない。』と言っていたのに。」と抗議しているのである(甲85・2頁)。この「部長は『あなたしか居ない』と言っていた」というのが、2月9日に、桂が「桂さんしかいない」と、市側から言われた(桂尋問5頁)ことを指している。

そして桂は、甲85号証においても、2月22日の面接について、本郷部長から「形式的なもの」と言われており、原告が面接を受けていたことは、全く知らされておらず、原告と引継ぎの話をしたときに、原告から聞いて初めて知ったとしているのである(甲85・2頁)。

2004(平成16)年2月10日

理事長は、原告を館長候補者にするかについて、各理事の意向を聞くよう、理事長から山本に指示したとしている(丙24・12頁)

そして山本は、2月10日付け「館長からの『申入れ書』内容等について(ご報告)」を理事に郵送している。それには、不確かな情報しか与えられてこなかったという原告の申入れを否定するため、事務局体制検討過程が書かれている。しかし、これを見ても検討してきたのは市と財団事務局長のみであり原告は参加していない。「6月 事務局長私案を資料提示」とのみ書かれており、資料が提示されただけで話し合いはされていなかったことを示している(甲64)。しかもその資料には実際の職員体制整備案がないものだったことは山本が認めている(丙25・8頁)。「11月8日 残念であるが仕方がない」と原告が言ったと書いているが、原告は「仕方がない。」とは一切言っていない(甲70・60頁)。さらに「12月15日 『4年は勤めるつもりでいた』とのことであった」という表現に変えられているが、同日本郷部長に

原告は文書で（甲 3 3）、「助役の口頭による雇用期間の明示によって4, 5年はすてっぷ館長として働こうという将来設計を描くことができた」と書いており、石にしがみついても4年間は働こうという当時の積極的意志を表したものであり、5年も10年も長く勤めることもありうることを言っているのである（甲70・68頁、原告調書87頁、88頁）。それを、被告は4年で辞めるかのごとく市に都合のいいように解釈し、書面にして理事に送付している。

2004(平成16)年2月15日

この日、選考委員会が設置されたとしている(丙24・12頁)。

そして理事長は、選考委員は、山本事務局長に原案を作成させ、企業・労組・報道・豊中市関係者という属性の均衡を考え、男女の均衡、臨時理事会出席者と欠席者の均衡をとって決定したとし、選考委員となった5名のうち、1名は理事会において、明白に原告を候補者にあげるよう積極的に推薦しており、他の2名は理事会に欠席しており、率直に批判的意見を述べた者は他の一と豊中市の代表であるとしている(丙24・13頁)。

選考委員に、理事会を欠席していた理事を委員に入れた理由について、本郷は「理事会ではかなり、4時間にわたって三井さんの説明とか、私の説明、いろんな説明、意見が出ましたから、そのことを、やっぱり先入観のない人も入ってもらった方がいいんじゃないかということで、欠席した人も入れているわけです。」としている(本郷尋問79頁)、また「やっぱり白紙の状態で見ると人が要るんじゃないかなというふうに……別に私が決めたわけではありませんよ。そういう意見が出たということです。」(本郷尋問79頁)と述べている。

2004(平成16)年2月16日

理事長が、原告も候補者の一人とすることを決めたとしている(丙25・26頁)。

2004(平成16)年2月22日

選考委員会開催。

丙17の実施要領では履歴書等の書類審査と面接審査を経て総合審査で合否判定するとされ、吉井理事の陳述書によれば、選考委員会では、事務局から「選考対象者二人の履歴書、応募動機などの資料」が配られたとしているが(丙34、1頁)、この時、応募動機の資料などは求められておらず(桂尋問7頁)書類審査は行われていないと思われる。

そして山本は、面接審査の後、委員間で意見を交換し、それぞれの合否を判定、全員一致で原告不合格としたとしている(丙25・27頁)。

当日の質問と原告の答えは、甲66のとおりである。

丙18は、選考委員会の指示を受けて、山本がまとめたものである(山本尋問82頁)。

丙18によれば、原告について「財団事業について現状の課題を十分把握しているとは言えず、今後の方向性を見据えたビジョンを明確に描けていない。」とされている。このように評価した理由について、本郷は「ほとんど忘れていますが、印象に残ってますのは、すてっぷの問題点として何を考えているかというふうに質問されたときに、三井さんは、出前講座をもっと積極的にしたいとか、あるいは男女の条例を隅々まで浸透させたいとかいう、そういう一般論、抽象論で、そのために何をどうすればいいのかという、そのところの答えがなかったということで、こういう一般的、抽象的ま

とめになっているんだというふうに私は思います。」(本郷 83 頁) としている。

他方、桂について本郷は「桂さんは、印象に残っているのは、支援という言葉の切り口に、これをキーワードに、市民主体の活動を活性化するというような、そういう地域に密着した、地域に根ざした取り組みをしていきたいというふうなことを言われたと思ってまして、それが評価されたと思ってます。」としながら、具体的には、どういうことを提案されたんですかと尋ねられると「具体的な提案は、そのときはあんまりなかつと思います。」(本郷 83 頁) としている。また本郷は、桂について「財団の現状や将来に向けた課題を把握している。」と評価されているのは、「地域の生活者に根付いた、地域密着型の取組みというのが、これが財団の将来方向として、条例が施行され、それで男女共同参画行動計画も運用が始まる時に、やはり、地域に密着した事業展開をやろうという、方向性が同じであったということからだと思いますけど。」(本郷尋問 84 頁) としているが、原告の実績においても、地域密着型の事業展開が具体的に行われているにもかかわらず、その点は全く考慮の対象外とされている。

そして原告について「館長兼事務局長職の占める職位、職責、業務内容への自覚性が薄い。」と評価されている根拠について尋ねられると、本郷は「私はまとめていないから、分かりません。ただそれは、委員長が一応了承して、その文書をつくられたと思うんですけども、多分、管理監督者の心構えみたいなものを聞かれたときに、やっぱりリーダーシップを発揮するというようなことしかおっしゃっていなかったように思うんですよ。リーダーシップを発揮するという、通り一ぺんの答えだけではなかったかというふうに思います。」「具体的にどのような職場管理をするかということがなかった

んだと思いますけど。」(本郷 84 頁) と曖昧な答にとどまっている。

そしてさらに本郷は、桂について「桂さんの場合は、自分の長所や短所を十分把握した上で、職員との意思疎通を図るような、職場管理の在り方みたいなものを話されたというように思いますけど。」(本郷尋問 84 頁) としているが、冷静で客観的な判断力について、三井より桂の方がすぐれていると判断された根拠に尋ねられると、「そう書いていますね。私はそこまで細かいことわかりません。」「このまとめは、私は入っていませんから。」(本郷 85 頁) など、およそいい加減な答えに終始した。

2 密約の実行策としての組織変更案

(1) 組織変更と原告の解雇

ア 被告らは、原告の排除のために行った組織変更について、被告財団の組織強化のために、組織変更を行い、その結果原告の雇止めを行わざるを得なかったと、これを正当化して主張する。そして、この組織変更は、2002(平成14)年7月ころから、山本事務局長が理事会などでの財団職員の人員不足やプロパー職員の少なさの指摘や、中・長期的ビジョンの必要性から作成されたいわゆる山本第1次試案、第2次試案の延長線上で、乙8の組織変更案を制定して、豊中市の財政事情や市派遣の事務局長の派遣期限切れにより、2004(平成16)年度に、どうしても行わなければならないものであったものとする。

イ しかし、被告らが行った、被告財団の組織変更は、山本第1次試案作成後、男女共同参画条例の議会通過のために、バックラッシュ勢力との間での密約の実行のために作成された第2次試案と乙8を使って、組織変更の形を借りて原告排除を行ったに過ぎない。この組織変更は、財政上のメリットもなく組織強化にもなってい

ない。原告解雇のために、以前から検討課題とされていた組織変更を、急遽、被告豊中市の主導で、被告財団内部の諸手続きを一切無視して、山本第1次試案を都合よく利用する体裁をとりながら、組織変更案を策定して、館長の首切りを強行したものである。

(2) 山本第1次試案

ア 第1次試案は、「行財政改革の視点を踏まえながら、最終目標年次を明確にした年次計画に基づき整備をはかる」手法で行うことを明確にしている（丙6）。そして、これに添付されている4案では、具体的には、6年間、2002（平成14）年次～2007（平成19）年次までの計画としている。

そして、課題として、①館長職の位置づけ確認、②事務局長と事業課長の分離、③有期雇用職員の更新期限の3点を挙げている（丙6）。ここでは、館長職の位置付けの再検討と、館長の位置づけともからむ、財団全体のマネジメントを行う事務局長職と男女共同参画に関する高い専門性をもった事業コーディネイトを行わなければならない事業課長とを、市派遣の山本が一人で行っていることの問題性を、山本事務局長の体験から、行財政改革のなかで、将来の財団の中・長期的ビジョンをつくるための問題点の指摘を行っている。

財団の組織改変を行う将来展望は、財団の決定権のある財団理事会やこれを支える評議員会で、それなりの時間をかけ、手順をふんで、検討、協議を重ねて、練り上げ合意形成していくものである筈である。被告財団部内の合意だけではなく、被告豊中市の全体の施策との調整も必要なところである。従って、課題を解決するための具体的な方向や組織変更案そのものは、もとより事務局長一人が決定できるものでないのに、その為の課題の提示としては、それなりのものであると考えられる。

イ 第1次試案では、課題を具体化する職員配置として、幾つかの選択肢を提示している。A案2案、B案2案、合計4案が提示されており、各案の算定基礎資料も添付されている。ここでは、A案は、2案とも非常勤館長を残す案である。B案(2案)は、非常勤館長はなくし、事務局長のみとする案ではあるが、事務局長には市派遣を当てておりプロパー化は2006(平成18)年からとなっている。事業課長については、A案では、2案ともプロパー化の予定は全くなく、事務局長ないし次長の兼任となっており、B案では、2案とも2007(平成19)年にプロパー化することになっており、それ以前事務局長か次長が兼任することになっている。いずれにしても、2004(平成16)年プロパー化は全く想定外であったことがわかる。

(3) 山本第2次試案

ア 首切り準備のために作成された第2次試案

被告らは、ABの案こそ添付はなかったが、第2次試案(丙21)を作成し、これを6月9日の事務局運営会議に提出して部内で検討したと主張する。そして、原告が「館長にどういう人がいいかよね。」など全般にわたって意見を述べており、原告は組織変更案について、十分に知っていたと主張する。

しかし、当日の議案書(甲36)を見ても記載はなく、議論はされず、原告が被告主張の発言をした事実もない。バックラッシュ勢力と対峙していた被告豊中市側の姿勢は、6月3日の市民との「連絡会」会合では、明らかにそれまでの態度と異なっていた。条例通過を控えてバックラッシュ勢力側を刺激しない様に、行動を抑えるようにと市民側に要請してきたのである(甲88・3頁)。

その直後に開かれた事務局運営会議で、議案書にも明記せず、いつ原告が雇止めになるかが書かれた各具体案は添付せず提出

された第2次試案(丙21)は、議論がされることなどなかった。被告らは、首切り準備として、一応、原告にも将来常勤化になるという方向性の体裁をとったものを見せておいたほうが良いというアリバイ作りの必要があって作成されたものと推察できるのである。山本自身「6月 ；三井館長と他の事務局運営会議メンバーに事務局長試案を資料提示」(甲64・別添2)と記載しており、また理事会でも、山本は、三井の人事の話に入っていない、6月に課題を投げかけてたたいていかなければならないということでしたけれども・・・具体的などころの話はつめてはできておりません等と繰り返していた。山本は、事務局運営会議に提出はしたが、当初から議論する気はなく、「資料提示」をして、専ら原告に見せたのだというアリバイ作りが目的であった。資料には、何年後に原告が雇止めになるのかがわかる各案の添付もなく、議論のしようがない状態での資料提示である。

イ 第2次試案の特徴

第2次試案の特徴の最たるものは、体制整備の方向として、館長職について、非常勤嘱託から、常勤プロパー化することを明確にしたことである。これに伴い事務局長職を廃止して、次長職を置き、市派遣として豊中市との繋がりを確保し、市職員の再任用の場を確保するとしている。

第1次試案(丙6)、豊中市とのヒヤリングの案(丙19)では、いずれも、館長職の見直しの必要性の問題指摘はあっても、どのような方向で見直していくかについてはA案B案の双方が添付され、その場合の財政的な問題も示して、これからの議論、即ち理事会などでの議論と決定に任されていた。

ところが、第2次試案になると、突如「館長常勤化、事務局長廃止・次長職を置く」方向に「決定」しているのである。

被告財団は、第2次試案について、事務局長の私見に過ぎないと強調するが、事務局長の独断でこの様な方向を明確に打ち出せるものではない。たたき台であれば、いくつかの可能性とその功罪を示して、理事らの議論と選択に供するのが当然である。しかるに、第2次試案は、整備の方向について、館長常勤化と事務局長職廃止を明示し、選択の余地はない。かかることは、被告豊中市の協議と同意なくしては、市派遣である山本事務局長が単なる案としても作成できることではない。山本事務局長は、「(注、第2次試案の)方向性についてはそう(注、合意の結果を反映して第2次試案になったこと)です。」(山本尋問尋問59頁中段)と証言しているし、「館長常勤化は、もう合意に達して、整備の方向が決まったということですのでよろしいんでしょうか。」との問いにも「はい。」と明確に答えている(同尋問尋問59頁下から4行目～)。即ち、豊中市との合意の結果を反映して、方向性が決められた事実を認めている。

従って、第2次試案が最初に作成された2003(平成15)年5月25日には、密約の実行方法について、密かに被告豊中市と山本事務局長との協議がされ、方向性が決められており、原告にも示しておくために、6月9日の運営会議にアリバイとして「資料提示」(甲64)しておく必要があったのである。

ウ 複数存在する第2次試案

被告らは、山本事務局長が、2003(平成15)年5月、6月、8月に作成した組織変更案を、「山本第2次試案である」として提出しているが、第2次試案なる文書は複数存在している。

被告豊中市と被告財団は、組織的にも両者が月1回の定例の定期会議(甲95)を行って、「すてっぷ運営の基本方針に関わる事項を協議・調整する」など密に被告財団の運営その他につい

て情報交換・確認・協議・調整をしなければならない筈である。実際には、組織変更に関しては、正式会議は開かず、内密に、8月末以降は、協議を重ねてきた事実は被告らが認めるところであるのに、被告らは異なる文書を第2次試案と主張して提出している。

また、運営会議に提出したものや、館長である原告が山本事務局長に要求して交付を受けたものも微妙に異なっている。

下記にこれを整理すると次のとおりとなる。

(ア) 被告豊中市は、乙20を第2次試案として提出している。

1頁目の右肩上に2003. 8/30 06. 10山本試案の記載がある。6月10日付け作成のものを、8月30日作成日に改めている記載と推測できる記載がある。頁数は、各頁の下に1/14～14/14の記載があり、14頁ものとしている。

B4案（右肩上に2003. 08. 30の印字があり、8月30日に作成されたと推測される印字がある。）含め5案が添付されている。各案の末部には人件費の増減と金額の推移の記載がある。

(イ) 被告財団は、丙21を第2次試案として提出している。

内容は甲9と同一。1頁目の右肩上に2003. 05. 25山本試案の記載がある。各頁の下に1/9～3/9の印字があり、9頁ものとしている。具体的な職員配置を示す案の添付全くない。

(ウ) 運営会議に提出したのは甲9（丙21と同じ）。

(エ) 三井館長が山本事務局長に要求して手渡されたのは、

- ・ 2004（平成16）年1月10日に甲9号証（1/9～3/9）を渡した。

・ 翌1月11日に甲47号（各頁の下にすべて1/1の印字がある。何頁ものとして作成されたか分からない様にされている）を渡した。甲47号証は、乙20にあるAB案を1枚にまとめたまとめ表（乙20の4/14）と5案目のB-4案がなく、4案となっている。また、添付してある4案についても人件費の記載欄だけをカットしている。

いずれも、山本がパソコンから打ち出す際に、改変して、都合の良い部分のみを手渡したと思われる。

(オ) 全18頁ものと称される案（被告財団準備書面4、9頁）

エ 提出されなかった18頁ものの第2次試案

被告財団は、「この時点で（注、1/11日時点）、全部で18頁の構成であったうちの4頁から12頁の部分も（注、原告に）渡した。」（被告財団準備書面4、9頁）とし、それは4案で、事務局長と原告以外は財団職員の知らない内容だった旨主張している。しかし、原告が山本事務局長から2004（平成16）年1月11日に渡されたのは4枚で、1月10日に受領した甲9（3枚、白紙部分を含めても6頁）と合せても、18頁の構成のものではない。1月11日に受領したものは、すべての頁を1/1の記載に変えて操作されていたものであった。山本事務局長は、法廷で18頁ものについて、追求されると、以下のとおり証言する。即ち、「財団の事務局の私が事務局長として持っていた当時の書類にあります。」「その書類に関しては、体制整備計画案以降については、一人一人の職員の勤務時間数、それから、担当ごとの必要人数を計算したいわゆる計算表です。」とその存在を認める（山本尋問55、56頁）。そして、提出も可能と証言しながら、実際は提出がない。

従って、第2次試案が18頁ものであるのなら、被告らが第

2次試案として証拠上提出したものは、被告らが実際に保管している組織変更案の文書の一部を、都合よい部分のみ提出したものである。被告らは、理事長を除き、財団職員や評議員、理事らにこの情報を開示したことがなく、ベールの中で徹底して秘密に事を進めているので、証拠提出された組織変更案についても、一部秘匿して提出しているし、改変して提出されている可能性が否定できない。

オ B-4案

被告財団が山本第2次試案として提出する文書（丙21、案の添付全くなし）と被告豊中市が山本第2次試案として提出する文書（乙20、5案が添付されている）が異なる理由は、被告らからは何の説明もない。

乙20には、丙21（甲9と同じ）、甲9に添付されていたと思われる甲47の4案にもない5案目のB-4案の添付がある。この案の右肩にある「2003年8月30日」の印字を見ると、被告豊中市に被告財団が提出した8月30日にB-4案が作成されていることになる。この印字を法廷で聞かれると、文書の作成者であり、理解しているはずの山本事務局長は「この辺の日付がどうしてこうなっているのかというのは、今となっては私は分かりませんが、」（山本尋問尋問63頁）と、とぼけて、「豊中市にこの書類があったということであれば、この形で提出したのだと思います。」（同上）と言う。山本事務局長は、乙20そのものについては、「8月30日の私が渡した日付を入れるために、6月10日を消して、手書きで入れた分です。それまでは、内容を検討するために、ファイルは何回も更新しています。」

（山本尋問53頁）と証言する。即ち乙20の作成日が8/30と訂正して記載されている理由を、被告豊中市への提出日であ

ると明確に証言しながら、B－4案の作成日付が同日付けであるのに、証言を回避している。

B－4案は、館長職一本化案である。これは、第2次試案の本文に記載され、第2次試案の特徴である「館長常勤化・事務局長廃止」の方向性そのものである。被告豊中市提出日の8月30日に、わざわざ、この館長一本化案が作成、添付されたのは何故か。

乙8では原告の首切りを目的に、直裁に、館長職廃止を打ち出しながら、B－4案は、館長職一本化で、どの案にも見られない事業課長補佐の記載がある。現実には、2004(平成16)年4月に相談主任の川畑が事業課長補佐となった。それは、甲90で川畑は事業課長の表示になっているが、甲91で本田敏子が事業課長として赴任するまで、「事業課長補佐」の役職に置かれていることから明らかである。すなわちB－4案は、現実には2004(平成16)年4月に実施したものに最も近い。2003(平成15)年8月30日の豊中市への提出日にこの案を作成していたのである。B－4案が、山本事務局長も現実には実施した職員配置に近い事実を、山本事務局長は「偶然だと思います」と言いながら認めている(山本尋問64頁下から8行目)。

被告らは、事務局長一本化案では、寄付行為変更を要するので問題だと副理事長に指摘され、館長一本化に変えたと主張しているが、被告らは、原告の首切りの目的が達せられれば、第2次試案を合意し作成した当初から、この案で行こうと考えていたと思われる。原告が12月27日に副理事長に面会したところ、副理事長は前日の26日に別件で豊中市に行った際、本郷部長と会ったと話し、「本郷部長は私に来年度から館長を常勤にするって言ってました。使い分けていますね。」と原告に語っ

たが、これにも符合している（原告本人尋問39頁）。高橋理事長も「私に来たのは、（注、2004（平成16）年）1月でしたか要望書が届きました。その時は、またものすごい混乱した要望書で、館長を置かない、事務局長しか置かないというような、私が知らされている事実と違う要望書がきたので、これはおかしいと思ったんですね。それで、10日の日に副理事長も全部来ていただいて、豊中市と事務局長と話をしました。」と理事会で発言しており、理事長も、秘密裏に行わなければならない背景事情は了解していたと思われるが、組織変更案の内容そのものについては、館長常勤化と伝えられていたのである（原告本人尋問40頁。甲71-4・40頁）。原告にも事務局長一本化が伝えられたのは12月19日であり、それ以前の11月8日は、館長常勤化と言われており、山本も「常勤化になった場合、第一義的には三井さんです。」と言っていた。

豊中市トップとバックラッシュ派との密約成立により、原告の首切りをしなければならない立場となった被告豊中市では、具体的な首切り策を検討し、第2次試案を作成して「館長常勤化」、即ち非常勤館長の廃止を打ち出していた。B-4案部分は、被告豊中市の部長、課長と被告財団事務局長による原告排除の方策についての最終的な具体化策の秘密謀議の際に作成したので表に出したくなかったのではないかと推察される。

2004年1月11日に原告に甲47を手渡す際にも、被告財団の山本試案は被告財団が準備書面で「18頁の構成であった」と主張しているので、少なくとも乙20の5案かそれ以上の案の状態には出来上がっていたのは明らかであるにも拘わらず、山本はB-4案記載部分をわざわざ外し、頁数を1/1と書き換え工作をした上で、原告に渡していたのである。

(4) B-4案つき第2次試案の作成日、提出日

そもそも、山本第2次試案は、作成日付を見ても、事務局運営会議に提出したということからも、5、6月には出来上っていた筈である。しかるに、それまで豊中市に未提出であったとする山本第2次試案を、議会に再上程した男女共同参画推進条例案の議会対策で、事務方は超多忙である時期、突如、わざわざ8月30日（土曜）の市役所休庁日を選んで、被告豊中市に提出しなければならない理由は理解できない。

前述のとおり、5月25日付け作成の第2次試案の方向性の決定からみて、被告豊中市との合意なしに第2次試案が作成できるものではないし、山本事務局長も合意の上作成した事実は認めているので、5月、6月段階では密かに協議して作成したが、密約の密行性の故に、正式な提出の形を取らなかったとしか考えられない。豊中市との密議を重ねて第2次試案を作成していたから、豊中市の部長、課長らにとっては提出を求めるまでもなく第2次試案は自明であったからこそ、正規の提出がなされていなかったと考えられる。

結局、議案発送を目前に、バックラッシュ勢力との取引・密約の実行策の具体策の事務方の最終決定のため、急遽、2次試案の正式な提出が未了であったことに気づき、改めて8月30日付けに書き換えて提出させ、部長も入って豊中市で密かに策を練ったとしか考えられないのである。そして、それ以降は、課長と事務局長に密に協議をさせたのである。

(5) 8月30日は条例案の議会対策で超多忙時

条例案は9月16日に議会上程されたが、上程議案を市議員らに予め知らせる必要から、議案発送は9月9日となる。

6月に運営会議に提出したとする組織変更案についての市側

の協議は、議会对策で超多忙であったため、議会对策終了後に協議する予定になっていたと、豊中市も財団事務局長も口をそろえて言っている。

山本事務局長は、「同年5月に、武井男女共同参画推進課長から『財団の職員体制のことを考えなければならないが、今は条例の9月市議会上程に向けた準備に追われているので、もう少し待ってほしい。』と話があった。」(丙25・5頁)という。豊中市側の武井課長と本郷部長も下記のとおり同様である。武井課長と本郷部長は、同趣旨を陳述書に次のように議会对策が終わってからと記載している。

武井課長は、「条例上程に向けて忙しくしていた頃、・・・第2次試案が・2003(平成15)年8月、人権文化部に示された」(乙23・10頁)という。本郷部長は、「男女共同参画推進条例案と訴訟費用の貸し付け条例案の審議が迫り、追い込み作業をしていた2003(平成15)年8月下旬に、山本事務局長から、財団職員体制の整備に関して、・・・第2次試案・・・が示され」(乙22・8頁)「試案に共感、賛同はするものの、・・・条例の上程が迫っており、時間をかけて検討する余裕がなかったため、試案を基に予算要求・・・本格的に検討するのは条例上程作業が一段落してからということにした。」(同)

しかるに、その一方で、山本事務局長は、8月30日に、第2次試案を提出し急遽「条例の議会審議に向けた準備で忙しい中の・・・課長と意見交換を重ねていました」(同、9頁)という。

武井課長は、「山本事務局長から第2次試案が示された段階で武井課長と一緒に部長室で説明を聞いた」(乙22・10頁)、「8月の末だったと思います。」「ここ(注、乙20)に『8/30』と書いてますので、そのころかなというふうに思いますが」(武

井尋問・27頁)と、山本事務局長から、部長、課長がそろって、部長室でその説明を受ける会合が持たれたとしている。更に、武井課長は、「8月ごろに説明受け、9月に数回、本格的に10月になってから」「10月には数回、2、3回だったかなと」「10月の前半の終わりぐらいにまとまった」(武井尋問11頁)と証言している。

武井課長は、8月30日に山本事務局長から本郷部長とともに説明を受けた会合後、部長の指示によると思われるが、議会対策で忙しい中、事務局長との間で、頻繁に協議を重ねていた。そして、10月10日ころに中味が決まったという(同、27頁)。8月30日の第2次試案の部長室での説明会合の以降、10月10日ころの組織変更案の確定迄、専ら課長と事務局長の二人が協議を重ね「部長には最終的に意見はもとめました」が、理事長に「報告」した以外は、二人の他には検討に加わったり検討内容を知る者はいないという(同、28頁)。

部長、課長と事務局長の3者間で、密かに組織変更の実行案を練って原告館長の首切り策とその場合の職員配置を確定したのである。

(6) 乙8

ア 決定までの被告市での協議

乙22・11頁では「平成15年10月上旬頃に平成16年度の財団職員体制を含む補助金を人権文化部が財政当局に予算要求するための考え方をまとめた。これが乙8である」としている。

被告らの主張および山本、武井、本郷証言によれば、2003(平成15)年8月下旬から山本、武井間で協議し2003(平成15)年10月上旬に本郷も入って、2003(平成15)

年10月10日には組織・職員体制の変更の中身が決まった
(武井尋問27頁)。

そして第3で述べたように2003(平成15)年10月中旬には、組織変更に伴う予算確保の目処もつき、常勤プロパー事務局長候補者のリストづくりを行っている。

イ 決定された組織変更は、非常勤館長職廃止による原告排除と事務局長プロパー化

(ア) 乙8作成の目的

乙8は3頁目のみしか出されていないが、被告市によると、「財政課に予算要求内容について説明するために作成した資料である」(乙第22号証13頁、本郷証人尋問8頁)。

財政課には、乙第11号証の2003(平成15)年度の現行職員体制での予算要求説明書とともに出しており、2003(平成15)年11月中旬の説明の段階では既に、組織変更に伴う予算確保の目処もついていたので、人件費等の金額の記載はなく「考え方」「方向性」を示すだけのものであった。

(イ) 乙8の内容

乙8は整備計画図を除けば明確にされているのは、1 非常勤館長職廃止による原告排除と、2 事務局長プロパー化である。

乙22・11頁で、乙8の考え方の基本として書かれているのは「管理監督者」についてである。

a 非常勤館長職廃止による原告排除

乙8に書かれているのは、まず、「非常勤館長職を16年度から廃止する」であり「現館長は」として原告について書かれている。

「非常勤館長職を16年度から廃止する」と記載しており、「現館長は」「館長として当初の目的は果たした」から「非常勤館長職を16年度から廃止して」原告を被告財団から排除するとしている。

すなわち、被告市が2003(平成15)年5月にバックラッシュ勢力と密約を交わし、原告排除を約束したことの実行の方法を端的に、そのまま記載したものである。

b 事務局長プロパー化

次いで、「事務局長職、館長職を一本化し、組織運営の全体統括者として位置づけ」「事務局長をプロパー職員として位置づける」とされている。

これについて、乙22・11頁では「また、山本試案では、財団事務局トップである常勤プロパーの名称を『館長』としていたが、乙8作成段階の山本事務局長との協議の中で、人権文化部所管の、もう1つの財団である『とよなか国際交流協会』にあわせて『事務局長』とした方がよいと部長が判断したものである。」とされている。

被告市から見ると、「館長」か「事務局長」かは単なる「名称」の問題であるかのように読める。

しかし、乙32・3頁では「市の財政悪化の影響を受けて財団への補助金が年々低下傾向にある中で、財団の独立性と事業予算の継続性を確保する一方、総務部門を一元化するなどの効率的運営が可能となる」とし、4頁で「財団統合については先述したように白紙に戻し、現在、財団理事を中心に、経営の健全化、効率化等の観点から『財団のあり方検討』を行っている。これは単に『財政再建』という目的だけでなく、指定管理者制度に基づく5年後の競争

原理導入に対応して、財団の体質強化を図っておく必要性があるからであり、乙8（組織体制変更案）の基本方向に合致したものである。」としている。

ここで記載されているのは、実際に2004（平成16）年度に実施された組織体制の変更ではなく乙8（組織体制変更案）である。

「総務部門を一元化するなどの効率的運営」を図ることは「乙8（組織体制変更案）の基本方向に合致したものである。」ということになる。

「総務部門を一元化するなどの効率的運営」を図るには、いかに、非常勤館長廃止による原告排除がこの時の当面の目的であるとは言え、この際、「人権文化部所管の、もう1つの財団である『とよなか国際交流協会』にあわせて」事務局長としておけば、とよなか国際交流協会との総務部門の一元化についても容易であるから、事務局長プロパー化としたのである。被告豊中市は、「乙8号証を検討・作成した2003（平成15）年10月上旬当時に、財団統合問題や指定管理者制度の導入は予測できなかったし、こうした動きを踏まえた組織変更計画案を検討することは不可能なことであった」（乙32・1頁）と主張する。しかし、実際は、財団統合と指定管理者制度の導入を予定した組織変更案を実施する方針のため、第2次試案から乙8へ変更したのである。

第3 1 に記載したように、地方自治体の幹部職員が指定管理者制度の導入を「全く予測できなかった」などと言うことではない。

密約実行としての原告排除以外に被告市が考えていた

ことは前記のとおり財団の「管理監督者」である。

「乙 8（組織体制変更案）の基本方向」のうち事務局長プロパー化の部分は翌年の 8 月に市民説明会で発表された財団統合にも、指定管理者制度の導入に見合った総務部門を一元化するなどの効率的運営にも合致している。

乙 8 は 1 枚のみにも関わらず、文書の最下段に文書の 3 頁目であることを示す記載がある。つまり被告豊中市は、文書の一部のみを乙 8 として証拠提出して他の部分は秘匿していることから、開示に不利益、不都合があった、と言わざるをえない。

ウ 実際どうなったのか

(ア) 形の上では常勤館長プロパー化

2003（平成 15）年 12 月 25 日、甲 35 号証の「事務局体制の変更について」とする館長職廃止、事務局長プロパー化（事業課長プロパー化については後述する）での組合申入がなされた。

しかし、被告市は、前記のとおり、理事長、副理事長にも「館長常勤化」として説明していた。

原告にも乙 8 の事務局長一本化が言われたのは 2003（平成 15）年 12 月 19 日に本郷部長から「今日ははっきり言えるが・・・」と言われたのが初めてである。

被告らの主張では、2003（平成 15）年 12 月 27 日に副理事長から「館長職の廃止には寄付行為の変更までして館長職をなくすことはしないほうがいい。」と指摘され、館長職廃止、事務局長プロパー化をやめ、常勤館長プロパー化にすることにしたと言う。

これは、被告らが「館長」か「事務局長」かは単なる「名

称」の問題であると考えていたからかも知れないし、副理事長から「しないほうがいい」と言われるようであれば、寄付行為36条の理事数の4分の3以上の議決、同28条の定足数理事数の3分の2要件を満たして寄付行為の変更をするのは難しいかも知れないと考えたからかも知れない。

(イ) 実際はどうだったのか

常勤プロパー館長であった、桂証人は「男女共同参画の仕事がしたかったんですが」「財団の事業あるいは男女共同参画の仕事はさしてもらっていない。」と言っている。しかも、それは予算も職員も館長にはつかず、「男女共同参画の仕事」をする「仕組になっていない」と言うのである（桂尋問31、32頁）。

結局、桂常勤館長は、本郷が言う、管理運営の仕事しかさせてもらえなかったのである。

すなわち、寄付行為の変更を避けるために館長常勤化と形の上ではなったものの、その実質は、被告市が2003（平成15）年10月10日に決定した「乙8（組織体制変更案）の基本方向」となったのである。

管理運営の仕事しかさせてもらえなかった桂常勤館長が2007（平成19）年3月31日付をもって退職した後、現在も常勤館長は空白のままであり、このままにして、再任用（市の役人の天下り）職員が、被告財団ととよなか国際交流協会との総務一元化による1人事務局長に座るのも、本件訴訟の推移にもよるが時間の問題とも言える。

(ウ) 乙13、乙14は事務局長

乙13の2004（平成16）年度予算要求説明書では給与手当については事務局長の給与手当が書かれており、館長（嘱

託)は0と記載されている。

乙13は体裁からしても内部文書と見られるが、2004(平成16)年3月11日作成の乙14の2004(平成16)年度予算要求説明書でも給与手当については事務局長の給与手当が書かれており、館長(嘱託)は0と記載されている。

被告らは、予算要求説明書は右と左で比較できるようにするためであると弁解するが、日にちから言って財務当局に提出する日限はとっくに過ぎている。

被告市および被告市の職員でもある山本事務局長にとっては、乙13、乙14のとおり常勤事務局長がいて非常勤館長がない構成だったのである。

エ 乙8の整備計画表のおかしさ

(ア) これまでの案

被告財団は第2準備書面16頁において「組織変更案は被告財団の懸案事項として長時間にわたって検討されてきたこと明らかである。」と主張する。

しかし、被告財団が、2004(平成16)年4月から現実に実施した館長プロパー化は、2案(B-1案とB-4案)のみで、他は嘱託館長のままである。

2004(平成16)年に館長をプロパー化するB-1案も、事務局長に代わる次長を04年から入れ、市派遣は合計3名となっている。被告らが主張する市派遣が困難、市派遣の減員が必要というが、市派遣の減員はない。

このようにおよそ、「組織変更案は被告財団の懸案事項として長時間にわたって検討されてきた」などと言うことはない。

(イ) 事業課長のプロパー化

乙8の整備計画表では2004(平成16)年度の事業課長

は、市派遣となっている。

専門性を要するポストで、市派遣から適材を探すことが困難であると被告らは主張しているにもかかわらず市派遣とされている。

市派遣は困難且つ給与が高い上に、市派遣は3年までが原則で人によって原則を曲げることはしてはならない（丙25山本陳述書12頁）と言うのであれば、次年度、次次年度も市派遣事業課長が3年続き、財政上でも負担が続くことになる。

乙8では、予算増となるので事業課長プロパー化を言い出しかねて2004（平成16）年はプロパー化せず、次年度2005年度の課題としたとの被告らの主張とも矛盾する。

その上、乙8では、2004（平成16）年度市派遣の事業課長は、翌2005（平成17）年度は、事業課長職がプロパー化されるので、行き場はなくなり、1年のみの繋ぎの事業課長を勤めることになり、事業の専門性や継続性は度外視されてしまう。

財政課と交渉のため乙8を作成したと言うからには、男女共同参画の事業の推進力となる専門性を備えた派遣されるべき具体的な市職員の誰彼を念頭におかなければならない時期のはずであるが、具体的な人材探しも全くない（武井尋問、29～30頁）。

実際は、事業課長についての市派遣を考えておらず、プロパー化の予定と人材のメドをつけていたとしか考えられない。

山本第2次試案では、事業課長は、2004（平成16）年度は、5案では、プロパー館長ないしは事務局長（市派遣或いはプロパー。1案は局長に代わる次長）の兼任となってい

る。事業課長を2004(平成16)年にプロパー化する案はない。事業課長をプロパー化するのには2006(平成18)年(B案すべて)、2005(平成17)年(A案)を予定していた。

このようにおよそ、事業課長についても「組織変更案は被告財団の懸案事項として長時間にわたって検討されてきた」などと言うことはできない。

オ 原告排除をどういう形でするかだけが問題だった

結局、2003(平成15)年5月には密約によって原告排除は決まっており、その方法としての組織体制の変更の方法を被告市と山本事務局長とで協議してきたのであり、原告排除をどういう形でするかだけが問題だったのである。

山本事務局長は、山本陳述書(丙25・10頁)で以下の2点を挙げているが、いずれもいかにもおかしく、苦しい言い訳というしかない。

(ア) 事業課長のプロパー化をせず非常勤館長とパートの減員で、体制強化にならないが、財政当局が2名(館長と事業課長)の同時プロパー化を承諾しないだろうから

(イ) 館長の職名は施設管理者のイメージ、国流と合せるとの部長の主張に、職名へのこだわりから財政当局と交渉の時期を逸したくないと同意した

(7) 手続きの異常性

ア 密かにとられた手続き

被告らは、乙8の組織変更案を決定したが、その策定・決定過程については、本郷部長の指示で武井課長と山本事務局長の2人で、8月末以降、頻繁に策を練り、10月10日ころ、部長の最終了解を取って案を決定したと主張する。全く、異常な

組織変更の策定、決定手続きである。

しかも協議をする場所についても、一切被告財団の建物を使うことなく行っている。

密約の実行策として組織変更の形を執ったが故に、その策定、決定の手続きの過程でも、絶対の秘密を保持しなければならなかったのである。

イ 被告財団を無視して進められた

被告財団は、山本第2次試案について、「被告財団の事務局において事務レベルの検討を始めるために作成されたいわゆる『たたき台』であって、評議員会や理事会に諮られたこともなければ、被告財団としての考えを纏めたものでもない」（財団準備書面1）と主張している。

この「たたき台」も被告財団事務局には示されていないことは被告らも認めるところである。

更に、乙8については、被告財団の山本事務局長以外は誰も知らずに方向性が決定された。

被告財団の前記準備書面でも、評議員会や理事会での協議・合意が先行すべきと考えて主張しているのは当然であるし、現に5月13日には山本は「秋頃には意見交換会を開催する」と、評議員会で公言し、意見交換会を10月に予定していた（甲71-1・7頁の山本事務局長の発言）。

しかるに、評議員会や理事会での協議・合意は全くなく、密かに決定された乙8の組織変更は、10月20日に市長が了承後、10月30日に財団理事長が了承している。

理事長より先に市長が了承するのは、豊中市に対して主体性が全く見られない被告財団では当然のことではあっても、通常は順序が逆である。しかし、中・長期展望で行う組織変更は、

被告財団にとっても、理事長単独で了解できる事項ではなく、評議員会の意見を聴いて理事会に諮ってもらいたいとするのが理事長がとるべきルールである。

表に出すことが出来ず、事を秘密裏に行う必要性を理事長が良く知っていたからこそ、評議員会の意見も全く聞かず、理事会に持ち出すこともなく、単独で決定、即実行のGOサインを出したのである。

ウ 秘密主義と周到性

原告に秘密裏に進めたのみならず、職員からも事態が漏れることを恐れて、知られない様に極秘に事を進めており、被告らの秘密主義、周到さは、異常である。

山本事務局長自身が、被告財団の部内会議には6月9日の事務局運営会議に第2次試案の一部を資料として出した以外の部内協議をしなかったことを自認している。

乙8は、被告財団では山本事務局長のみが知っていたことは被告豊中市の本郷部長らも認めている。

山本事務局長は「平成15年11月12日の市民要請署名以降は、原告三井に秘密にした」（丙25陳述書・18頁）と自認しているが、それ以前も組織変更の決定を秘密裏に行い、豊中市からの突然の雇止め通告（11月8日）以外に原告に全く知らせていないことは証拠上明らかである。

6月9日の運営会議後の毎月行われる運営会議、全体会議、女性政策課との定期会議など各種会議（甲95）で協議を全くしていない。しかるに、他方では、非公式に頻繁な協議をこっそり行い、決定したばかりか、後任の選定や依頼、首切り通告を、着々実行に移していたのである。

(8) 組織体制強化にはならない組織変更案の実施

ア 被告財団が実施した組織変更案

被告財団が実際に実施した組織変更案は、第2次試案の館長常勤化・事務局長廃止のB-4案に最も近い職員体制であった。

そして、この案は、桂証人の証言（桂尋問13頁）にもある様に、新館長には、男女共同参画の仕事を分担させるシステムとはなっておらず、事業の発展と体制強化とはなっていない。

イ バックラッシュ勢力との密約では、男女共同参画条例の通過と引き換えに原告の館長更迭が約束された。バックラッシュ勢力は、条例という形式は受け入れ、いわば名を捨て、原告の解雇と組織体制の変更の名で行われたすってぷの弱体化、引いては条例の実施、具体化の阻止という実を手に入れたのである。

3 原告排除の意図に支配された組織体制の変更と不公正な選考過程

(1) 原告排除の意図に支配された組織体制の変更の経過

山本第2次試案と乙8に示された組織変更案は、被告豊中市とバックラッシュ勢力との間の密約実行のために、原告排除を目的として作成されたものであることは、前項に詳述したとおりであるが、乙8の組織変更案作成以降の経過からも、被告財団の組織変更が、原告排除のために行われたものであることは明らかである。

ア 被告豊中市とバックラッシュ勢力との連動した動き

被告豊中市とバックラッシュ勢力との密約が成立したと考えられるのが、前述のとおり2003(平成15)年5月下旬のことである。そして6月9日に山本は初めて第2次試案をすってぷの運営会議に資料提示したとしている。

この直後の6月24日に、原告が行った館長出前講座が、後

日「館長は、専業主婦は知能指数が低いと言った」などという、全く根も葉もない誹謗中傷を受けることになる。中傷の発端は、北川議員の関係する集会での参加者の発言であった。

そして原告が、組織変更案を本郷から始めて説明を受けたのは、2003(平成15)年11月8日のことであるが、この4日後の同年11月12日の夜には、ファックス「豊中市とすてっぷへのバックラッシュ(ある勢力の攻撃)の件」を見た北川議員が、本郷を怒鳴りつけたと、原告は、この日の夜の山本からの電話で知らされている(甲70・55頁)。そしてさらに3日後の11月15日には、バックラッシュ勢力による糾弾会とも言うべき交渉が行われている。武井・米田・山本そして原告の女性ばかり4名は、「すてっぷは三井カラーに染まっている。」「私達は三井さんを館長にしている市の責任を問題にしている。」などと関係団体の3名から追及された。そして北川議員の怒号や机をたたく音が夜遅くの市役所に鳴り響いた。

不思議なことは、北川議員が本郷を怒鳴りつけたとしているのに、この11月15日の交渉には、本郷は一切同席していないことである。この11月15日の交渉が、バックラッシュ勢力によって、真に、市の責任を問題とする機会と位置づけられていたのであれば、本郷が同席しないで行われることはありえない。しかしこの15日の交渉は、すでに市とバックラッシュ勢力との密約が成立した後の、バックラッシュ勢力から被告豊中市に対するダメ押しと、原告に対する威嚇を目的として行われたとするならば、本郷が同席せずに行われたとしても何ら不思議なことではない。

このように、組織体制の変更のために、山本や本郷が何らかの動きを始めるのと連動するかのよう、バックラッシュ勢力

の原告に対する攻撃が行われていることは、この組織変更が、被告豊中市とバックラッシュ勢力との密約に基づくものであることを強く疑わしめるものである。

イ 原告に対する情報からの徹底した排除

被告らは、山本第2次試案(丙21・甲8)が、2003(平成15)年6月9日の運営会議で議論され、原告が了解したかのように主張するが、そのような事実のないことは、前述のとおりである。

そしてその後、組織変更案は、被告財団の会議において正式に議論されることは一切ないままに、山本事務局長と本郷部長・武井課長の間で、密かに協議が行われた。その結果、乙20そして乙8が作成され、被告豊中市は、乙8・乙11を使って予算要求をし、2003(平成15)年10月中旬には予算確保の目処もつき、常勤プロパー事務局長候補者のリストづくりも行っていた。しかしこの間も、原告には一切の情報は示されなかった。

そして組織変更のことが、初めて本郷部長から原告に伝えられたのは、2003(平成15)年11月8日のことである。しかしこの時も口頭でのものであって、原告には乙20も、乙8も示されていない。そしてこの時期において、被告らが想定していた組織変更案は、乙8の事務局長一本化案であったはずであるが、11月8日に本郷から原告に伝えられた内容は、「館長と事務局長を一本化するという体制変更案」というものであり、事務局長一本化案であることを明示していない。そのため原告は常勤館長一本化案であると理解していた。そのような理解は、決して原告だけのものではなく、原告よりは、組織変更案の情報を知らされていたはずの理事長も館長一本化案であ

ると理解していたことが明らかであるし、副理事長についても同様であった。

そして被告らは、原告がこの11月8日の段階で「残念だが、仕方がない」と述べたとし、原告の了解が得られたとして、候補者打診を始めたとしている。しかしながら、この11月8日の本郷の説明でも、組織変更は最終的には、理事会で決定するというものであり、その理事会も経ない前に、原告が「仕方がない」などと組織変更案を了解するような発言をするはずのないことは、前述したとおりである。

しかも本郷は、2003(平成15)年10月20日の段階で、組織変更についての市長の了承も得て、常勤プロパー事務局長候補者の一覧表も市長に示して(乙22・14頁～15頁)、市長から「それで(候補者の一覧表)当たれという了承のもとに打診しました。」としている(甲46・37頁)のである。市長の指示は、「それで(候補者の一覧表)当たれ。」ということであり、原告の了解が得られればそれで当たれなどという条件付きのものでは全くない。要するに、被告豊中市にとっては、原告の了解がとれたから組織変更を行うというのではなく、原告の排除こそが目的であったから、原告の了解如何に関わらず、組織変更案は実施されるべきものであった。

そして被告豊中市は、2003(平成15)年11月11日から候補者の打診を始めたとしているが、10月20日の段階で、候補者リストも存在して、市長の了承も得ているのであるから、この直後から候補者の打診を始めていたと考えられる。

また山本は、原告の留任を求める市民の要望活動が行われたり、2003(平成15)年11月12日に、原告の留任を求める電話を知人から受け取ったりしたことを口実に「今後の体制

変更に向けた動きについて一切、原告に知らせるわけにはいかなないと判断しました」(丙25・19頁)としている。原告に対する情報からの隔離は、バックラッシュ勢力との密約成立以降、一環して行われてきたことであって、この時点において始まったことではないが、このように財団事務局長の山本が、原告に情報を知らせないようにしていたと公言してはばからないことこそ、組織変更案が原告排除の意図に貫かれていたことを端的に示している。

そして原告は、2003(平成15)年12月15日に組織変更案の見直しを求める甲33を提出したが、その後の同年12月19日になって本郷は初めて、組織変更案は、館長を置かず、事務局長一本にするというものであることを原告に伝えた。しかしこの時も、組織変更にかかわる文書は原告には、一切示されていない。

その後、組織変更案は、2004(平成16)年1月10日の理事長・副理事長会議で、事務局長一本化案ではなく、常勤館長に一本化する案に変更され、臨時理事会の開催日も2月1日に決定されたが、そのいずれの内容も原告には伝えられなかった。原告は、この1月10日に、「いつから私を裏切るようになったのか。」と山本を問いただし、山本は「私は三井さんを裏切りました。」「私は三井さんにうそをつきました。」と自白しているが、それでもなお山本は、この1月10日の理事長・副理事長会議の結論や2月1日の臨時理事会開催の件を原告に伝えていない。

原告は、1月15日に山本に対して、臨時理事会の開催日を確認するファックスを送って初めて、2月1日に開催されることを知った。また原告が、組織変更案について、事務局長一本

化案から常勤館長に一本化する案になっていたことを知ったのは、理事会の開催1週間前の1月24日に、山本に対して「議案を見せてほしい」と要求し、理事会にかけられる体制変更についての議案(甲30)を入手してはじめてのことであった。もしも原告が、この組織変更案の変更を、理事会の開催1週間前にしろ、事前に知ることができていなかったら、原告は臨時理事会開催より前に、常勤館長職に応募の意思を表明することすら不可能であったと考えられる。

この点で、原告に対して正確な情報を伝えないことは、原告が被告らの組織変更に対して、原告の立場を守るためにしかるべき行動にでることを妨げ、原告を排除するねらいがあったものと考えられる。

ウ 原告に対する裏切りを自認する山本事務局長

山本は、2003(平成15)年夏、日常会話において「館長が常勤化された場合、常勤館長は第一義的には三井さんですが、常勤は可能ですか。」と問いかけ、原告が全く深く考えもしないで「常勤は無理よね。」と言ったその言葉を、その後、本郷に報告している。そして被告豊中市は、原告のこの言葉を、後々、原告を常勤館長職から排除する口実に最大限利用している。

しかし山本自身、原告のこの言葉を、原告の動かしがたい意思を表すものとは受け止めていない。それは山本が、この2003(平成15)年夏以降の同年11月8日に、原告から、館長と事務局長を一本化するという案を知っていたかと尋ねられて、再び「第一義的には三井さんにお問い合わせということです。」と言っている(甲70・61頁)ことから明らかである。もしも原告について、常勤が確定的に無理と山本が理解していたのなら、原告から、館長と事務局長を一本化するという案を

知っていたかと尋ねられた際に、「第一義的には三井さんをお願いするということです。」などと言っても無駄なことである。むしろ「三井さんは常勤は無理ということですから、どなたに常勤館長をお願いすればいいでしょうか。」と相談すればよいことである。ところがそれをしないで、再び山本が「第一義的には三井さんをお願いするということです。」と言っているのは、自らの背信を何とか取り繕うとしたからである。その背信とは、館長常勤化の組織体制変更案を、正式なものとして原告に一度も説明をしたことがなく、したがってまた、常勤が可能かどうかについて正式の場で一度も確認することないままに、原告を排除して、候補者リストづくりを行い、市長の了解をとって候補者打診を始めていたことをさす。

そして2004(平成16)年1月10日に、原告に問い詰められた際には、ついに山本は原告に「うそを言った」こと、原告を「裏切った」ことを認めたのである。

このように財団の事務局長という原告が最も信頼を置かなければならないはずの職員が、原告を裏切っていたことを自認する事態こそ異常なものである。そして原告の排除を至上命令とする外からの圧力、すなわち密約の存在こそが、山本事務局長をして、そのような状況に追いやったと考えられる。

エ 桂に対する事実上の採用決定

被告財団は、「2003(平成15)年12月頃、被告豊中市人権文化部長兼被告財団理事、被告豊中市男女共同参画推進課長が、事務レベルの段階として、内諾が得られれば理事会で承認されるはずとの見込みで、候補者の意向の打診をしていたが、「新館長」と事実上決定したこともなく、また、事実上決定できる立場にもない。」(被告財団準備書面1・14頁)と主張し

ている。もしも被告財団が、そのような事実上の決定を行っておれば、公正な選考を疑わしめる最も大きな理由となるからである。

しかしながら桂の尋問やその他の証拠によって明らかになったことは、まさに、被告豊中市が、情報を操作して桂に常勤館長への就任を決意させ、桂に対して事実上の採用決定を行っていた事実である。

すなわち本郷と武井は、2003(平成15)年12月11日に、桂に対し、原告は了解しているとか、常勤は無理であるなどと説明して、就任要請を行ったが、同年12月15日に原告が、甲33の申し入れを本郷に行った翌日においても、そのような事実は一切伏せて、桂を説得し、就任要請を受けることを決意させた。

そして同年12月22日には、本郷と武井が寝屋川市を訪れ、寝屋川市の担当部長から桂退職の同意をとりつけ、2004(平成16)年1月15日の寝屋川市の広報には、桂の後任職の募集まで行われている。

そして本郷らは、2004(平成16)年1月15日に桂と面談した際にも、原告は4年は続けたい意向で、9月までは原告が館長であると説明して、ここでも桂に原告の意思をありのままに伝えず、桂を安心させた。そして同年1月29日に原告が、甲23の書面を理事長および理事に送付して、常勤館長職への応募の意思を明らかにし、2月1日の臨時理事会で、常勤館長を選考によって選任することが決まり、原告が候補者になる可能性が現実化した段階においてもなお本郷は、2月9日の桂との面談で、原告の意思を桂に伝えなかった。そして「豊中に行くことを保留にします。」「三井さんが残りたいと言っているの

に行く気はありません。押しつけていく気はありません。」という桂に対し、山本は「そんなあ。」と言ひ(甲85)、本郷は「桂さんしかいない」と言い切って、桂に就任の決意を翻意させないようにしたのである(桂尋問5頁)。

そして桂は、被告豊中市から就任要請を受けるなかで、「候補」という言葉は全く聞いておらず、「選考」があるということも認識していない。ただ選考委員会を立ち上げなければならぬと聞いたという理解にとどまっており、しかもその選考委員会は、あくまでも形式的なものと聞かされ(桂尋問5頁～6頁)、原告が面接を受けることも知らされていなかったのである。

まさに桂にとって、面接を受ける以前に、採用は決定していたのであり、だからこそ、本件裁判が始まった後に、被告豊中市が「桂館長は、最初から自分もひよっとしたら選考に落ちるかもしれないと承知していた」という原告への反論を作っているのを知って、「採用前にあれだけ打ち合わせておきながら、なんてひどいことをする。」と怒り、弁護士在所へ行って「それ、嘘です。直して下さい。部長は『あなたしか居ない』と言っていたのに。」と抗議しているのである(甲85・2頁)。

このような桂に対する事実上の採用決定は、原告に対する排除と表裏の関係にあるものである。そして被告豊中市が、桂に対してこれほどまでの情報操作や懇請をして、事実上の採用決定を行ったのは、原告を排除すること、そこにこそ組織体制変更の目的が存在したからである。

(2) 原告排除の意図に支配された不公正な選考過程

被告財団は、「被告財団は、理事会決定に基づき公正な選考を行うため職員採用選考委員会を設置し、同委員会で選考基準を設

定して公正な選考をした。」(被告財団準備書面1・14頁)とし、また被告豊中市も「選考委員は前述したように『バックラッシュ』勢力と対峙することはあっても、これに屈するものではない理事中から選任されたものであり、男女共同参画の推進に意を用いている方々であって、今後財団が男女共同参画を推進していく常勤館長として、どなたが、適切であるかの観点から選考について公平かつ真摯に取り組み、選考委員5名全員一致により原告を不合格とし、他方を合格としたものである」(被告豊中市第2準備書面・21頁)として、本件選考過程の公正さを主張する。

しかしながら本件選考過程そのものが原告排除の意図に支配され、不公正なものであったことは、あまりにも明らかである。

ア 財団職員採用要綱違反

常勤館長の採用にも、「財団法人とよなか男女共同参画推進財団職員採用要綱」(甲29)の適用があることは、被告財団も認めており、被告財団は「常勤館長の採用について上記要綱の適用があることを前提として、採用方法について公募と選考のいずれによるかを検討したうえで、選考委員会による選考採用によることを決定し、試験方法は書類審査と面接審査によることとした」(被告財団準備書面1・17頁)としている。しかしながら同要綱によれば、第2条において「職員の採用は、より客観的な判定方法を用い、能力の実証に基づき、職務遂行能力を正確に判定して行うものとする」とされ、同要綱8条(3)によれば試験の方法は「一次試験として筆記試験を実施し、二次試験として面接を行う」として「筆記試験」と「面接」が要求されているのである。被告財団が「書類審査と面接審査によることとした」としているのは、明らかに要綱に違反しているものである。このように、より客観的な判定方法である筆記試験

を行なわず、恣意的な判断の入りやすい書類審査と面接のみにした点においても、本件選考過程の不公正さは明らかである。

イ 本郷が選考委員の1人であること自体で、選考委員会は不公正である

被告豊中市は、選考委員は「『バックラッシュ』勢力と対峙することはあっても、これに屈するものではない理事中から選任された」などとしているが、すでに述べたとおり、本郷は、バックラッシュ勢力に屈した被告豊中市の人権文化部長である。そして、前述のとおり、本郷は、2004(平成16)年2月9日の時点において、なお桂に対し「あなたしかいない」と言い切った人物である。

本郷は、選考委員会を設置することを決めたのは、1月10日の正副理事長会議であるとし、この時に、「私は大変なことになったということで、その時に武井課長と話をし、もし万が一、(桂が)適任でないというふうに判断が下った場合には、これは何とか仕事をみつけるしかない、これはだれにも言いませんが、恐らく部の職員もだれも知りませんが、これは最悪の場合、そういうことも考えないかな、我々が辞表出して謝っても済む問題やないというふうに、私は覚悟を決めました。」(本郷尋問76頁)と述べている。この本郷の動揺が事実であるとすれば、それは本郷らが、これまで桂に対して、事実上の採用決定を行ったものとして接してきたことが原因である。ところがこの1月10日の後である、2月9日においても、なお本郷は、桂に対して「あなたしかいない」という言葉で、桂の翻意を防いだのである。もしも桂が適任でないというふうに判断されたときに、辞表を出して謝っても済む問題ではないなどと責任を感じるのであれば、桂が自ら常任館長に就任する

ことを保留すると言い出した時に、その意思を尊重して翻意を受け入れておけば、自らの責任問題に発展することもない。ところがそうするどころか、なお桂に「あなたしかいない」と言い切ったのは、それほどまでに本郷の原告に対する排除の意思が強かったということである。と同時に、選考委員会の結論を左右することなど、本郷にとっては極めて容易なことと考えていたことを示している。

本郷の原告に対する排除の意思がそれほどまでに強かったのは、組織体制の変更そのものが、バックラッシュ勢力との密約により、原告の排除を目的としていたからである。

そして選考委員会の結論を左右することが、本郷にとって、いかに容易なことであったかは、以下のような事情を考慮すれば明らかである。

(ア) 選考委員の選任に影響力を行使しうること

選考委員会の委員長および委員の任命権は、理事長にある(職員採用要綱第4条2項・甲29)が、「私の責務は、事務局長と豊中市の報告に最大の信頼を置いて行っている」という理事長(高橋尋問33頁)のもとで、選考委員会の委員の選任に影響力を行使することは、本郷にとって、きわめて容易なことであった。現に選考委員は、2004(平成16)年2月2日に、山本が、理事長、本郷、武井に相談しながら決定しているのである(丙25・26頁)。

そして選考委員に決定されたのは、下記の5名である。

- ・松倉信之(連合大阪豊中地区協議会議長)
- ・岸本千枝子(株アクションクルー取締役社長)
- ・本郷和平(豊中市人権文化部長)

- ・弘本由香里（大阪ガス(株)エネルギー文化研究所客員研究員）
- ・吉井佳容子（読売新聞大阪本社事業局部長（企画委員））

委員長は松倉氏とされたが、同氏は、2月1日の理事会を欠席しているが、この日ばかりだけでなく、2002（平成14）年度、2003（平成15）年度とも理事会に出席したことがない人物である（丙37-9）。そして同氏は、連合大阪豊中地区協議会議長である。北川議員の所属会派である「新政とよなか」は旧民社党系の流れを汲むが、「連合」と旧民社党との関係の深さは公知の事実である。

岸本氏は、理事会懇話会において、原告に対して、以下のとおり否定的な評価の発言をしている。「バックラッシュって例のファックスを見たときは、とても無礼ですけど、なんだこんなものかという気持ち。もっとひどい目にあっているわけ。現場では、……三井館長が……まったく事実無根のことを捏造されて自分の名誉を傷つけられていることは、自分の価値観に照らして許しがたいと、たぶんなったと思うのです。そのときは、自分の価値観だから、個人の価値観なわけね。それで、公職にある身の価値観はどうであったかというバランスの部分が私はとても心配になったわけ。」（甲159・33頁）

この岸本氏の発言に対して、原告が、副議長のところへ言いに行くことさえ、被告豊中市から行かないでくれと、延々言われたことを説明した際、「数分、1～2分で聞けるだろうと思った、結果としてそうだったんですけど」と言ったのに対し、岸本氏は「その2～3分で答えられるはずの話だというふうに思って、2～3分で済むと認識する

自分、そういうことを聞きに行ってもいいと思う自分というものの、相手との距離感が私は引っかかります。」(甲159・33頁～34頁)となおも、原告の行動に対する疑問を呈していた。

吉井氏は、本件裁判になって丙34を提出してきた人物である。

しかしこの丙34は、後述のとおり多くの疑問がある。このような合理性を欠く書面を提出してきた吉井氏であって見れば、本郷や山本からは、当初から、吉井氏を、被告らを擁護してくれる立場の理事と受け止めていたことは明らかである。

残り1名は、弘本氏であるが、同氏は2月1日の理事会を欠席している。そして松倉氏と同様、この理事会のみならず、2002(平成14)年度、2003(平成15)年度の理事会に出席したことのない人物である(丙37-9)。

以上から明らかなどおり、5人のうち3名は2月1日の理事会の出席者であり、この出席者のうち1名の本郷は、桂しかいないと言い続けてきた人物である。そして1名は、原告に反感を持っていたことが明らかな理事であり、もう1名は、被告らを擁護する立場であることが、本件裁判で提出した証拠からも明らかな人物である。そして残り2名は2月1日の理事会の欠席者であるが、この日のみならず、2002(平成14)年度、2003(平成15)年度の理事会に一度も出たことのない理事であり、被告財団の問題を自らの意思で判断しようとする姿勢に乏しい理事であると言わざるをえない。このような理事であって見れば、当然ながら、選考委員会の場においておいても、本郷らの意

見に抗して、自らの意見を主張することなどおよそ期待できなかつたと考えられるし、本郷や山本は、そのことを見通して、彼らを選考委員に選んだと考えられる。

(イ) 理事にはすでに先入観をもたせていた

本郷は、選考委員に、理事会を欠席していた理事を委員に入れた理由について「理事会ではかなり、4時間にわたって三井さんの説明とか、私の説明、いろんな説明、意見が出ましたから、そのことを、やっぱり先入観のない人も入ってもらった方がいいんじゃないかということで、欠席した人も入れているわけです。」(本郷尋問79頁)とか、「やっぱり白紙の状態で見ると人が要るんじゃないかなというふうに……別に私が決めたわけではありませんよ。そういう意見が出たということです。」(本郷尋問79頁)などと説明している。しかしながら、理事は、2月1日までの段階で、すでに白紙の状態ではなくなっている。

すなわち山本と武井は、2004(平成16)年1月16日から31日にかけて、財団の各理事を訪問している。訪問の目的について本郷は、理事会開催前に、ある理事から「1月15日のインターネットですてっぷに関して『豊中市に抗議の要請』の内容が掲載されていたが一体何のことか？」との問い合わせが財団事務局にあったこともあって、この問題に対する説明と、併せて理事会議案の内容を事前に説明して当日十分に審議してもらえるよう各理事を訪問説明したとしている(乙22・33頁、丙25・21頁)。被告豊中市に対する抗議の要請に対する弁明であり、しかも原告の同席しない、山本・武井の理事に対する説明であって見れば、本件裁判での被告らの主張のごとく、事態の

責任をすべて原告に転嫁する説明が理事たちに行われていたであろうことは、容易に想像のつくことである。従って、2月1日の理事会の欠席者は、白紙どころか、事前に被告らの立場を山本や武井から聞かされている者であり、2月1日の理事会での原告の発言を聞いていない分、2月1日の出席者より原告に対する反感を強く抱いていたと考えられる。

(ウ) 面接後の意見交換で、影響力を行使しうること。

最終的な合否の決定は、面接審査の後、委員間で意見交換をした後でなされている(丙25・27頁)。本郷は、1月10日の正副理事長会議で、選考委員会が設置されることになったとし、その際、桂が不適格ということになれば「我々が辞表出して謝っても済む問題やないというふうに、私は覚悟を決めました」(本郷尋問76頁)とまで考えたというのであるから、面接審査の後の意見交換において、万一、原告を押し立場の選考委員が出てくれば、それこそ自らの首をかけて、桂擁護に回ったであろう。恐らく、前述のような理事への事前の根回しや、選考委員選任の過程における選別で、原告を支持する理事は、選考委員に入り込む余地のない状態に置かれていたと考えられるが、仮にそのような理事が、選考委員に出てきたとしても、本郷は、自ら選考委員になることによって、意見交換の際に、決定的な影響力を行使しうるように手を打っていたと考えられる。

ウ 吉井報告書(丙34)は原告への偏見に満ちたものである。

(ア) まず同報告書が明らかに事実に基づかずに記載している点として、「選考委員会では、事務局から選考対象者二人の

履歴書、応募動機などの資料のほかに選考基準や選考方法などを記したペーパーが配られました」としている点がある。選考委員会は、選考対象者から「応募動機」についての資料は提出させていない。このことは桂も認めている(桂尋問7頁)。このように選考のための資料という重要な点で事実と異なる記載をしている同報告書は、果たして吉井氏が自らの記憶に基づき記載されたのかという基本的な点に疑問を抱かせるものである。

- (イ) また吉井氏は、原告について「専門性や事業への熱意は並々ならぬものが感じられましたが、財団の現状と今後の課題などについては、3年間館長をしてこられた割には、十分認識しておられるとは思えず、一般論、理想論に終始しがちでした。」とし、他方桂に対しては「自分のリーダーシップの欠如を正直に認めながらも、他市の男女共同参画センターでの勤務経験を生かし、職員と協調しながら、地域に根ざした活動を住民とともにやっていきたい、というビジョンをととても真摯な態度で語られました。」としている。

要するに原告は、財団の現状と今後の課題などについては、十分認識しておらず、一般論、理想論に終始したというのがマイナス評価であるとしている。しかしながら、具体的に、財団のどのような現状についての認識が欠如していたというのか、およそ明らかでない。そもそも原告に対してなされた質問とその回答は、甲66のとおりであるが、財団の現状について具体的な答えを求めるような質問はそもそもなされていない。回答は、質問との関係で決まるものであり、質問が一般的、抽象的なものであれば、回答もそうならざるを得ない。それでも原告は、現館長であると

いう立場から、館長出前講座の経験を例に、地域に出向いて、男女共同参画というテーマを、さらにひろめていくことの必要性を具体的に語っている。

他方、吉井氏の桂に対するプラス評価は、他市での男女共同参画センターでの勤務経験を生かし、職員と協調しながら、地域に根ざした活動を住民とともにやっていきたい、というビジョンを語ったという点にある。しかしながら、この桂の回答こそ、一般的、抽象的なものである。この点については、本郷の尋問でも、桂が具体的にどのような提案をしたのかという点については、「具体的な提案は、そのときはあんまりなかったと思いますが。」（本郷尋問 83 頁）と認めている。

この桂の回答にある「地域に根ざした活動を住民とともにやっていきたい。」という点で言えば、原告も「豊中市では男女共同参画推進条例ができたばかり。その条例の精神を、豊中という社会のすみずみに浸透させる、その市民活動の拠点に、というビジョンを持っている。」（甲 66）と述べている。桂の回答と原告の回答を比較して、桂が明らかに優れているなどと言いうるものではないはずである。にもかかわらず、桂の評価が明らかに高いと断定する吉井氏には、原告に対する偏見があるか、被告らを擁護しなければならない立場にあるとしか考えられない。

- (ウ) また吉井氏は、「豊中市が12月の段階で後任を桂さんに絞り、本人には事実上『内定』のような言い方をしていたということは、今回の裁判の過程で初めて知ったことで、われわれ理事には知らされていませんでした。」としている。しかしこれも当時の理事の認識からしてあり得ないことで

ある。2004(平成16)年2月1日の理事懇談会において、本郷は「館長人事は市長の意向も働くわけです。正直言いまして、市長が議会に提案するのに、どなたが館長か、市長が了承していない方を議会に上程するというのは、今後の議会運営からもいろいろ問題が出ます。市長もその辺については全然知らないということにはならない。ということで、リストアップにつきましては、失礼な話ですけども副理事長にも相談なしですけども、市長と理事長に10人くらいのリストアップしたものをあげております。それで当たれという了承のもとに、打診しました。しかし結果的に了承を得られたのはお一人です。対象は、今のところお1人です。」(甲159・37頁)と説明している。そしてこの説明を聞いていた理事からは「今の話を聞いていてすごくショックなんですけれども、理事長が帰られた後で、10人の名前がリストに挙がっていて、市長と話していてなんとかかんとかという話だったら、さっき公募にしようか、選考にしようかといっていた話し合いは何だったのかとってしてしまう。」(甲159・38頁)との意見まで出ていた。本郷の説明を聞いた理事は、すでに館長の後任は事実上決まっていると受け止めたからこそ、ショックを隠せなかったのである。そしてそのような理解は、まさに当然のことであって、原告は1月29日の段階で初めて、常勤館長職に就任する意思があることを理事たちに伝えたものの、これまでは、全く候補者としての扱いにもなっていない。そのような状況のもとで、被告豊中市が、市長の意を受けて次々に就任を打診していき、結果的に1人だけから了承を得られていると聞かされれば、それは少なくとも

内定(実際はそれ以上のものであった)であると受け止めるのが当然のことである。にもかかわらず、吉井氏が「豊中市が12月の段階で後任を桂さんに絞り、本人には事実上『内定』のような言い方をしていたということは、今回の裁判の過程で初めて知ったことで、われわれ理事には知らされていませんでした。」と述べているのは、先のような理事会懇話会のやりとりからしても、およそ現実離れした認識というほかない。

エ 桂が原告より常勤館長にふさわしいとする合理的な理由は見当たらない。

(ア) 2004(平成16)年2月1日開催の理事会の議案に添付された議案参考資料(丙14)において、「平成12年11月に開設した『すてっぷ』では、男女共同参画の推進に関する情報の収集・提供や性別による人権侵害等の相談事業、市民活動支援、講座の開催、広報・啓発など、多様な事業が展開され、年々利用率も向上している。また『すてっぷ』の取組がマスコミに再々取り上げられるなど、その存在感が徐々に高まっている。」とされている。このように原告が館長として在籍した3年半の実績については、高い評価がなされている。

(イ) そして山本も2度にわたって、「館長が常勤化された場合、第一義的には三井さんです。」という言葉述べている。そして山本や本郷は、原告を常勤館長の候補者から外した理由を、もっぱら、原告は常勤は無理であるということに求めていた。しかしそれが原告を候補者から外した真の理由であるならば、原告が常勤館長への就任を希望すると意思表示した2004(平成16)年1月29日の時点で、原告

を常勤館長の候補者から外す合理的な理由はなくなったはずである。そして桂も、2004(平成16)年2月9日の時点において「豊中に行くことを保留にします。」「三井さんが残りたいと言っているのに行く気はありません。押しつけていく気はありません。」と明言していたのであるから(桂尋問5頁)、原告を常勤館長に就任させることのできない合理的な理由はおよそ見つからない。にもかかわらず本郷は、桂に「あなたしかいない」と言い切って、原告排除の方針を貫いたのである。

- (ウ) このように、原告を排除する口実がなくなったことから、被告らは、もっぱら選考委員会の合否の結果のみで、桂を原告より常勤館長にふさわしいものとしている。しかしその選考委員会の合否の判断の過程は、そのような結論を導きだせるものでは全くない。

丙18によれば、原告について「財団事業について現状の課題を十分把握しているとは言えず、今後の方向性を見据えたビジョンを明確に描けていない。」とされている。しかしこのような評価をした理由について、本郷は「三井さんは、出前講座をもっと積極的にしたいとか、あるいは男女の条例を隅々まで浸透させたいとかいう、そういう一般論、抽象論で、そのために何をどうすればいいのかという、そここのところの答えがなかったということで、こういう一般的、抽象的まとめになっているんだというふうに私は思います。」(本郷尋問83頁)としている。しかしながら原告は、そのために何をどうすればいいのかという点についても「もっと身近に知っていただくために、出前講座の対象を増やし、地域にさらに出かけていくことが必要。そし

てその内容にも工夫をかさねないといけない。」と具体的に述べている。

他方、桂について本郷は「市民主体の活動を活性化するというような、そういう地域に密着した、地域に根ざした取り組みをしていきたいというふうなことを言われたと思ってまして、それが評価されたと思ってます。」としているが、具体的に、どういうことを提案されたんですかと尋ねられると「具体的な提案は、そのときはあんまりなかつと思います」（本郷尋問 83 頁）としている。要するに桂は、市民主体の活動を活性化させるとか、地域に密着した取り組みをしていきたいと抽象的に語るだけでも評価されているのである。

しかしながらこの点で言えば、理事会の議案資料において、原告が館長を勤めてきた「すてっぷ」は「市民活動支援」を含む多様な事業が展開されていることが評価されているし、面接においても原告は、男女共同参画推進条例が出来たばかりの豊中市において「その条例の精神を、豊中という社会のすみずみに浸透させる、その市民活動の拠点に、というヴィジョンを持っている。」と述べている。そして地域に密着した取り組みについても、原告は面接のなかで具体的に語っている（甲 66）。たとえば、館長出前講座そのものが地域に密着した取り組みであるが、それだけでなく、転勤族が多いという豊中の地域的特性に言及して「転勤でこられた女性の配偶者の方には、再就職、社会活動、子育てなどで、ネットワークを必要としておられる方が多い。そうした女性たちに、必要な支援をと思っている」と述べている。またすでに述べた「第 2 館長としての実績」に

おける記載からもそのことは明らかである。

また本郷は、桂について「財団の現状や将来に向けた課題を把握している。」と評価されているのは、「地域の生活者に根付いた、地域密着型の取組みというのが、これが財団の将来方向として、条例が施行され、それで男女共同参画行動計画も運用が始まる時に、やはり、地域に密着した事業展開をやろうという、方向性が同じであったということからだと思いますけど。」(本郷尋問 84 頁)としている。

しかしながら、前述したとおり、原告もまたこれまでの館長としての実績において地域密着型の取組みをしてきたし、面接においてもそのことを強調している。にもかかわらず、何ゆえ、桂だけが評価されるのか合理的な説明はつかない。

また、本郷は、原告について丙 18 で「館長兼事務局長職の占める職位、職責、業務内容への自覚性が薄い。」と評価されている根拠について尋ねられると、「私はまとめていないから、分かりません。ただそれは、委員長が一応了承して、その文書をつくられたと思うんですけども、多分、管理監督者の心構えみたいなものを聞かれたときに、やっぱりリーダーシップを発揮するというようなことしかおっしゃっていなかったように思うんですよ。リーダーシップを発揮するという、通り一ぺんの答えではなかったかというふうに思います。」「具体的にどのような職場管理をするかということがなかったんだと思いますけど。」(本郷尋問 84 頁)と、およそ曖昧な答えにとどまっている。しかしながら、原告はリーダーシップについては、これまで

の国際会議でのトレーニング経験や、高校教員としての経験、何度も国際会議のプロジェクトを企画運営してきた経験から具体的に述べている(甲66)。他方、桂は、この点については、吉井報告書(丙34)によれば「桂さんは、自分のリーダーシップの欠如を正直に認めながら」として。このように桂は、リーダーシップの欠如を認めていても、本郷によれば、「桂さんの場合は、自分の長所や短所を十分把握した上で、職員との意思疎通を図るような、職場管理の在り方みたいなものを話されたというように思いますけど。」(本郷尋問84頁)と評価されているのである。しかし「職員との意思疎通を図るような、職場管理の在り方みたいなもの」という点で言えば、原告も、リーダーシップについて「仕事はチームワークでするものだが、そのチームの一人一人が活躍できるように下支えをし、全体としていい仕事ができるようにというような役割」であると職場管理の在り方を述べている。

また丙18において、桂が冷静で客観的な判断力を備えているとしている点についても、本郷はその根拠を尋ねられると、「そう書いていますね。私はそこまで細かいことわかりません。」「このまとめは、私は入っていませんから。」(本郷尋問85頁)などと、およそいい加減な答えに終始している。

(エ) 男女共同参画について地域密着型の取組みを評価することの矛盾

前述のとおり、桂は、常勤館長に就任してから、男女共同参画の仕事をしたのは、2004(平成16)年4月～5月までの2ヶ月のみであり、それ以降は、男女共同参画の

仕事をしておらず、桂が男女共同参画の仕事ができる仕組みにはなっていないと証言した(桂尋問31頁)。組織体制の変更でこのような仕組みになるであろうことは、組織体制の変更を立案した被告豊中市においては、事前に十分わかっていたことである。従ってまた常勤館長に求められるものは、男女共同参画の仕事についての経験や専門的能力ではないこともわかっていたはずである。

にもかかわらず、前述のとおり、被告財団は、桂が、男女共同参画の仕事をするうえでの地域密着型の取組みを考えているとして評価しているのであるが、この点においても、およそ合理的な評価とは言えないものである。

(3) 結論

以上のとおり被告豊中市は、バックラッシュ勢力との密約実行のために、本件組織体制の変更を被告財団に対して行わせた。そして被告豊中市は、常勤館長の選考委員会について、その委員選任や選考過程を支配し、原告排除の意思を貫かせて、何ら合理的な理由もなく原告を採用拒否したものである。

第7 被告豊中市の責任

1 すてっぷの人事を掌握する被告豊中市

(1) すてっぷを運営管理する被告財団は、形式上は被告豊中市とは別法人となっている。

しかし、すてっぷの人事は、予算を握る被告豊中市が全面的に掌握しており、被告財団は、被告豊中市の意向に従ってすてっぷを管理しているにすぎない。

被告財団の高橋理事長は、尋問期日において「100%被告財団の出資者である被告豊中市、90%以上の予算を持っている被

告豊中市」という言葉を繰り返した。これはまさに、何事についても被告豊中市の意向を最優先させる被告財団の姿勢の表れにほかならない。

(2) そして、財団人事の最高責任者は市長であった。

すなわち、理事長は、理事会で「すべて任免権の最後の責任は、理事長と市長にあります」と述べ(甲71-4・2頁)、法廷でも、「被告財団の関係の任免権の最終の責任は理事長と市長にあるということで間違いはない」(高橋尋問55頁)と断言した。

また、被告財団の機構改編についても、「被告豊中市の市長と考えて、細かなことはこれから決めていく」と理事会で発言していたのである(甲71-4・26頁、高橋尋問21頁)。

(3) このように、すてっぷは、被告財団の100%出資者である被告豊中市の意向に基づいて管理され、その人事の最終責任は市長にあった。

被告財団の高橋理事長は、本郷人権文化部長が言ってくる話を、すべて市長の了解の下と理解し(高橋尋問32頁)、「事務局長とそれから被告豊中市から上がってくる情報を、絶対の信頼を置いて判断する」だけであり、原告の排除も被告豊中市の意向のもとに進められたのであった。

2 原告排除にあたって、被告豊中市が果たした役割

(1) 原告排除にあたって中心的役割を果たしたのは被告豊中市

館長公募事務をおこなったのも、また、原告の雇用期間更新手続きを行ってきたのも、被告豊中市の人権文化部長であったが、原告排除にあたって中心的役割を果たしたのも、やはり本郷部長ら被告豊中市の職員であった。

前述のとおり、市職員からの情報をすべて市長が了解したもの

として100%鵜呑みにする理事長のもと、被告豊中市の職員の主導によって、館長排除計画は粛々と進められたのである。

(2) 組織変更案作成も被告豊中市主導

原告排除のためにおこなわれた組織変更は、被告豊中市職員らによって練り上げられた案を市長が承認するという形で、被告豊中市の主導により実行された。

本来、組織変更というものは財団にとって極めて重要な事項であり、変更案は、事務局運営会議、理事会、評議員会等で、十分な時間をかけ、手順をふんで検討、協議を重ね、練り上げていくべきものである。ところが、今回、原告排除のために用いられた組織変更案は、事務局運営会議等の正式な会議に諮られることなく、もっぱら市から派遣された事務局長山本だけが市の本郷部長、武井課長と協議し検討してきたものであった(山本尋問57頁)。

2003(平成15)年10月上旬、山本事務局長と武井課長が市役所で協議を重ね、最終的に本郷部長の意見を求めて、「とよなか男女共同参画推進財団の事務局職員体制について」(乙8)がまとめられた(本郷尋問40頁)が、ここに至るまで、館長であった原告はもとより、高橋理事長も、組織変更案の検討には全く加わっていなかった(武井尋問49頁)。

そして、2003(平成15)年10月20日ころ、こうしてまとめられた組織変更案を、本郷部長が市長に示して了承を得たのである。

被告財団理事長が組織変更案を知ったのは、2003(平成15)年10月30日のことであった。理事長は、被告財団内部からではなく、本郷部長、武井課長、という市職員からの説明で変更案を知らされたのである。理事長は、被告豊中市の職員からの説明であるにもかかわらず、「やっぱり100%被告財団の出資

者である被告豊中市、90%以上の予算を持っている被告豊中市とが正式に予算措置を伴う話ということは当然だと考え、これを承認した(高橋24頁)。

同年11月8日、原告は、初めて組織変更についての説明を受けたが、これも、本郷部長、武井課長からの説明であった。その際、部長らは、「市として決定した案である」「事務レベルが考え方をまとめて、それを市長が了解したということで、単に人権文化部の段階で判断したものではない」(本郷尋問13～14頁)と述べて、市長の意向による組織変更であることを明言している。

さらに、本郷部長は、同年12月16日、原告から組織変更見直しの要請がなされたことを市長と助役に報告した際、原告の申入れには応じられないとの意見を述べ、市長から「そしたらその考え方でいくように」(本郷尋問19頁)と了解をとりつけた。かかる市長による決定・指示がなされたことについて、本郷部長は、理事会においても、「計画変更はできないというのが市の方のトップの判断です」と明言している(甲71-4・41頁)。

このように、組織変更案は、市派遣の事務局長以外の財団関係者の与り知らぬところで、もっぱら市職員と事務局長によって練り上げられたものであり、これを市長が承認することによって実質的に決定されたのであった。

(3) 候補者の選任も被告豊中市が主導

候補者の選任もまた、被告豊中市が主導しておこなわれた。

すなわち、「とよなか男女共同参画推進財団の事務局職員体制について」(乙8)がまとめられるのと同時期に、武井課長、山本事務局長が候補者リストを作成したのである(武井尋問33頁、山本尋問11頁、67頁)。

そして、このリストは、2003(平成15)年10月20日、

本郷部長から市長に示され、市長はこれを承諾した(本郷尋問9頁、山本尋問66頁)。

この時期、被告財団の高橋理事長は、候補者リストを見せられていないが、「被告財団に全額出資している市の代表者として、当然、事務局のトップになる人が適任なのかどうかということを知ってもらい必要がある。」(本郷尋問11頁)、「館長人事は市長の意向も働くわけです。正直言いまして、市長が議長に提案するのに、どなたが館長か、市長が了承していない方を議会に上程するというのは、今後の議会運営からもいろいろ問題が出ます。」(甲46・37頁)ということで、リストはまず、市長に示されたのである。

この点、本郷部長は、10月30日には理事長にもリストを見せたといい、理事長は、10月30日にリストを見せられたか覚えていない(高橋尋問6頁)と法廷では曖昧な証言をおこなった。

しかし、理事長は、2004(平成16)年2月1日の理事会では、「次の館長の候補者はいるんですかと聞きました。それが12月だったと思います。そのとき、これから探しますと。3、4人の候補者はあるというふうに言われました。」とノートを見ながら話している(甲71-4・40頁)。

尋問期日において、理事長は、そのやりとりを10月末のことであるかのように述べたが、2月の理事会で、「ノートがありますので」「ノートがありますから」とあれだけ繰り返し述べて自己の発言の正確さを強調しておきながら、後になって「正確なノートが後で出てきた」とは到底信用することができない。理事会での発言のとおり、理事長が候補者に関するやりとりをしたのは、やはり12月だったと考えるのが自然である。

また、仮に「後で出てきたノート」などというものがあるとし

て、このやりとりがなされたのが理事長証言のように12月ではなく10月30日だったのだとしても、やはり、この時点では候補者は3、4人いるとしか理事長は聞かされていなかったことになり、リストは見せられていなかったことになる。結局、理事長にさえ知らせないまま、市職員らで候補者選びを進めていたというのは動かし難い事実である。

(4) 候補者への打診も被告豊中市が主導

そして、候補者への打診を進めたのも、本郷部長、武井課長ら被告豊中市の職員であった。

ア 2003(平成15)年11月、本郷部長らは、候補者への打診を開始した。

しかし、就任を承諾する候補者は容易には見つからず、複数の候補者から就任を拒否された本郷部長らは、何度も、寝屋川市や桂の自宅近くまで足を運んで、館長就任を桂に確約したのである。

被告らの主張によれば、2人の候補者に断られて、3人目に桂に就任を打診したとのことである。しかし、本郷部長らは、桂と接触する以前に、実際には、少なくとも3人の候補者から断られていた。すなわち、被告豊中市は、断られたという2人の候補者以外にも、リストに記載された候補者に対する打診をおこなって(武井尋問35頁、本郷尋問17頁)、断られていたのである。

この点、本郷部長は、「近況だけを把握したいということで」電話したのだと述べたが、武井課長は、同人が候補者リストに掲載していたことを明言している(武井尋問36頁)。リストに掲載されている候補者に電話しているにもかかわらず、「その候補者は打診の予定には入れておりませんので、打診の回数には

数えておりません。」というのは、いかにも不合理な、理解し難い言い分である。被告豊中市は、3人に断られ切羽詰っていたからこそ、なんとしても桂に就任を承諾してもらおうと必死だったのである。

イ 12月初旬(被告らによれば11日)、初めて桂に接触した本郷部長、武井課長は、原告の去就を気にする桂に「三井さんは常勤は無理なんです」(桂尋問12頁)と虚偽の事実を述べて、就任を打診した。

しかも「候補者」になってくれと打診したのではなく、事務局長就任を「懇請」したのであった(桂尋問6、11頁)。

12月16日、市役所を訪れた桂は、事務局長が自分に務まるかどうか、週2回の非常勤講師の職を続けることが可能かどうかを武井と米田(武井尋問38頁)に確認したが、このときも、武井課長らは、「細かい事務は、下(課長)がしますから、大丈夫です。」と述べ、非常勤講師職との両立についても、桂の意に沿う回答をした。被告らが、武生のオンブッドや他で講演したりするから原告の常勤は無理と決め付けたにもかかわらず、週二回非常勤職を抱える桂に対しては就任を懇請している点、何としても原告を排除したいとの強い意思がうかがえる。

そして、武井課長らは、その前日になされていた原告からの申入れについては何ら桂に説明することなく、「内定」よりもっと強いもの、もう決定したことである、と桂が認識するような説明をおこなって、承諾させたのである(桂2～3頁)。

ウ 2003(平成15)年12月22日には、本郷部長、武井課長が寝屋川市に挨拶にまで赴いている。

本来であれば、桂自身の退職の問題であるから、桂自身が寝屋川市に経緯を説明すればよいところである。しかし、桂によ

れば、本郷部長から「寝屋川市には行政同士のことですから挨拶に行きますというふうに言われた」(桂尋問3頁)のために、桂自身は寝屋川市に退職の見込みを伝えなかったのである。

ここで、本郷部長が「行政同士のこと」というのは、もちろん「寝屋川市と豊中市との間の問題」という意味である。つまり、本郷部長の認識として、館長人事は「市」の問題にはほかならなかった。そして、市と市の問題としてきちんと挨拶に赴くことができるほど、この時点で既に桂の就任は確定的なものだったのである。

エ 2004(平成16)年1月15日、2月9日、と本郷部長らは重ねて桂の自宅近くの喫茶店にまで足を運び、桂との面談を重ねている。

2月9日には、「三井さんが残りたと言っているのに行く気はありません。押のけて行く気はありません」と言い就任を躊躇する桂に対して、本郷部長は、「でも桂さんしかいないんです。あなたしかいないんです。」(桂尋問5頁)と述べて説得した。

2月9日というと、原告が優先採用の申入れを行い、2月1日の理事会において新館長への就任の強い希望を表明した後のことである。この段階に至っても、桂に対して「うちは桂さんしかいない」との説得がなされていたという事実は、面接以前に桂の就任が既に決定していたということ、また、後に選考委員となった本郷部長が「桂さんしかいない」との意向を持っていたことを決定的に裏付ける重要な事実である。

(5) 形式的な選考手続きも被告豊中市が主導

その後、選考委員会が設置され、形ばかりの面接試験が実施されたが、それは単なる形式以外の何物でもなかった。

そして、この選考委員会にも、設置段階から、被告豊中市の意向が働いていた。

まず、選考委員の構成についての話し合いの段階から、桂に対して就任打診をおこなってきた本郷部長、武井課長が参加していたのである。

選考委員の決定に、本郷部長、武井課長がかかわっている点についても高橋理事長は、「100%の出資をしている被告豊中市です。90%以上の予算も被告豊中市が出しています。その責任当事者として入るのは当然だと考えました。」「責任も取ってもらわないといけない」(高橋尋問44頁)と証言した。この「責任をとってもらおう」との理事長の言葉は、まさに館長人事が被告豊中市の主導で進められてきたことを示すものである。財団のあずかり知らぬところで、もっばら市の職員と市派遣事務局長が進めてきたことであつたからこそ、理事長は、被告豊中市の職員に「責任をとってもらわないといけない」と考えたのである。

本郷部長は、自ら選考委員になることにまで同意して、面接の場に臨んだ。

そして、本郷部長を含む選考委員の意見交換の上、当初から決まっていた「桂館長」の決定がなされたのである(山本尋問31頁)。

以上のように、原告排除に向けた一連の手続きは、被告豊中市の意向により、すべて被告豊中市の主導のもと、おこなわれたのである。

よって、被告豊中市は、不法行為責任を免れない。

第8 原告の蒙った損害

原告は、2000(平成12)年9月1日付で採用されて以来、第2で記載したように、館長の職務を積極的にこなし、時には自費を負担して

まで、すてっぷの事業のために尽力してきた。原告の実績は、極めて多様で、いずれも極めて水準の高いものであり、しかも、市民とのネットワークの構築を始め、地域に根ざしたものであった。

しかるに、被告豊中市および被告財団は、バックラッシュ勢力に屈して、本件雇止めおよび採用拒否を敢行し、原告をすてっぷから排除したのである。

これによって原告が被った精神的苦痛は筆舌に尽くし難いものであり、どんなに少なく見積もっても慰謝料は1000万円を下るものではない。

よって、被告らは、不法行為に基づき、慰謝料金1000万円及び弁護士費用金200万円の合計1200万円ならびにこれに対する平成16年2月25日から支払い済みまで年5分の割合による金員の支払い義務を免れない。